

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

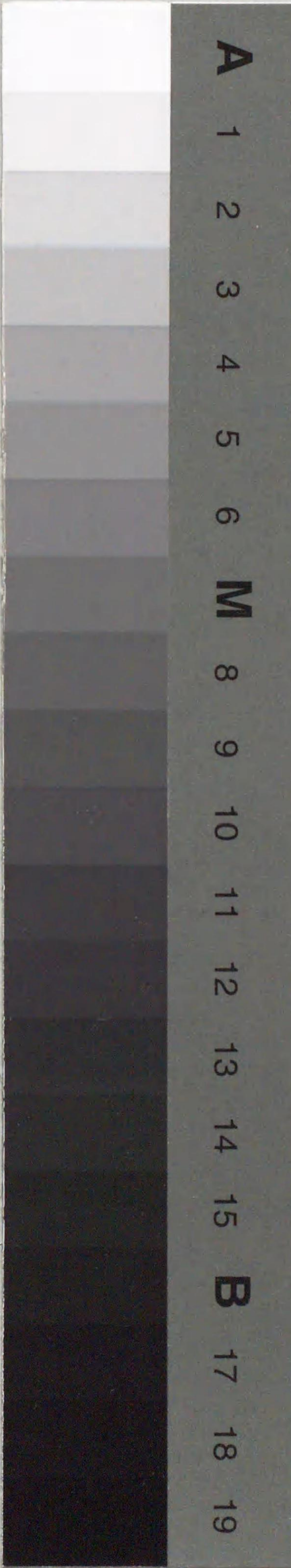
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



GB186

45



81454940

上代に
於ける日華交通と文化の關係

国立国会図書館

シセ029

叢A
81
4

昭和9年4月16日

本誌發行所 啓書贈

昭和六年四月印刷 (昭和五年十一月二十二日於文化事業部講演)

於代に
けるに
日華交通と文化の關係 (上)

水野梅曉君



叢A
81
4

外務省文化事業部

GB186
45

叢A
81
4



~~862859~~

81W54940

於上代に
けるに
日華交通と文化の關係 (上) **目次**

第一期 崇神より神功皇后末年に至る (三百五十五年間) の

日韓及び日漢の交通

- イ、概 説……………(一)
- ロ、新羅王子の歸化……………(二)
- ハ、邦人瓠公新羅に歸化す……………(三)
- ニ、筑紫の私人が行ひたる日漢交通……………(三)
- ホ、魏志に顯はれたる倭人傳……………(五)
- ヘ、倭人傳に對する總評……………(一〇)
- 一、『倭』の名稱に就て……………(一〇)
- 二、『夷』の名稱に就て……………(一一)
- ト、漢魏交通に對する概評……………(一二)

第二期 應神朝より雄略朝に至る（二百〇八年間）の三韓及び
晋宋との産業交通……………（一六）

イ、概 説……………（一六）

ロ、應神朝の文字及び工業の輸入……………（一七）

ハ、仁徳、履仲、反正の内政修明……………（一九）

ニ、允恭以後の日宋交通……………（二〇）

ホ、宋書に顯はれたる日宋交通に就いて……………（二三）

ヘ、魏及び西、東兩晋と朝鮮との交通……………（二四）

ト、宋と朝鮮との交通……………（二六）

第三期 清寧朝より崇峻朝に至る（百十一年間）の韓國文化輸入時代……………（二九）

イ、清寧、顯宗、仁賢三朝の事略……………（二九）

ロ、武烈、繼體、安閑、宣化四朝の文化進展……………（二九）

ハ、欽明朝の佛教渡來……………（三〇）

ニ、敏達、用明、崇峻三朝佛教文化の發育時代……………（三三）

ホ、本篇の歸結……………（三四）

上代に於ける日華交通と文化の關係

水野 梅 曉

第一期 崇神より神功皇后末年に至る（三百五十五年間）の
日韓及び日漢の交通

イ、概 説

我國の文化は殆んど其の大部分が、中華の大陸より輸入せられたものである。然れども日華の直接交通が開始せらる以前に行はれたる日韓交通が、其の媒介となつたと云ふことは、到底之れを見逃すことの出来ない事實である。故に日華交通を語る順序としては、先づ日韓交通より之れを概観せねばならぬ。然るに此の日韓交通は、遠く有史以前より行はれたものであつて、神代の昔に於て素佐男命が朝鮮に移住せられたとか、或は神武天皇の皇兄三毛沼命が朝鮮に渡りて、新良貴の祖と成られたと云ふが如き口碑は枚擧に遑ない。されど斯る草昧時代の問題は暫く之れを略して、有史以後の日韓交通は、如何にして開始せられたかと云ふことを検討すれば、崇神天皇の十一年（前漢後元二年、西曆紀元前八七年）異族譯を重ねて歸化したるを始めとし、國としては六十五年（漢、竟寧元年、西曆前三十二年）に、任那の使者蘇那曷叱知が入貢したのが、即ち我國の歴史に顯れたる、日韓交通の紀元である。

然らば神武開國六百二十八年に至りて、突如として任那が入貢したのは、如何なる理由に基くものであるかと云ふに、

是より先き漢の武帝が、即位と共に西域の諸國を經略するは勿論、北の方匈奴を討ち、東は朝鮮を討つて、眞蕃、臨屯、樂浪、元菟の四郡を置きたるは、即ち開化天皇の五十年（漢の元封三年、西洋紀元前百〇八年）であつた。其の後七十餘年を経過したる、崇神六十五年に至れば、朝鮮に對する漢の統制力も漸次弛緩して、崇神四十一年（漢の五鳳元年、西洋紀元前五十七年）には新羅の建國となり、又崇神六十一年（漢の建昭二年、西洋紀元前三十七年）には、高麗國が建設せらるゝと云ふ有様となつて來たので、朝鮮の南部の小國たる加羅（任那）は、自國の存立を維持する爲めに強鄰の支援を必要とし、茲に初めて我國に入貢することとなつたものである。されば此の以前に於ても、史上に顯はれざる日韓兩國の交通が、盛んに行はれて居つたものであると云ふことは、蓋し之れを想像するに餘りある次第である。

ロ、新羅王子の歸化

其の後任那の使節は六年間に亘りて我國に在留し、其の間には崇神天皇の大葬も、新帝の即位も滞りなく終つたので、歸國を願ひ出でたれば、垂仁天皇は其の忠誠を嘉し、先帝（崇神天皇）の御名は、御間城入彦五十瓊殖命なりしにより、其の御名の御間城に因みて、汝の國名を任那と名づけよとの宣旨があつたので、加羅の國名は此の時より任那と稱せらるゝ事となつたのである。然るに其の翌三年には、新羅の王子天日槍なる者が、七種の神寶（羽太玉、足高玉、鴉鹿々赤石玉、出石小刀一口、出石棒一枝、日鏡一面、熊神籬膽一具）を齎し、陶工等を携へて我國に歸化し、隨意に居住を定めんことを請ひ、陶工は近江の鏡谷に居住し、日槍は但馬の國に居住し邦人と結婚した。是れは後有力なる一大氏族となつて、神功皇后の如き大なる人物を出したが、其の子孫たる田道間守は、垂仁天皇九十年（後漢の永平四年、西曆紀元六十一年）橘を求むる爲め、常世の國（閩越地方）に遣はされ、十年を経て之れを携へて歸朝したるに、天皇は既に崩御の後であつたので、之れを山陵に備へたる憐憫哭して息を絶つたと云ふが如き、純真なる忠情を現はして、内外自他の區別なき美談

を貽したるは、今を距る一千八百六十年前の事跡であつた。

ハ、邦人甄公新羅に歸化す

右の如く朝鮮より我國に歸化したる事蹟の外に、我國より朝鮮に歸化したる記録は、新羅の初祖赫居世王三十八年（垂仁六十八年、西曆三十九年）二月、新羅より甄公なる人を馬韓に遣したるに、馬韓王は之れを責めて我が屬國たる辰、卞（新羅の地名）が職貢を輸せざるは、大國に事ふるの途に非すと云へるに對し、甄公は「我國は、二聖始めて起りしより此の方、人事治り、天時和し、倉庫充實したれば、人民敬讓するを以て、辰、卞の二韓は勿論、樂浪及び倭人等も、其の徳を畏れずと云ふこと無し、然るに我王は謙虚にして、下臣を遣はし、修聘せしむるは、禮に過ぎたるものなるに、大王は却つて之れを怒り、兵を以て脅すは、何ぞや」と答へたれば、王は怒つて、之れを殺さんとしたるに、左右之れを諫めて返したれば、新羅王は甄公が隣國に使用して、君命を辱めざることを嘉し、之れを優遇して大輔の任を授けたとは、東國通鑑に顯はれたる邦人の事蹟なるも、其の姓名は之れを知るに由なくして、只彼が獨木舟に乗じて、新羅に赴きたるを以て、甄公と稱したとの事であるが、是は邦人の朝鮮に歸化したるもの、最初の記録である。

ニ、筑紫の私人が行ひたる日漢交通

上記の如く日韓兩國は相互に交通して、其の間に何等の隔意なかりしが、日韓交通に依りて大陸の事情を知りたる邦人は、直ちに之れと直接交通の道を開かんと欲して、終に漢廷と通することとなつたのである。故に之れを左に表記することとした。

一、垂仁八十六年（後漢中元二年、西曆五十七年）筑紫の私人始めて漢に通じて「委奴國王」の金印を受けた。

一、景行三十七年（後漢永初元年、西曆百〇七年）倭使漢に通した。

と云ふが如き事實となつて、邦人は既に朝鮮以外の大國たる漢に入り、直接漢廷と通じて其の金印を受くるまでになつた。而して其の事は、後漢書の光武本紀を始め、安帝本紀にも記るされて居るが、其の事實が極めて確實なものであると云ふことは、天明四年（清乾隆四十九年、西曆一七八四年）二月二十三日、筑前國那珂郡志賀嶋の土中より、方八分弱、厚さ二分五厘の蛇鈕を付したる『委奴國王』の金印が掘出された。（其の印は黒田侯爵家に藏せられて居る）。故に後漢書の記事は、之れに依りて最も明白なるものであると云ふことを裏書せらるゝと共に、『委奴國王』と云ふ印文其の物が、直に我國に漢文が輸入せられたる、最初の者であると云ふことが明かとなつたのである。されば爾後後漢の世は滅びて、三國の幕となつても、一度開始せられたる大陸との交通は、其の跡を絶つことなくして繼續せられた。故に之れを表記すれば、

一、神功攝政三十八年（魏景初二年、西曆二百三十七年）使を魏に遣はして、男女生口及び斑布二丈を贈つた。

二、同四十年（魏正始元年、西曆二百四十年）魏使來りて『親魏倭王』の印を授け、其の多數の金帛を贈ふた。

三、同四十三年（魏正始四年、西曆二百四十三年）使を魏に遣はし、生口及び倭錦等の方物を贈つた。

と云ふが如き記事が、晋の陳壽が編纂したる『三國志』中の魏志に顯はれて居る。而して其の陳壽が三國志を編纂したる晋の太康六年は、我國では即ち應神十六年（西曆二百八十五年）なれば、恰も百濟より王仁が召されて、論語、千字文等の經典を齎して我國に歸化した年であつた。然るに其の魏志には『倭人傳』と稱する我國に關する記録があつて、我國に關する各種の風俗其の他を記るして居るが、固より其の記事は傳聞の誤もあり、又今日より之れを見れば、奇怪に感ずる點があつても、要するに我國の最古の歴史たる『古事記』に先き立つこと、實に四百三十七年前に於て、異邦人たる陳壽に依りて我國の記録が造られたと云ふことは、古今東西の文化史上に於ける珍事である。故に予は少しく『倭人傳』に關する考察を試みんとするものであるが、之に先き立ちて魏志の編纂者をして、特に倭人に關する立傳を思ひ立たしめたる

者は、即ち前記の如き私人の活躍せる結果であるから、見方に依りては『倭人傳』は、晋人陳壽の筆ではあるが、其の半面には我等の祖先たる私人の活躍せる結果が、右の如き永久不滅の記念塔となつたのであるとも云はれるのである。

ホ、「魏志」に顯はれたる倭人傳

倭人傳は今を距る一千六百四十六年前の、晋の太康六年に脱稿せられたるものなることは前述の通りであるが、其の本

文は

倭人は帶方（今の遼東地方）の東南大海の中にあり、山嶋に依りて國邑を爲し、舊と百餘國にして、漢時に朝見する者もあつたが、今使譯して通ずる者は三十國ばかりである。郡（帶方）より倭に至るには、海岸に循かひ水行して、韓國を經、乍ち南し乍ち東して、其の岸に到る者にして、狗邪韓國よりは七千餘里にして始めて一海を渡り、千餘里にして對馬國に至る。其の官を卑狗と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。居る所は絶海にして、方四百里ばかりである。土地は山險にして深林多く、道路は禽鹿の徑の如く、千餘戸あるも良田なければ、海物を食して自活し、船に乗つて市糶して居る。又南して一海を渡ること千餘里、之を名づけて濔海（玄海）と曰ふ。一支國（壹岐）に至る。官は亦卑狗と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。方三百里計りして、竹木叢林多く、三千ばかりの家あり、差田地ありて耕すも、猶食に不足するを以て、亦南北に市糶して居る。又一海を渡りて未盧（筑前）國に至れば、千餘戸は海濱に居るが、艸木茂盛にして、行くに商人を見ること難く、好んで魚鱈を捕へ、水の深淺となく、皆沈没して之を取つて居る。

此れより東西に陸行すること五百里にして、伊提國に到れば、官は爾支と曰ひ、副は泄謨觚柄渠觚と曰ふ。千餘戸あり世々王あるも、皆女王國に統屬して居る。郡使の往來には、常に此の所に駐るのである。

夫より東南奴（儼）國に至るには百里なるが、官を兜馬觚と曰ひ、副は卑奴母離と曰ふ。三萬餘戸ある。東行して不彌

國に至るに百里、官を多模と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。千餘家あり。南の方投馬（薩摩と云ふ説もある）國に至るには、水行二十日である。官を彌々と曰ひ、副を彌々那利と曰ふ。五萬餘戸ある。此より耶馬臺國女王の都に至るには、水行七日、陸行一月なるが、官は伊支馬と曰ひ、次を彌馬升と曰ひ、次を奴佳鞮と曰ふ。戸數は七萬ばかりである。女王國以北の戸數、道里は、略ぼ載せ得るも、其餘の旁國は、遠絶にして詳にすることを得ない。

次に斯馬國、次に已百支國、次に不呼國、次に如奴國、次に姐奴國、次に對蘇國、次に呼邑國、次に華奴蘇奴國、次に鬼國、次に爲吾國、次に鬼奴國、次に耶馬國、次に躬臣國、次に巴利國、次に支惟國、次に烏奴國、次に奴國あるが、女王の國は此れで盡きるのである。

其の南に狗奴國あり、男子を王と爲し、其の官には狗古卑狗あるも女王に屬して居らぬ。郡より女王國に至るには、萬二千餘里なるが、男子は大小となく皆黥面文身して居る。

古より其の使の中國に詣る者は、皆自ら大夫と稱して居る。夏の少康の子が會稽に封ぜられ、絶髮文身して、以て蛟龍の害を避けたるに、今倭の水人が好んで沈没し、魚蛤を捕ふるに文身せるは、亦以て大魚水禽を壓する爲なるも、後には稍以て飾となりたれば、諸國の文身も各異つて、或は左、或は右、或は大、或は少と爲つて、尊卑の差を有するこゝとなつた。其の道里を計るに、當に會稽東治の東である。

其の風俗は淫ならずして、男子は皆露紛し、木綿を以て頭を拈し、其の衣は横幅を以て結束して相連ね、略ぼ縫はざる者の如くなるが、婦人は髪を被して屈紛し、衣を作ること單被の如くにし、其の中央を穿つて頭を貫いて、之を衣として居る。

禾稻を種へ、紵麻、蠶桑を繅績し、細紵、縑綿を出すも、其の地に牛、馬、虎、豹、羊、鵠は居らぬ。

兵は矛楯、木弓を用ひ。木弓は下を短く上を長くし、竹箭は鐵鏃、或は骨として居る。其の有無する所は、僮耳、朱

崖（海南島）と同じである。

倭の地は温暖にして、冬夏生菜を生ず、皆徒跣するも家屋あり、父母、兄弟は臥息の處を異にし、朱丹を以て其の身體に塗ること、中國の粉を用ゆるが如く、飲食には籩豆を用ゆるも、手にて食ふて居る。

其の死するや、棺あるも槨なく、土を封して冢を作る。始め死すれば、喪を停むること十餘日なるが、時に當りて肉を食はず、喪主は哭泣するも、他人は就て歌舞して酒を飲む。已にして葬れば、家を擧げて水中に至り、澡浴すること練沐の如くするのである。

其の行來して海を渡り、中國に詣るには、恒に一人をして頭を梳せず、蟻蝨を去らず、衣服を垢汚にし、肉を食はず婦人を近づけず、喪人の如くにするを名づけて「持衰」と云ふ。若し行いて吉善なれば、共に其の生口、財物を顧（與）ふるも、若し疾病、又は暴害に遭へば、便ち之を殺すのであるが、夫は「持衰」者が謹慎せざる爲めであるとするからである。

眞珠、白玉を出し、其の山には丹を有し、其の木には、柵杆、橡樟、椶櫚、投櫃、烏號、楓香等あり、其の竹には、篠簜、桃支あり、薑、橘、椒、蘘荷あるも、以て滋味を爲くことを知らず、獼猴、黑雉もある。

其の俗、事を擧げ、行來するには、輒ち骨を灼いて以て其の吉凶を卜するが、其の卜に先きだちて、其の辭を告ぐることは、龜法の如くにして火の圻けるを視て兆を占ふのである。

其の會同坐起には、父子、男女の別なく、人の性は酒を嗜む。大人を見て敬するには、但だ手を搏つて以て跪拜に當てるのである。其の人は壽考にして、或は百年、或は九十年である。

其の俗、國の大人は皆四五婦あり、下戸は二三婦なるも、婦人は淫せず、妬忌せず、盜竊せず、争訟少なく、其の法を犯して輕きは妻子を没し、重きは其の門戸及び宗族を滅す。尊卑は各差序ありて、相臣服するに足る。租税を收むる

には邸閣あり、國內には市ありて有無を交易し、大倭をして、之れを監せしめて居る。

女王國より以北は、特に一大率を置いて檢察するにより、諸國は之れを畏れ憚つて居る。伊靉國を治むるには、常に中國の刺史の如き者がある。

王が使を遣はして京師に詣り、又は帶方郡及び諸韓國の郡使が往來すれば、倭國は皆津に臨んで搜露し、文書賜遣の物を傳送し、女王の所に詣りて差錯するを得ず、下戸が大人と道路に逢へば逡巡して帥に入る。辭を傳へ事を説くには、或は躡し、或は跪し、兩手は地に據るを以て恭敬と爲す。對應の聲は噫と曰ふ。比するに然諾の如き者である。

其の國は本と男子を以て王とせるも、住すること七八十年にして、倭國亂れて相攻伐すること年を歴たれば、乃ち共に一女子を立てて王と爲し、名を卑彌呼と曰ふた。鬼道を事とし能く衆を惑はし、年已に長大なるも夫婚なく、男弟あり佐けて國を治む。王と爲りてよりこの方、見ることを得る者少なく、婢千人を以て自ら侍せしめ、唯男子一人が飲食を給し、辭を傳へて出入したのみである。居處は宮室、樓觀、城柵を嚴設し、常に兵を持する人をして守衛せしめて居る。

女王國より東海を渡り、千餘里にして復た國があるも、是れは皆倭種である。又朱儒國は其の南にありて、人の長さ三四尺なるが、女王國を去ること四千餘里である。又裸國、黑齒國あるも、其の東南にありて、船行一年にして至ることを得るのである。倭地を參問するに、絶海の中の洲嶋の上にありて、或は絶へ、或は連り、周旋五千里ばかりである。

景初二年（神功皇后三十八年、西曆二三八八年）六月倭女王、大夫難升米等を遣はして郡に詣り、天子に詣りて朝見せんことを求めたれば、太守劉夏は、吏を遣はし送つて京都に詣らしめた。其の年十二月、詔書を將つて、倭女王に報じて曰く

制詔すらく、親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏使を遣はし、汝の大夫難升米、次使都市牛利を送り、汝所獻の男生口四人、女生口六人、斑布二匹二丈を奉じ到る。汝の所在は踰遠なるも、乃ち使を遣はして貢獻せしむるは、汝の忠孝によるものなれば、我甚だ汝を哀れむ。今汝を以て親魏倭王と爲し、金印紫綬を假し、裝封して帶方太守に付して假授す、汝其れ種人を綏撫し、勉めて孝順を爲すべし。汝の來使難升米、牛利は、海を涉つて道路に勤勞するを以て、今難升米を率善中郎將と爲し、牛利を率善校尉と爲し、銀印青綬を假し、引見して勞賜遣還す。今絳地（地は緡の誤）交龍錦五匹、絳地縹粟罽十張、舊絳五十匹、絳青五十匹を以て、汝の獻せる所の貢直に答ふ。又特に汝に紺地句文錦三匹、細斑華罽五張、白絹五十匹、金八斤、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠、鉛丹各五十斤を賜ひ、皆裝封して難升米、牛利に付す。還り到れば錄受して悉く以て海國中の人に示し、國家の汝を哀むことを知らしむべし。故に鄭重にして、汝に好物を賜ふたのである。

正始元年（神功四十一年、西曆二四一年）太守弓遵、中校尉梯儻等を遣はし、詔書印綬を奉じて倭國に詣り、倭王に拜假し、並に金帛錦罽、刀鏡、采物を賜ひたれば、倭王は使に因りて上表して、恩詔を答謝した。

正始四年（神功四十三年、西曆二四三年）倭王は復た大夫伊聲耆、掖邪狗等八人の使を遣はし、生口、倭錦、絳青の縑綿衣、帛衣巾、丹水紉、短弓矢を上獻したれば、壹に率善中郎將の印綬を拜せしめた。

同六年（神功四十五年、西曆二四五年）には、詔して難升米に黃幢を賜ひ、郡に付して假授せしめた。

同八年（神功四十七年、西曆二四七年）太守王傾官に到りたるに、倭女王卑彌呼と、狗奴國の男王とは、素より不和なりしを以て、倭は載斯烏越等を遣はして郡に詣り、相攻撃するの狀を説きたるに因り、夷曹、椽三、張政等を遣はし詔書、黃幢を齎らし、難升米を拜假し、檄を爲つて之を告諭せんとしたるに、偶卑彌呼死したるを以て、大に家を作り徑百餘歩、殉葬する者百餘人なりしと云ふ。更に男王を立てたるも國中服せず、互に相誅殺し、爲めに千餘人を殺した

れば、復た卑彌呼の崇女年十三なる壹與を立て、王としたれば、國中は遂に定まりたれば、政等は檄を以て壹與に告諭した。壹與は、倭大夫率善中郎將校邪狗等二十人を遣はし、政等を送り還するの因みに、臺に詣り男女生口三十人を貢し、白珠五千、孔青大白珠二枚、異文雜錦二十匹を献上した。

へ、倭人傳に對する總評

右は私人活躍の記念塔たる『倭人傳』の全文である。しかし、其の筆路は一貫せずして、或は地理を説明して居るかと思へば、風俗に移り、風俗を述べて居るかと思へば、直に物産に移り、又氣候風土及び制度に移ると云ふ缺點があるが、之れは筆者自身が其の地に臨みて、親しく其の見聞を記したるにはあらずして、或は漢代の舊記に據り、或は傳聞のまゝを記したる結果が、本文の示す如く筆路の一貫を缺き、或は又重複するものとなり、又語つて詳かならざる所があるも、此れは筆者が物珍らしく感じたる餘りに、苟くも倭人に關する事件は、細大となく輯録せんとしたる結果なれば、予は其の記事の精否を論ずるよりも、寧ろ筆者が、かゝる態度を以て臨みたることを多とする者である。故に予は倭人傳の内容を考證して、其の説明の當否を指摘するとか、或は其の記事の眞偽を分類して、之れを批評するとか云ふことを避けて、茲には其の全篇を通じて、最も主要なりと感ずる點を摘出して、其の總評に當てることとした。

一、倭の名稱に就て

予は本書を繙いて第一に感ずる點は、漢魏人が如何なる理由に依りて、我國を稱して「倭」と名づけたかと云ふことが、本篇の眼目であると思はるゝを以て、予は此の機會に少しく「倭」の字義に就て、之れを本質的に考察せんとするものなるが、漢文字の字源より、其の字義を説明せる文字學上の專書たる『說文』に據れば

「倭」は順なる貝にして、人^{スガク}に从ふ、委聲である。と云ふて居る。故に「倭」字は從順の姿を本義とする者であると同

時に、字其の物の本質が、人に從ふて居るから、其の交通の動機如何を論ぜず、今を距る一千八百七十一年前の（後漢中元二年）光武朝に、始めて其の姿を顯はしたる、筑紫の私人を見るに「倭」と云ふ從順なる人であると云ふ感じを起したことが判るのである。

何となれば、由來中華を以て自ら任ずる漢民族は、近く例を漢代に求むるまでもなく、自己以外の民族に對しては三代の昔より、犬戎、又は羌狄と云ふが如き、動物的の名稱を以て之れに名づけ、彼等自らは極めて高く標準せる傳統を有することは、今更吾人の説明を要せざる所である。

然るに後漢廷に顯はれたる邦人に對しては、直に之を「倭人」と名づけ、倭戎又は倭蠻、倭狄の名を以てせざる所に吾等の味ふべき點があると思はれる。故に予は極めて自尊心の高き漢人が「倭」は從順なる人であると云ふ印象を得て、之れを我國に冠したる所に、早くも既に日華の兩國は、相互に相頼り、相親むべき運命の下にあることを豫告し、又は暗示せるものゝ如き感を抱かしむるものがある。故に進んで其の「倭」字の用例を見るに、

(一) 漢書の地理志には「樂浪海中に倭人あり」と云ふて居る。

(二) 詩經には「周道倭遲」と云ふて居る。而して此の倭遲の意味は、歴遠の貝であるから、其の意義は、道に順ふて緩行することを形容したるものなれば、其の間に悠々迫らざる有様が顯はれて居る。

(三) 廣韻には「倭」は慎む貝であると云ふて居る。

(四) 說文詁林には、「左傳の魯の宣公の名は「倭」であつた。然るに史記の侯表で「倭」字を「倭」字と改めたのは、一則ち梁の武帝の諱を避けた爲めである。

以上の例を見ても、倭字其の物の本質が、順又は慎であることを説明して餘りある上に、陳壽が之れを筆にするに當りて「倭人」と爲した點を看取せねばならぬ。然らは何故に我國人に對してのみ、漢民族が自尊心を捨てて、之を人と

して取扱ひたるかと云ふに。

尙書の堯典に「義仲に命じて嶋夷に宅しむ、賜谷と曰ふ。寅んで出日を賓し、東作を平秩す。」と云ふ言葉を連想して、彼等の所謂東夷に對する感想は、自ら他の種族に對するものよりは、別のものがあつたのである。故に予は其の間の感情を顯はす爲めに、近代人たる俞曲園氏が、光緒十五年（明治二十二年）傳懋元氏の著書たる『日本圖經』に序して尙書の嶋夷は史記では郁夷に作り、小雅には「周道倭遘」と云ひ、漢書の地理志にも「周道郁夷」と作つて居る。

是に於てか、嶋は郁に通じ、郁は倭に通ずるを以て、尙書の嶋夷に宅らしむと謂へるは、即ち漢以來の所謂倭國であると云ふ者あるも。此の説は荒遠にして根據とするに足らずとする者もあるが、然も後漢書の世祖中元二年（垂仁八十六年、西曆五七年）東夷の倭奴國王、使を遣はして奉獻したるは、此れ倭の中國に通じたるの始めであつて、唐の太宗貞觀五年、日本が使を遣はして入朝したる者は、即ち古の倭奴なれば、後漢より今に至る二千餘年、史に書を絶たないのである。然らば則ち海外の國は、高麗の外には、日本より先きなる國はない。下略

と云へるは、即ち嶋夷、又は郁夷が、果して倭であるや否やは、是を考ふることが出来ないにしても、後漢以來二千年に亘りて、史に其の書を絶たない國は、高麗の外には、日本あるのみである。而して其の日本とは、則ち古の倭奴であると云ふ所に、何となく「倭」と云ふ名に一種の親しみを感じて居ることが、言外に顯はれて居る點は、見逃すことの出来ないものである。

二、夷の名稱に就いて

然らば「夷」と云ふ文字の本質は、如何なる者であるかと云ふに、説文には

「夷」は平なり、大に従がび、弓に従がふ、東方の人なり（以脂の切）と云ふて居るのを見ると、其の間に何等輕侮の意味なきのみならず、寧ろ大人が弓を持して居ることを形容して此の字を造り、且つ其の字義は「夷」は平なりと云ふて

居るのは、即ち大人が弓を以て立てば、鬪はずして自ら平定せらるゝ意義を含めたる、一種の尊稱と云ふてもよいのである。故に予は進んで其の用例二、三を摘出すれば

一、詩經には「我心則夷夷なり」とも云ふて居る。

二、後漢書東夷傳には「夷は抵なり、言ふ心は、仁にして生を好む、萬物地に抵りて出づるからである」と云ふて居る。

三、老子には「大道甚夷」とあるが、范應元は之を註して「夷は正なりとも曰ふて居る。」

四、今正韻會には「(前略)南方の蠻國は蟲に从ひ、北方の狄は犬に从ひ、東方の貉は豸に從ひ、西方の羌は羊に从ひ、西南の棘人、焦僥は人に從ふて居る。蓋し坤の地にありては、頗る順理の性あるを以て、惟だ東夷のみは、大に从ふを以て大人である。夷の俗は仁なれば、仁者は壽にして、君子不死の國である。按ずるに、天大なれば、地も大にして、人も亦大である。大は人の形を象とるを以て、夷の象は、大に从ふものなれば、則ち夏と殊ならず、夏とは中國の人のことである。云々

とある。此の外經傳には「夷は易なりとか、「夷」は悦なりとか、或は「夷」は常なりとか云ふて居る點を見れば「夷」字、其の物の字義は、明かに平、易、正、常、悦等の義を含むものであるから、魏志及び後漢書等に東夷の倭人と連呼したりとて、決して之れは侮蔑ではなくして、寧ろ尊稱であつたのである。然るに邦人は今尙ほ之れを快とせずして、夷狄と云ふ文字を連想し、或は又倭人傳中に「倭奴國王」と云ふ「奴」字があるのを見て、著るしく神經を尖らす者あるも、是れは恰土國人が後漢廷に入貢して、倭の恰土國人と稱したるに因りて、乃都の切し「奴」字の音を假借して「倭奴國王」としたのであることを知れば、敢て不快を感ずることなきも、若し後漢人が、同音中より今少しく優雅なる文字を假借して置いて呉れたれば更に申分はなかつたのである。

故に、予は今を距る一千八百七十四年前に於て、我等の祖先が後漢廷に通じ、我等の民族は從順にして、平易常悅の民

であることを印象せしめたこと云ふことは、以上の説明でも明かである。故に予は是が筆冊を通じて今尚ほ吾人の目に映ずる記録となつて居るのは、人類のみが有せる文化の賜物であると云ふことを感謝せずには居られないのである。

ト、漢魏交通に對する概評

予は既に「倭人」及び「東夷」の意義に就ては、略ぼ其の概要を説明したるを以て、進んで倭人傳の内容に就ても一言すべき順序となりたるも、要するに前項に於て既に述べたる如く、魏志の編者は一の好奇心より、苟くも珍らしく感じたる事柄は、一字一句も之れを漏さじと云ふ心理より記事の重複をも顧るに違なく、殊に倭國と關係なき方面にまで脱線して、種々の國名を記入して居るのは、是れは珍らしき倭人を題目として、當時に於ける外國事情は、悉く之れを取入れた結果なれば、恰も維新當時に行はれたる福澤翁の『世界國づくし』を見るの觀を以て、其の記事が迎へられたるものと云ふ旁證として甚しく興味を感ずるのである。

故に其の入國の徑路も、未盧國(筑前)に至るまでは、現代人を以てしても之れを知ることが出来ると同時に、古代の風俗の一部も、本志を通じて想察することが出来るとしても、其の大部分は之れを傳聞の儘に記したるものなれば、第一倭女王卑彌呼と云へるは、是は神功皇后には非ずして、熊襲の女酋長であると云ふことを知らざるのみならず、耶馬臺に對しても、今の大和説と、熊襲説と、肥後の山門説と、筑後の山門説があつて、我國の學界にさへ未だ定説がないものなれば、後漢との交通は暫く別として、景初二年(神功皇后三十八年、西曆二二八年)以後の日魏の交通に熊襲の女酋が、威名赫々たる皇后の名を利用して之を行ひたるか、又朝鮮方面に流寓せし邦人が、朝鮮人と協同して之を行ひたるかも問題である。故に少しく此の點に關する考察をするに當りては、進んで朝鮮及び遼東方面の形勢を觀察すれば、自ら其の間の事情が明瞭となるものがある。故に少しく之を説明すれば

魏志に「景初二年六月倭女王は、大夫難升米等を遣はし郡に詣りて、天子に朝獻することを求めた」と云ふ記事は何を物語るものなりやと云ふに、倭女王が使を遣はして郡に詣つて、天子に朝見を求めたと云へるは、即ち遼東に盤據せる公孫淵が、自立して燕王と稱したる爲め、倭は太尉司馬宣王を遣はして、燕を征せしめたるに、高麗王は主簿大加を遣はし、兵千人に將として倭を助け、淵を討つて之を破り、淵父子は斬に處せられ、其の首は洛陽に送られたので、遼東、帶方、樂浪、玄菟は、悉く平らぎたる年であつて、後漢の中平六年以來、遼東に據りたるに公孫氏は、淵に至りて三世五十年にして滅びた。故に魏志には、公孫淵父祖三世遼東を有したるも、天子は其の絶域たるを以て、委するに海外の事を以てしたれば、遂に東夷を隔斷して、諸夏に通ずることを得ざりしも、景初中大に師旅を興して淵を誅し、又潛に軍を海に浮べて、樂浪、帶方の郡を收めたる後は、海表諡然として東夷も屈服した。

と云ふ記事があるのを見れば、倭女王の遣使説も、何となく右の事件と連絡があると同時に、男女生口六人、斑布二丈二尺を獻じ「親魏倭王」の印綬を受け、又驚くべき許多の賜物がありし上に、其の使者に對する叙官があつたと云ふが如きは、何れも皆眉唾物である。何となれば、神功皇后は既に三十餘年前に於て新羅を征し、年々八十艘の貢船を上らしめられたるに、使を他國に遣はすに當り、何を苦んで男女の生口及び貧窮なる斑布を二丈二尺を贈らるゝが如きことなきは明かなる事實であると同時に、明帝に依りて公孫淵が滅ぼされたるを機會に、中原との交通路が開かれたれば、種々の口實を設けて、各種各様の芝居が演ぜられたことは、決して之れを想察するに難くないのである。

若し又之を事實とすれば、景初二年に斑布二丈二尺を獻じたる倭國が、九年後の正始八年には、卑彌呼の宗女「壹與」が立つて、使を遣はし、男女生口三十人、白珠五千、孔青大句珠二枚、異文錦二十四匹を獻じたと云ふが如きは、餘りにも前使と後使との贈品に大なる差があることに氣付かねばならぬから、之は所謂與太であることが明かであるが、尙ほ夫れよりも「卑彌呼は鬼道を事として能く衆を惑はし、年已に長大なるも夫婦なく、男弟ありて佐けて國を治む」云々と云へ

る前文に對して、其の宗女年十三なる壹與を立てたと云ふが如きは全くの自語相違なるにも拘らず、筆者自身も夫れには氣付かずして、隨聞隨録の結果が、本傳と爲つたものなれば、一々之を考證せんとしても、夫は徒勞である。故に予が本傳を通じて感受したる點は、後漢以來邦人を目するに従順なる民族として「倭人」と云ふ名を冠し、之れを南蠻、北狄と其の稱を殊にして居る點のみを看取すれば足るものとし、其の全篇に對する研究と批評とは、之れを他日に譲ることとして置く。

第二期 應神朝より雄略朝に至る(二〇八年間)の三韓及

び晋宋との産業交通

イ、概 説

崇神朝より神功皇后の世を終るまでの三百五十五年間は、我國の涉外關係を發生したる時代にして、相互に若干の人物が往復し、又歸化したと云ふ記録を留めたる以外には、神功皇后が往復七十餘日を以て、新羅を征伐して熊襲の亂に對する外援を清掃せられたのみにして、文化的には何等の影響を示さずして、只産業的には蠶種の輸入とか、柑橘類の移植とかと云ふが如き事跡を貽されたるに過ぎざりしも、大なる意味に於て之れを觀察すれば、筑紫の私人が垂仁八十六年(後漢中元二年、西曆五八年)に漢廷に入貢して、倭國と云ふ名稱を印象したるを始め、仲哀九年(後漢建安五年、西曆二〇〇年)十月に皇后が、新羅を征して内屯官家(後の日本府)を置いて三韓を統制せられたと云ふが如きは、決して之を看過するを許さぬ大事件であつた。

しかし是は要するに第二期、即ち應神朝以後に於ける文化的進展の準備行爲に過ぎずして、吾人が本項に於て述べんとする、所謂文化的交通の幕は未だ開けなかつたのであるが、前述の如き關係を開始以來三百年を經過して、三韓には官を派し、將を遣はし、府を開いて之れを統制するの機關を設け、又私的關係ではあつても、屢晋宋と往復することとなりし爲め、應神朝以後に於ける我國の文化は、頗みに生色を生ずることとなつた。此の點は前期の三百年間は、本項の二百餘年間とは大なる相違であつた。

ロ、應神朝の文字及び工業の輸入

應神天皇の即位は開國九百三十年にして、吳の建衡元年、西晋の泰始六年(西曆二七〇年)であつた。故に後漢の末に分列して三國の幕となつた大陸も、蜀及び魏の二國は既に亡びて、三國の中では只吳のみが南方に存立し、北方及び中原では、魏の丞相司馬懿が取つて之れに代り、國を晋と名づけ、「泰始」と改元したる後の六年であつた。然るに我國では、右の如く中原が分裂し、又蜀魏等が起滅する間にありて、朝鮮に對する勢力を伸張すること約七十年にして、應神天皇の即位となつたのであるから、我國の文化が開發せらるゝのは當然であつた。故に應神天皇の即位と共に、造船及び土木、殊に灌漑等に對する施設が行はるゝこととなり、其の工事には三韓の役夫が來りて、之れに當ると云ふ有様なれば、中原の亂を避けて朝鮮に流寓せる漢民族は、競ふて我國に集團的の移民を爲すこととなつた。試みに之を表出して見ると

一、應神五年(西晋泰始十年、西曆二七四年)八月諸國に令して、海人、山守部を定め、十月伊豆に命じて大船を造らしめ、其の速なること火の枯野を焚くが如くなるを以て、之れを枯野と命名せられた。

二、同七年(西晋咸寧二年、西曆二七六年)高麗、百濟、任那、新羅共に入貢して、韓地悉く我の制を受けたれば、韓人をして大和に韓人池を作らしめられ、其の翌七年三月には、百濟王無禮なりしを以て、其の地を削りたれば、王子直支を來朝せしめて其の無禮を謝した。

三、同十四年（西晋太康四年、西曆二八三年）二月百濟王より縫衣の工女を買した。此の年秦の始皇の裔と稱する弓月君が、百二十縣の民を率ひて歸化せんとしたるに、新羅が之れを阻止したれば、葛城襲津彦を遣はして之れを召された。

四、同十五年八月、百濟王は其の子阿直岐を遣はし、良馬を買したるが、其の阿直岐が經史に通したるを以て、阿直岐の推薦に依りて、博士王仁を徵されたので、王仁は論語、千字文等を齎し、治工、吳服（縫織工）、釀酒人等を伴ひ、

其の翌十六年二月我國に歸化した。

五、同二十年（西晋太康十年、西曆二八九年）九月、漢の高祖の裔と稱する、阿知使主父子以下七姓十七縣の民と共に歸化した。

六、同二十九年（西晋永康七年、西曆二九七年）九月、高麗入貢したるに、王仁に従學せられたる皇子は、其の表文の無禮を責めらるゝまでに、學問の効果が顯はれた。

七、同三十一年（西晋永康元年、西曆三〇〇年）新羅の貢船火を失して、我船を類焼せしめたるを以て、船工良匠を獻じて之れを謝した。

八、同三十七年（西晋、光熙元年、西曆三〇六年）二月、歸化漢人阿知使主を、吳（建業地方）に遣はして、織縫の工女を求めしめられたるに、四十年（西晋永嘉四年、西曆三一〇年）二月、阿知は吳の工女吳織、漢織等を伴ふて歸朝した。

以上は應神の御宇四十年間に亘る、涉外關係及び内政關係の極めて大なるものであるが、要するに崇神以來の海外交通が、三百年を経たにも拘らず、未だ曾て漢文字は勿論、織縫其他の工藝を輸入せらるゝが如き史實を示さざりしに、帝の御宇に至りて前記の如く、對内的には造船を奨励せらるゝと共に、海人、山部の守護を置かれ、對外的には積極的に文字

を輸入して、しかも之を直ちに皇子に學ばしめらるゝと云ふが如き態度に出でられ、且つ人を遣はして縫織の工女を異邦より召されたる如きは、文化の建設に大御心を用ひさせられたことが想見せられる次第である。殊に漢人の裔たる弓月、王仁、阿知の三大種族が、何れも皆揃ふて帝の時代に歸化して、所謂當時に於ける優秀なる文化を扶植したと云ふことは我國の古代史を見る上に於て最も注目すべき事件であつた。

ハ、仁徳、履仲、反正の内政修明

仁徳天皇の即位は、西晋建興元年（西曆三一三年）であるから、大陸では既に五胡十六國の大亂に入らんとして、蜀では李裕が獨立し、趙、後趙、燕、涼の諸國が分立し、西晋も亦四年後には亡びて、東晋の世となると云ふが如き時代であつて、其の混亂は到底尋常のものではなかつた。然るに我國では、かかる中原の混亂には何等の交渉なく、皇子以外廷臣は博士王仁に従ふて、新に輸入せられたる經書を學び、仁徳天皇と皇弟菟稚稚郎子との間には、應神天皇の崩御後に於て互に天位を推譲せられて、三年間の空位を見たる末、終に皇弟が自盡して、天位を皇兄に譲られると云ふが如き、古今東西に其の例を見ざる謙徳の極則を示さるゝと云ふ有様なれば、應神帝に繼いで即位せられたる仁徳天皇は、都を難波に移さるゝと共に、即位の四年（西晋建興四年、西曆九七六年）二月には、三年の租を免じて、民力を休養せしめらるゝと云ふが如き、空前の善政を布かれたれば、三韓よりの文物輸入は勿論、或は屯倉を設けて民食を維持し、或は灌漑の便を講じて墾田を開き、氷室を設けて（同六十二年、東晋寧康二年、西曆三七三年）天然氷を利用するの道を開かるゝと云ふが如き、利用厚生の道に精勵せらるゝこと、八十七年に及びたれば、我國上代に於ける黄金時代が現出したのである。

然るに帝に繼いで、即位せられたる履仲天皇は、在位僅か六年なれば、涉外關係の見るべきものはなかりしも、帝の世に至りて、始めて諸國に史官を（履仲四年、東晋元興二年、西曆四〇三年）置かれ、又同六年には始めて藏職を置いて我

國の會計制度確立の端を開かれた。反正天皇も亦在位五年に過ぎざれば、三韓關係以外には、大陸と何等の交渉を發生せられなかつたが、帝に繼いで即位せられたる、允恭天皇時代に至れば、内政も一通りの整頓を見たることゝて、再び大陸との交渉を見ることゝなつた。故に之れを下項に於て述べることゝした。

二、允恭以後の日宋交通

允恭天皇の即位は、東晉義熙八年（西曆四一二年）であつた。帝は仁徳、履仲、反正の三朝約百年に亘りて、内政を修明せられたる後を受けられたれば、勢ひ再び海外との交通に據りて、文化の進展を謀らるゝは當然のことではあるが、帝の時代に至りて頗みに涉外關係が頻繁になつて來た。試みに之を列記すれば、

- 一、允恭三年（東晉義熙十年、西曆四一四年）正月、使を新羅に遣はして醫を求められ、八月金鎮波、漢紀武等の醫師が來朝し、始めて我國に韓の醫方を傳へた。
- 二、同十九年（宋元嘉七年、西曆四三〇年）使を宋に遣はし土物を贈られた。
- 三、同二十七年（宋元嘉十五年、西曆四三八年）同上。
- 四、同四十年（宋元嘉二十八年、西曆四五一年）同上。
- 五、安康元年（宋元嘉三十年、西曆四五三年）新羅は使を遣はして、允恭天皇の國喪を弔し、調船八十艘、樂工八十人を獻じた。
- 六、雄略四年（宋大明四年、西曆四六〇年）使を宋に遣はして、國書及び信物を贈られた。
- 七、同六年（宋大明六年、西曆四六二年）宋使來聘して方物を獻したれば、我も亦使を遣はして、之れを送らしめられた。

八、同七年（宋大明七年、西曆四六三年）人を百濟に遣はして、技工を求められたれば、陶部、鞍部、畫工等を始め醫德格來り歸化した。

九、同八年（宋大明八年、西曆四六四年）二月、使を宋に遣はされたが、同十年（宋景和元年、西曆四六六年）使者身狹青は、宋より還つて鷲を獻じた。

十、同十二年（宋、景和四年、西曆四六八年）四月、身狹青等は又宋に使し、同十四年（宋景和六年、西曆四七〇年）青は、宋使及び織縫の工女を伴ひ歸りたれば、磯齒津に新路を造つて、宋使の入京を歓迎せられた。

十一、同二十一年（宋昇明元年、西曆四七七年）又使を宋に遣はされ、其の翌二十二年も、亦使を宋に遣はされた。右は允恭天皇以後に於て、頗みに海外との交通が頻繁と爲つた記録である。其の外にも新羅と高麗との戰爭に對しては、新羅を扶けて高麗を破るとか、或は高麗が百濟を攻めて、王及び王妃王子を殺したる事變に際して、我國は百濟王の弟汝洲を擁立して、其の社稷を保たしめるが如き事跡は、史に書を絶たざるも、直接文化的交通と關係なきを以て、茲には之れを略して置くが、要するに應神元年より雄略二十三年に至る二百〇九年間を概観すれば、應神の御宇四十一年間は、漢文字の吸収と、被服問題の解決に没頭して、殆んど其の他を顧みるの遑なく、仁徳、履仲、反正の三朝は經典の輸入に伴ふて内政整備の必要を痛感し、海外との交通よりも、先づ經典の輸入に依りて得たる知識を應用して、利用厚生之道を講ぜらるゝ爲に、三朝は約百年の努力を以て、一先づ内政の整頓を告げられたれば、允恭帝に至りて再び前記の如き、涉外關係の發生を見ることとなつたのである。しかし茲に再び開始せられたる大陸との交通は上に述べたるが如く、其の目的は主として、産業的交通であつたから、文化的には殆んど何物をも齎らして居らぬ。故に予は更に之れを細別すれば、

- 一、應神朝は漢文字による政治思想及び新文化の吸収時代。
- 二、仁徳、履仲、反正の三朝約百年間は、大陸の政治思想を實地に應用せんとしたる時代。

三、允恭、安康、雄略の三朝六十八年間は、産業交通の時代であつたと云ふことは、史實が證明する所であつて、特に取立て、説く事跡はなかつた。

木、宋書に顯はれたる日宋交通に就いて

上記の如く允恭帝以後に行はれたる、日宋の交通を列擧したるのみにては、何等の他奇なきが如くなるも、齊の沈約が永明十年（仁賢五年、西曆四九三年）に編纂したる宋書に據れば、

(一)倭國は高麗の東南大海の中にあり、世々貢職を修む。高祖永初二年（允恭十年、西曆四二二年）詔して曰く、「倭讚萬里貢を修む。宜しく遠誠を甄して、除授を賜ふべし」云々

(二)元嘉二年（允恭十三年、西曆四二五年）讚又司馬曹達を遣はし、表を奉り方物を獻した。讚死して其の弟珍立つや使を遣はし貢獻し、自ら「使持節都督、倭、百濟、新羅、任那、秦韓、慕韓、六國諸軍事、安東大將軍倭國王」と稱し表して除正せられんことを求めたれば、詔して「安東將軍倭國王」に除せられたるに、珍は又倭清等十三人に、平西征虜冠軍、輔國將軍に除正せられんことを求めたれば、詔して並に聽るされた。云々

(三)元嘉二十年（允恭三十二年、西曆四四三年）倭國王濟は、使を遣はして奉獻したれば、復た「安東將軍倭國王」と爲した。云々

(四)元嘉二十八年（允恭四十年、西曆四五一年）には「使持節都督、倭、百濟、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓、六國諸軍事」を加へ、安東將軍は故の如くにして、並に二十三人には、上る所の軍郡に除された。濟死して後、世子興又使を遣はして貢獻した。

(五)大明六年（雄略六年、西曆四六二年）世祖は、詔して曰く「倭王の世子興は、奕世忠を載せて、外海に藩と作り、

化を稟けて境を寧んじ、恭しく貢職を修む。新に邊業を嗣ぎたれば、宜しく爵號を授け、「安東將軍倭國王」と爲すべし」云々

(六)興死して弟武立ち、自ら「使持節都督、倭、百濟、任那、加羅、秦韓、慕韓、七國諸軍事安東大將軍倭國王」と稱したるが、昇明二年（雄略二十二年、西曆四七八年）使を遣はし、上表して曰く、

封國僻遠にして外に藩と作る。昔は祖禰躬に甲冑を擐き、山川を跋涉して寧處に追あらず、東の方毛人五十五國を征し、西の方衆夷六十六國を服し、北は海を渡りて九十五國を平げ、王道を融泰し土を廓にし畿を邇くし、累葉朝宗して歳に愆らず、臣下愚と雖も、忝く先緒を胤いで所統を驅率し、天極に歸崇するも、道百濟よりも遙かなれば、船舫を治装せしに、句麗（高麗）無道にして、圖つて吞まんことを欲し、邊隸を掠抄するを以て、虔劉已まざるも、毎に稽滯を致して、以て良風を失ひ、路に進むと曰ふと雖も、或は通じたるや否やを知らない。

臣が亡考は、實に寇讎の天路を壅塞するを忿り、弦を控くること百萬、義聲感激して、方に大擧して奄喪せんと欲するも、父兄垂成の功を一簣に獲ざるものあるは、諒闇に居るを以て甲兵を動さず、偃息して未だ捷たざるが爲めである。今や甲を練り兵を治めて、父兄の志を申べんと欲し、義士虎賁文武功を效たし、白刃前に交ゆるも亦願みざる所なれば、若し帝徳の覆載を以て、此の疆敵を摧じき、克く方難を靖んじ、前功を賛ゆること無くんば、竊に自ら「開府儀同三司」を假り、其餘は咸く假授して、以て忠節を勸めん云々

とありたれば、詔して武を「使持節都督、倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓、六國諸軍事、安東大將軍倭國王」に除せられた。云々

とある。故に宋書の倭國傳は、其の全編を通じて我國より朝貢の度毎に、倭國王として印綬を奏請するは勿論、其の臣下に對する叙官までも、宋帝に請ふたものとして居るのみならず、高麗を撃つ爲の援兵までも奏請したことになつて居る

が、是は驚くべき事實と相違したる捏造説であることは論を俟たぬ所である。何となれば我國の歴史も、神功皇后以來は著るしく確實性を帯び來ると同時に、日韓關係は極めて詳密に細大漏さず記述してあつて、其の間には屢將を遣はして新羅、高麗、百濟等の不貢を責め、又故なくして侵伐せる者を征せられたることあるも、絶対に我より援兵を宋に請ふて、高麗を征せんとするが如きことなく、又我國の歴史には前項に列擧せるが如き『秦韓』『慕韓』『加羅』『安東』等の地名を出すことなきものなれば、宋書の記事は、倭志の倭人傳以上に不確實なる者と云はねばならぬ。而して其の原因は、朝鮮自體が三國互に相侵伐して、其の援を我又は魏、晉、宋等に請ひたる事實が、混線したる爲めであつたことは、拙著『日支交通の資料的考察(第二、隋唐交通篇)』に、其の妄を辯したれば、茲には項を改めて、極めて簡単に其の不確實なる點二三を述べることとした。

へ、魏及び西東兩晉と朝鮮との交通

劉裕が晉の禪を受けて、國を開き宋と稱し、永初と改元したるは、允恭天皇の九年(西曆四二〇年)であつた。是より五十七年後の順帝が、昇明三年に至りて、齊の高祖に篡奪せられたのである。されば永初二年(即ち允恭十年)に『倭の讚萬里が貢を修したれば、宜しく除授を賜ふべし』と云へるを始め、元嘉二年(允恭十四年)には『讚又司馬曹達を遣はして方物を獻じ、表を上りたるが、讚死して其の弟珍立つに及び、使を遣はして貢獻し、自ら『使持節都督、倭、百濟、新羅、任那、秦韓、慕韓、六國諸軍事、安東大將軍倭國王』と稱し、表して除正せられんことを請ひたれば、詔りして、『安東將軍倭國王』に除せられた』と云ふて居るが、若し論者の如く讚を以て、允恭天皇に當て籍むるとすれば、天皇は在位四十一年なれば、元嘉年間は允恭の御宇であつた。然るに允恭の十四年たる、宋の元嘉二年に讚死して、其の弟珍が立つて、自ら使持節都督云々と稱して、しかも其れが除正を請ふたと云ふ記事は、其の根本より破壊せらるゝのである。

故に此の一事を以てしても、夫れ以後の記事は、之れを辯するまでもなく、朝鮮との混線であることは明かであるが、其の混線は偶然に行はれた混線であるか、將た又故意に行はれたものかと云ふに、予の所見を以てすれば、朝鮮側が故意に之れを混線せしめたものと思はれるのである。

何となれば、是れより先き、魏は吳との關係より、高麗及び其の他百濟、新羅に對しては、特に親好關係を結ばんとしたるを以て、魏の青龍元年(神功皇后三十三年)には、使を高麗に遣はして、高麗と和親せしめた。其の結果、翌二年吳より使を遣はしたるに、高麗は其の使者胡衛の首を斬つて、魏に贈ると云ふ有様であつた。故に兩者の關係は益濃厚になつて、魏景初二年(神功三十八年)には、高麗は魏と連合して遼東に盤踞せる公孫淵を討つて、之れを亡ぼしたること、前述の通りである。然るに其の結果は、反對に魏の正始七年(神功四十六年)には遼東を奄有せる後の魏は、名將母丘儉を遣はし、兵萬人に將として樂浪の太守王遼と共に、玄菟を出でて高麗を侵したれば、高麗は魏の甘露四年(神功五十九年)までは、魏と交戦状態を續けたれば、魏が亡びて西晉となつても、高麗と西晉との間は、矢張り親和關係の恢復を見ざりしが、西晉の世を終りて東晉の天下となりたる後の、咸康二年(仁德二十四年、西曆三三六年)に至りて、始めて高麗は貢使を東晉に遣はしたるも、過去の苦しき經驗に懲りたる高麗は、一面には又其の弟を燕に遣はした。然るに姚秦の符堅は、東晉の咸安二年(仁德六十年、西曆三七二年)に至りて使を高麗に遣はして、僧順道及び佛像、經卷を贈りたれば、高麗も亦使を秦に遣はして之れを謝すると同時に、子弟を秦に遣はして佛教を學習せしむると云ふ有様であつて魏と協同して失敗したる後の高麗は、決して一勢力のみに阿附するが如き態度を執らなかつたのである。

然るに東晉の太元三年(仁德六十六年、西曆三七八年)に至り、百濟王は兵三萬に將として、高麗の平壤城を侵したれば、高麗は使を東晉に遣はして其狀を上奏した。爾後太元六年(仁德六十九年、西曆三八一年)には新羅も亦秦に通じ、同太元九年(仁德七十二年、西曆三八四年)には百濟も亦東晉に貢することとなり、梵僧摩羅難陀は、晉より百濟に入り

て王の歓迎を受けて、佛教の流傳を見ることゝなつたと云ふ有様であつて、東晋と三韓との交通は、此の時代より漸く盛んになつた。然るに其の翌太元十年には、高麗と遼東との間には、又大戦があつて、燕の慕容農は、高麗を侵して遼東及び玄菟地方を恢復し、高麗の使役せる幽、冀二州の流民を招撫して、茫陽の麗淵を以て、遼東の太守としたと云ふが如き事件があつた。

右の如き複雑なる波瀾の中にある朝鮮は、我國は勿論、東晋及び燕等の諸國と通じ、且つ遼東とも通じて、三韓は相互に排撃したる結果、東晋の義熙九年（允恭二年、西曆四一三年）には、高麗王は使を東晋に遣はし『高句麗王樂浪郡公』に封授した、越へて四年後の義熙十二年には、東晋の使節が百濟に來りて、百濟王に對して『使持節都督諸軍事、鎮東將軍百濟王』に封じた、然らば高麗王及び百濟王が、或は郡公に封ぜられ、或は使持節都督云々に封ぜられたるは、何れも皆允恭二年以後の事であることを知らねばならぬ。

ト、宋と朝鮮との交通

然るに東晋の國脉は、允恭九年（西曆四二〇年）に至りて斷絶し、宋の劉裕が武帝として即位し、永初と改元して、世は宋の天下となつた。故に宋の元嘉六年（允恭十八年、西曆四二九年）に、百濟は使を宋に遣はし、宋よりは其の翌七年使を百濟に遣はして、前王の封號を繼續せしめた。其の後高麗も亦宋の元嘉十二年（允恭二十四年、西曆四三五年）に至り、使を拓跋氏の開きたる北魏に遣はし、國諱を請はしめられたれば、北魏の世祖は、其の誠款を嘉して『都督遼東諸軍事、領護東夷中郎將、遼東開國公、高麗王』に封じたれば、使を北魏に遣はして、其の恩を謝する等の事があつた。然るに此時燕は、高麗と互に北魏の歡心を買ふことに努めたるも、北魏は高麗と結んで、燕を斥けたれば、燕は怒つて宋に依りたるを以て、高麗は宋の元嘉十五年（允恭二十七年、西曆四三八年）三月、燕王弘を殺した程であつたにも拘らず、孝建二

年（安康二年、西曆四五五年）には、高麗は又終に宋に朝貢することとなり、大明七年（雄略七年、西曆四六三年）には、宋より策せられて『車騎大將軍開府儀同三司』となつた。泰始二年（雄略十年、西曆四六六年）及び豫泰元年（雄略十六年、西曆四七二年）には、高麗は再び北魏に朝して多大の賜物を得た。然るに此の年百濟は、又宋に朝貢して、左の如き上奏を爲して、高麗の侵迫に對する援助を懇請して居る。

臣と高麗とは、源は扶餘より出でたるを以て、先世の時は舊款を篤崇したるも、其の祖釗が隣好を輕廢し、親から士衆を率ひて、臣の境を凌踐したるを以て、臣が祖順は、旅を整へたのである。涓流の水も宜しく早きに及んで壅塞すべきものなれば、今若し之を取らざれば、悔を後に貽さん。陛下は氣天地に合し、勢は山海を傾くるものなれば、豈に小豎をして、天達を跨塞せしむべきものならんや。

と云へるに對し、宋の明帝は、險を冒して朝獻したるを以て、厚く之れを禮遇し、使者邵安を遣はして、其の使と俱に還らしめ、左の詔書を降した。

卿東隅にありて五服の外に處するも、山海を遠しとせず、上國に歸誠するは、欣嘉の至意を懷に戢むべきである。朕は今四海に君臨して群生を統御し、宇内清一なれば、心表は義に歸するものなるに、卿は高麗と睦ましからずして、屢凌犯せらるゝも、苟くも能く義に順ひ、之を守るに仁を以てすれば、亦何ぞ寇讐の憂ふべきものあらんや。然るに卿は先君の舊怨を修めて、息民の大義を棄て、兵を交ゆること累歲、難を荒邊に結び、使は申胥の誠を兼ね、國に楚越の急あるを以て、乃ち應さに義を展べ徵を扶け、機に乗じて電擊せしむべきも、但だ高麗は臣と稱して、先祖より供職日久しければ、彼に於ては昔釁ありと雖も、國に於ては未だ令を犯すの愆なきに、卿が始めて信命を通じたればとて、便ち伐を致し討を尋ぬるは、理に於て未だ周からざるが故に、今後若し旨に違ひ、益過咎を露はしたる後に於て、興師討罪するは義を得たるものとする。卿は其の時に至り、來り謀れば、載ち朕が意に協ふものとして、元戎行を啓ひて、將

遠を云はざるべく師を擧ぐるの日は、卿は卿導の首と爲り、大捷の後には、又元功の賞を受くるは亦善ならずや。所獻の錦布、海物は悉く達せずと雖も、卿の至心を明かにするに足る。今雜物を賜ふこと別副の如し。

と云ふを見れば、援を宋に請ひたるは、百濟たることが明かなると同時に、宋より「車騎大將軍開府儀同三司」に策せられたるは高麗である。而して「使持節都督諸軍事鎮東將軍百濟王」に封じたるは、東晋の義熙九年であるのを見れば、宋書の紀事は、朝鮮關係と驚くべき混雜があることを知らねばならぬ。況んや宋の元嘉十二年(允恭二十四年)六月には、高麗は北魏に通じて武帝より「都督遼東諸軍事鎮護東夷中郎將遼郡公國公高麗王」に拜せられたる史實を見れば、百濟と高麗との關係の悪化より、高麗及び百濟は、共に或は魏に行き、宋に行きて、其の封冊を受くるは勿論、時に又援兵を請ひたることが、前述の如くなりとすれば、倭王讚、珍、濟、興、武等は、果して何人なりやを知らざるも、斷じて我國の朝廷よりの遣使でないことは明かである。

しかのみならず、我國の史上に顯はれたる日宋交通は、雄略天皇が、諸國に獎勵して桑を植へしめ、皇妃は躬ら蠶事を勸めらるゝと云ふ時代なれば、雄略十四年(宋泰始六年)第二回の使節たる身狹青は、漢織、吳織、縫工を伴ふて歸へり又其の翌十五年には、秦の歸化族九十二部落、一萬八千六百七十人を集めて、之れを秦酒公に賜ふて織業を興さしめられ、其の翌十六年(宋泰豫元年)には、又諸國より絹綿を貢せしむる爲め、吳織、漢織の長を立て、織業を監督せしめらるゝと云ふが如き時代であつて、國政の主力を産業の發達に置かれたることを知れば、宋書及び南北史に顯はれたる、倭王の冊封及び諸官の叙授を請ふたと云ふことは、遼東及び三韓方面にて假冒したる倭使であつて、我よりの遣使は、主として建業地方に赴きて、織縫其の他の技術を求めたるに過ぎないことを知らねばならぬ。

第二期 清寧朝より崇峻朝に至る (百一十年間) の

韓國文化輸入時代

1、清寧、顯宗、仁賢三朝の事略

清寧天皇即位の元年(西曆四八〇年)は、南齊の高祖が宋の禪を受けて國を建て、建元と改元したる翌年であつた。故に北では魏と對立して、南北朝の幕が開けた後であつた。然るに我國では先帝が、産業を獎勵せられたる結果、百度豊になりたれば、三韓共に入貢せるを機會に、三年正月には此等の貢使を朝堂にて饗宴せられ、九月には貢使と共に射禮を観らるゝと云ふ有様なりしも、在位四年にして崩せられた。顯宗天皇の即位せられたるは(南齊永明三年、西曆四八五年)なりしが、即位の元年三月には、始めて上苑に曲水の宴を設けて、漢民族が三月上巳行ふ、修禊の風を移されたのであるが、是れは全くの餘澤であつた。然るに帝も又在位三年にして崩せられ、仁賢天皇の即位は(南齊永明六年、西曆四八八年)であつたが、帝の世には六年九月に使を高麗に遣はし、工匠を求められ、奴流積、須流積等の革工が來りて、熟皮染皮の術を傳へたのみであつて、右の三朝は全く涉外關係の進展は見なかつたのである。

口、武烈、繼體、安閑、宣化四朝の文化進展

武烈天皇の即位は、南齊永泰六年(西曆四九八年)なりしが、帝の世となりても、在位八年間は、三韓より貢使の來往を見たのみであつた。然るに繼體天皇の即位の元年は梁、天監六年、西曆五〇七年なりしが、帝も亦先緒を繼いで農桑を勸め、神祇を尊崇せられ、即位の六年(梁、天監十一年、西曆五一一年)四月には、穗積押山を任那國守に任ぜられた。

然るに十二月百濟は上奏して、任那の地四縣を請ひたれば、大伴金村は之れを許さんことを請ふて、終に之れを與へた。是は三韓對立の下にある朝鮮に對して、百濟のみを偏愛したる結果となつて、後終に百濟を滅すの因ともなり、又任那にある日本府撤退の果ともなつたのである。しかし帝は、七年六月百濟より五經（醫、易、曆、採藥、樂の五經）博士を召され、博士段楊爾が來つて學を講ずることゝなつた。十年（梁天監十五年、西曆五一六年）には、博士高安茂が來朝して段楊爾と交代し、我國の學問は帝の世に至りて、其の面目を一新したるのみならず、十六年（梁普通三年、西曆五二二年）梁人司馬達等なる者が、朝鮮を経て我國に歸化し、大和の田原に草庵を結び、佛像を安じて之れを拜したるも、世人は之れを韓國神と稱して信ぜざりしも、之れが我國に佛教傳來の初めてであると同時に、其の子孫は我國の佛工の祖と爲つて、後年飛鳥時代の代表的作品を貽した。しかのみならず、二十四年（梁中大通二年、西曆五三〇年）二月には、詔して廉節の士を擧げて、教化を流通せしめられた。故に帝は、我國に漢文化を發芽せしめられたる應神帝に繼いで、之れを祖述し發育せしめられたる聖主であつた。

八、欽明朝の佛教渡來

繼體に繼いで即位せられたる安閑帝は、即位三年にして崩せられ、安閑に繼がれたる宣化も亦在位四年に過ぎざれば文化的にも交通的にも特筆すべき進展を見ざりしも、欽明天皇は元年（梁、大同六年、西曆五四〇年）八月、歸化秦人の戸籍を編せしめて其の數七千五百三戸に上つて居つたのを見れば、史上に顯はれざる文化の進展は、蓋し想像以上であつたと思はれる。しかし繼體の末年より、任那對新羅の關係は益惡化して、百濟及任那の力にては、到底任那の獨立を維持し、且つ日本府を存立せしむることが困難となりたれば、帝は屢々詔して之れが恢復を謀られたるも、神功皇后以來三百餘年に亘りて、扶殖せられたる任那の日本府は、終に帝の二十三年（陳天嘉三年、西曆五六二年）正月新羅の爲めに滅ぼさ

れたのである。而して是は餘談ではあるが、任那に於ける、日本府撤退の因を造つたものは、即ち

- 一、雄略七年（西曆四六三年）端を吉備田狹が任那に據つて叛し、新羅、高麗等を撃ちたるに發し、
- 二、顯宗三年（西曆四八七年）紀大磐が、亦任那に據りて叛し、百濟の爲めに破られたることによりて、事態を益々惡化せしめ。

三、繼體六年（西曆五一二年）穗積押山が、任那四縣の地を割いて、百濟に與へんことを請ひ、之れを實行せられたる結果、高麗及び新羅が、益々我の百濟偏愛政策を恨んで命を奉ぜざることとなつた。

以上の三個の原因を以て、任那に於ける日本府は滅亡したと云ふ史實を直視すれば、我國は高く三國の上に超出して、至公至平の態度を以て臨みさへすれば、自然に三國自體の平和も保たれ、我國在來の地位は磐石の如くなるべきものなるに、庸臣國を誤りて、或は功を貪り、或は偏頗なる政策を執つて、自らかゝる不祥事を發生したるは、實に遺憾千萬のことであつた。されど之れは偶々帝の時代に至りて其の積因が、發生して果となりたるまでであつて、帝の聖徳とは何等の支障なく、帝の治蹟は實に見るべきものがあつた。故に之れを左に略記することゝした。

- 一、元年八月、歸化族の戸籍を編し、三韓の入貢を受けられた。
- 二、二年四月、百濟に任那の侵略せられたる土地の恢復を詔せられたるも、新羅を畏れて果さなかつた。
- 三、四年九月、百濟は扶南の貨財及び人口を獻した。十一月人を百濟に派して、又任那の興復を命ぜられた。
- 四、五年十二月、肅慎の船、佐渡に漂着した。是が慎肅方面との交通の端となつた。
- 五、六年三月、膳巴提を遣はして百濟を援助せられた。
- 六、七年 梁中大同元年、西曆五四六年）正月、百濟に良馬及び戰船を賜ひたる以來、連年遣將、賜物等があつて、百濟を援助せられ、百濟及び高麗よりも入貢した。

七、十三年（梁承聖元年、西曆五五二年）十月、百濟王は佛像、經論、幡蓋等を献したれば、其の禮拜の可否を群臣に問はれたるに、物部、中臣等の神祇世襲者は之に反對し、政治家たる蘇我氏は是に賛成し、終に之を蘇我氏に賜ふて禮拜せしめられた。然るに此の蘇我、物部兩氏は、終に一は開化、一は保守の兩派に分れ、後年に至りて大なる争闘を惹起することとなつた。

八、十四年五月には我國に於て始めて佛像を造られ、百濟よりは、五經博士及び僧九人を献じた。

九、二十一年（陳天嘉元年、西曆五六〇年）及び其の翌年も共に、新羅の入貢を見たるが、前年は極端に優遇し、次年は又之れを冷遇した。然るに其の次年たる二十三年には、新羅は終に任那を亡ぼし日本府は撤退した。

十、三十一年（梁大建三年、西曆五七一年）吳人智聰、儒、釋、藥書及び明堂圖（醫書）等百六十四卷、並に佛像樂器を齎らして歸化した。

以上は欽明天皇在位三十二年間の事跡の概要なるが、其の間にも、百濟、高麗、新羅等よりの歸化族があつて、我國の文化は、佛教の渡來を一期として、一新紀元を劃せられたのである。

二、敏達、用明、崇峻三朝佛教文化の發育時代

敏達天皇の即位は、陳の大建四年（西曆五七二年）にして、後漢以後數百年に亙りて混亂を極めたる大陸も、將に隋の文帝に依りて統一せられんとするの時機であつた。然れども我國の文化は、遅々として進まず高麗貢使の上りたる表文に三日を費しても之れを讀むこと能はずして、終に歸化人王辰爾を召して之を讀ましめ、且つ直ちに王辰爾を宮中に近侍せしめられたるを見ても、其の一斑を知ることが出来る。故に帝は在位十四年間を通じて、佛教を通じて朝鮮文化の吸收に努められ、六年（陳大建九年、西曆五七七年）百濟王より献したる、法華經、律師、禪師、比丘尼（女僧）、咒師、寺工、

佛工は、之れを難波の大別王邸に置かれ、八年には新羅よりも、佛像を献し來ると云ふ有様であつた。故に十三年（隋開皇四年、西曆五八四年）には、司馬達の女は出家して尼となり、其の翌十四年には蘇我氏に依りて、佛塔が大和の大野丘に起されたるが、物部氏は之れに反對して、寺を焼き佛像は難波の堀江に投ずると云ふが如き、政潮不穩の中にありて、崩御せられたのである。

帝に繼いで即位せられたる用明天皇は、在位三年間を通じて、是又不穩なる政潮の中にありて、佛教に對する態度を決定すること能はず、大漸に臨みて近侍の取計ひにて、豊國法師が入宮するを得ると同時に、司馬達の子孫鞍部多須奈が、帝の爲めに出家して其の冥福を祈り、且つ丈六の佛像を造り奉る旨を奏したれば、帝は流涕して崩御せられたと云ふが如き悲劇が演ぜられたるは、即ち即位の二年（隋開皇七年、西曆五八七年）四月九日であつた。而して此は全く政治的勢力の中心たる蘇我、物部兩氏の確執に依りて生じたる結果である。帝に繼いで即位せられたる、崇峻天皇も亦此の兩者の中間にありて、明確なる態度を表示し給ふの機會なく、厩戸皇子（後の攝政たる聖德太子）が、帝の即位の元年（隋開皇八年、西曆五八八年）に法興寺を建てられ、善信尼は百濟に留學し、百濟よりは寺工、鑪盤師、畫工、造瓦師等の技術家十七名の歸化を見、久比と稱する者、吳建業地方より歸りて雜貨及び權衡を献して、我國に始めて大陸式の度量衡を輸入したる外、即位の二年（隋開皇九年、此の年陳が亡びて大陸全土は數百年來始めての統一を見た）には、使を東北諸道に遣はして、國郡の疆域を視察せしめられた。三年には、百濟に留學せる善信尼が歸朝して、始めて德齊法師（男僧、即ち多須奈）以下、善德、善妙（女僧）等を度して、出家受戒せしめたと云ふが如き事跡を貽された。然るに五年（隋、開皇十二年、西曆五九二年）十一月三日、蘇我馬子は、歸化族東漢の直（姓）駒（名）をして、天皇を朝堂に殺し奉らしめ、即日之れを倉梯山に葬り奉りたるも、滿朝一人も之れに抗するものを見ないと云ふ、有史以來未だ曾て見ざる不祥事が發生したのである。

ホ、本篇の歸結

以上は、崇神十一年より、崇峻五年に至る、上下六百七十八年間を通じて行はれたる、上代に於ける海外との交通及び文化進展の跡を概説したのであるが、如何せん我國の文化は、前述の期間内にありては、未だ其の進展の跡を示さずして徒らに外來文化に對する賛否を中心とせる、振古未曾有の一大不祥事を示したるに過ぎざれば、今後に於ける我國を經綸するには、果して如何なる方策を取るべきものなるかは、何人も之れを考慮せざるを得ない問題にして、神武建國一千二百五十二年に至りて發生せる國難、しかも其の國難は外部的に發したるものに非ずして、内部より發したるものなれば、此の難局を擔當せられたる攝政即ち聖德太子は、如何なる經綸を展開せらるゝかは、之れを後篇に於て述べることにした。

しかし如何に聖德太子を以てしても、祖國の新建設に用ひらるゝ材料は、過去に於て失はれたる祖國の精神を恢復して之に程よく外國文化を取入れらるゝより外なきものなれば、太子の新經綸は、建國以來の精神を振起して、更に之れに新なる文化を加へられたるに過ぎざるが、しかも能く新を用ひて舊を失はず、舊を存して新に囚はれざりし所に、無限の價値と光明とを發揮せられたるものなれば、後篇に於ては、聖德太子の經綸を中心として、孝德天皇の大化の革新、文武天皇の制度確立、聖武天皇の奈良朝文化の建設、桓武天皇の平安遷都及び其の唐朝文化を醇化して、我國の文學と化したる醍醐天皇の御宇の終るまでの三百三十八年間に亙る、海外交通及び文化の進展を歴述せんとするものであるが、夫には前述の如き、上代に於ける海外交通、並に文化進展の徑路を述べて、如何なる事態に直面して、其の新經綸を行はれたるものなるやを概観する必要より、本篇を述べたるものである。故に一言にして之を蔽へば、本篇は空前の國難を排して、しかも尙能く我國の文化史上に絶大の光輝を放たれたる、飛鳥時代より奈良朝を経て、平安朝に至るまでの建設を叙する爲めの序論である。と云ふことを諒知せられたいのである。

叢A
81
4

昭和六年四月十六日

本誌發行所
敬請賜

昭和六年八月印刷

上代に於ける
日華交通と文化の關係 (中) 水野梅曉君



叢A
81
4

外務省文化事業部

於^{上代に}ける^{日華}交通と文化の關係(中)目次

第四期 推古朝(三十六年間)の日隋交通……………一

イ、聖德太子の攝政と政争原因の除去……………一

ロ、推古朝の文化進展状況……………一

ハ、推古朝の思想界を一瞥す……………七

ニ、隋の煬帝の國書と太子の返翰……………九

ホ、推古朝の學界一覽……………九

一、十七憲法の取材となりたる漢籍……………九

二、勝鬘維摩法華義疏に引用せられたる佛書目……………九

へ、推古朝の概評……………二一

第五期、舒明より文武に至る(八十年間)文化及び交通……………二二

イ、飛鳥朝の遣唐使派遣と唐使の來聘……………二二

ロ、留學生の貢獻と大化の革新……………二三

ハ、天智、天武の鴻業……………二六

ニ、天武朝の日唐交通……………三〇

ホ、持統、文武二朝の文化の概観……………三

第六期、元明より光仁の世を終る七十四年間の文化及び交通……………二四

イ、奈良の遷都……………二四

ロ、元明、元正二朝に勃興せる史學……………二六

ハ、養老年間の日唐交通……………二七

ニ、聖武天皇の佛教中心の文化的建設……………二九

ホ、孝謙朝に來朝したる唐僧鑑真……………三〇

ヘ、遣唐使朝賀の席次と大使の挽留……………三二

ト、淳仁朝の情味的日唐交通……………三三

チ、稱徳の後を受けたる光仁帝の綱紀肅正……………三四

リ、寶龜年間の日唐交通……………三五

ヌ、本編の歸結……………三六

三
二四
二六
二七
二九
三〇
三二
三三
三四
三五
三六

上古に於ける日華交通と文化の關係 (中)

水野梅曉

第四期 推古朝(三十六年間)の日隋交通

イ、聖徳太子の攝政と政争原因の除去

繼體の御宇に中興せられたる文運は、爾後欽明の朝に至り、佛教の渡來に因りて更に擴充せられたと云ふことは、既に上篇に於て述べた通りである。然るに社會の文化が進展するには、必ず之に伴ふ波瀾が涌起せらるゝものであつて、佛教の渡來と共に起らんとしたる新文化の如きも、偶蘇我、物部兩氏が政權を争奪せんとするの具に供せられ、終に有史以來の奇變を發生した。然るに其の奇變の後を受けて、舊日本に即して文化的新日本を建設せんとするには、到底尋常一様の手段方法では駄目である。故に此の危局を雙肩に擔はれたる太子は、先づ其の攝政の始めに當りて、政争の原因たる對佛教政策を確立せらるゝことゝなり、推古二年(隋開皇十五年、西曆五九五年)二月、佛法興隆の詔を發して、欽明朝以來三十餘年に亘る争因を除去せられた。是が即ち推古朝の文化を進展せしむる唯一の鍵であり、又其の原動力であつた。故に予は此の政争の原因を除去せられたる太子が、無形の精神文化を建設して、以て有形なる蘇我氏の勢力を消滅せしめんとせられたる經綸を説明するには、寧ろ推古天皇の在位三十六年間に亘りて行はれたる文化的の施設と、對外交通、殊に遣隋使派遣の事蹟を概観して、一大不祥事發生後の我國が、如何にして更生せられたるかを知るに便することゝした。

ロ、推古朝の文化進展狀況

帝は欽明天皇の皇女にして、用明天皇の皇后たりしが、崇峻天皇の亂後に處するには、皇統中の女性より英主を推して踐祚を請ひ、以て兇暴なる蘇我氏の反噬を防止せざるを得ざる事情の下に、群臣に推されて有史以來始めての女帝を見ることゝなつた。故に帝は即位以來、萬機は廢戸太子に一任して、端拱無爲の位を正し、在位三十六年の久しきに亘り、寶算七十五歳を以て崩御せられ、我國の史上に於ける危機を救はれた。故に此の三十六年間の經綸を一言にして盡くせば、無形なる精神文化を高調して、有形なる蘇我氏の勢力を消鎔せしむることが唯一の主眼なれば、太子は前述の如く、先づ攝政新政の第一歩として、佛教に對する態度を定め、積極的に佛教文化を中心とする政策を實行せられたのである。然れども此の佛教文化の中心主義は、要するに漢文字を以て記述せられたるものなれば、應神朝に渡來したる漢文化が、繼體朝に至りて中興せられたる餘勢に乗じて、欽明朝に渡來したる、佛教が行はるのであるから、佛教文化の興隆は、直ちに漢文化の興隆となりたるは勿論、其の範圍も政治關係の制度、律令は儒教に依りて治國、齊民の道を行ふて其の形を正だし、佛教は主として一般國民の精神的方面の歸一を謀る爲めに其の信仰を強調して、其の心を導かれたのである。故に儒教は之を外典と唱へ、佛教は之を内典と稱して、鳥の兩翼の如く、車の兩輪の如くなりしものが、即ち推古朝の經綸であつた。試みに其の事蹟を列記すれば

- 一、崇峻五年（隋開皇九年、西曆五八九年）二月八日、群臣に推されて即位せられたる推古天皇は、即ち我國始めての女帝であつて、しかも亦稀世の聖主であつた。
- 二、推古元年正月法興寺を建て、佛舍利を礎中に安置せられ、四月には敏達天皇の皇子廢戸を立て、太子と爲し、萬機を攝政せしめられ、四天王寺も此年に創立せられた。
- 三、同年二月、詔して佛教を興隆せしめ、寺院を造立せしめられた。
- 四、同三年四月、淡路に漂着せる沈水香木を以て觀音の像を刻せしめられ、五月高麗の僧惠慈が歸化したれば、太子は

之に従學せられた。故に太子は百濟の覺架に就いて外典を學ばれたる上に、更に内典を學ぶの機會を得られたるが、九月には又百濟の僧慧聰が來歸した。

- 五、同四年十一月法興寺が落成せるを以て、善徳を寺司と爲し、惠慈、慧聰を之に住せしめられたれば、世に之を稱して三寶の棟梁と云ふた。
- 六、同五年四月、百濟の王子阿佐が來朝して方物を上り、且つ太子の像を畫ひた。是が我國に於ける肖像畫の紀元であつた。
- 七、同六年四月盤金は新羅より歸りて鶴二隻を獻じ、八月には新羅より又孔雀を獻じた。是が異禽の輸入せられたる始めである。
- 八、同七年四月、地震ひたれば、令して地神を祭らしめられた。九月百濟より駱駝、驢、羊、白雉等を獻じた。
- 九、同十年韓人に命じて、刀劍を造らしめられた。十一月百濟の僧觀勒來りて、天文、地理、曆本、遁甲、方術の書を獻じ、閏十月高麗よりも僧僧隆、雲聰等が歸化したれば、太子は青年に命じて天文其の他を學ばしめられた。
- 十、同十一年十月、太子は小墾田宮に諸法師を召して、安宅經を講ぜしめられた。是が我國の宮中に於て佛教を講讚せられたる嚆矢である。十二月儒教の徳目を用ひて、大徳以下の官位十二階を制せられたるは、韓風に彷彿て其の形を整へられた第一歩であつた。
- 十一、同十二年四月、太子は親製の憲法十七條を頒布せられた。其の内容は内外の二典を併用して、精神的方面には和

を高潮し、三寶を以て柱を直ふせんとし、政治には天地の萬物を覆載して、各其の位を得るが如く、君臣は各禮を以て國家を治むべき旨を示されたるを始め、吏治、守法の基本的觀念を示される外、九月には、宮門出入の禮を定め、又諸王群臣には褶を著けしめられた。又黃文、山背、秦、河内、檜等の畫師を定めて、佛像を畫かしめられ

たるのみならず、此の年より始めて暦を用ひて歳月を紀することゝなつた。故に神武紀元一千二百六十四年に相當せる、推古十二年（隋仁壽四年、西曆六〇四年）は、我等の祖國はあらゆる方面より更生したる紀念すべき年であつた。

十二、同十三年四月、詔りして銅繡文六の佛像各一軀を造られたれば、高麗王は黄金三百兩を獻じて之を輔けた。閏七月百官に被を着せしめられた。

十三、同十四年四月、銅繡文六の佛像を造り畢りたれば、之を元興寺に安置して齋を設け、又四月八日、七月十五日には、諸寺に於て齋を設くることゝし、之を永式とせられ、此像を造りたる鞍作鳥（司馬達等の子孫）は、功を以て大仁の位を賜ひ、且つ近江の水田を賜ひたれば、彼は此の地に金剛寺を創立した。

七月太子は勝鬘經を講じ、又法華經を岡本宮に講ぜられたるに對し、播摩の水田を賜ひたれば、太子は之を斑鳩寺に納めて、法隆寺の建設費に充てられた。

十四、同十五年（隋大業三年、西曆六〇七年）二月、詔して天神地祇を祭らしめられ、七月には小野妹子を正使として國書を齎らして隋に遣はされ、鞍作福利を通事とせられた。

十五、同十六年四月小野妹子は、隋使斐世清と共に筑紫に來りたれば、難波の雄成を遣はして、之を迎へしめ、又新館を難波の高麗館の上に造り、六月十五日を以て難波津に入港せしめられた。其時港内には飾船三十艘を浮べ、中臣宮池麻呂、大河内耜手、船王平を掌客と爲し、八月三日には、額田比羅夫を遣はして、飾騎七十五疋を率ひて隋使を迎へられ、國書捧呈及び謁見は同月十一日に行はれた。

十六、同年九月十一日、隋使は謁見、饗宴其の一切の使命を終了して歸途に就くことゝなつた。此時妹子を大使とし難波雄成を副使として、隋使と共に、再び隋に聘せしめ、且つ留學生及び留學僧八名を派遣せられた。其の氏

名は

學生、倭漢直福因、奈良譯語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國。

學問僧、新漢人日文、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人廣齊。

の八人であつて、悉く歸化族であり、且此内に譯語のありしことは注目に値する。

十七、同十七年四月、太子は勝鬘經義疏を起稿せられた。五月肥後に漂着したる百濟僧道欣、惠彌等十一人は元興寺に住せしめられた。九月遣隋大使妹子等は歸朝したるも、通事鞍作福利は留まつて醫を學んだ。

十八、同十八年三月、高麗より僧曇微、法定を貢した。此の曇微は五經に通じ、畫を善くし、紙墨碾磑を造る方法を傳へ、又有名なる法隆寺の壁畫も、曇微の筆であると傳へられて居る。此外新羅及び任那の部落人も入貢した。

十九、同十九年正月、太子は勝鬘經義疏を脱稿せられた。五月帝は菟田野に藥獵せられた。是は佛教の不殺主義より、狩獵を改めて藥草を採取せられたるものにして、爾來年々之を行はれた。此年も亦新羅及び任那の部落人が入貢した。

二十、同二十年正月、太子は維摩經義疏を起稿せられた。此年百濟の歸化人芝耜麻呂は、吳橋及び須彌山を南庭に造つた。是が我國に於ける造園の始まりである。又會て吳に留學せる味摩之と稱する百濟人が歸化して、吳の伎樂舞を傳へたれば、之を河内櫻井に置いて少年子弟に學ばしめられた。故に是より新羅、百濟、高麗、吳の諸樂を世襲するものが出來た。

二十一、同年九月、太子は維摩經義疏を脱稿せられた。十一月、掖上、畝傍、和珥の三池を作り、又難波より京（飛鳥）に到る大路を開かれた。

二十二、同二十二年正月、太子は法華經義疏を起稿せられた。六月十三日大仁矢田部御孺、大禮犬上御田鉞を隋に遣は

された。

二十三、同二十二年四月、太子は法華經義疏を脱稿せられた。九月遣隋使御田歛等の歸朝と共に、百濟の貢使は入貢したるも、隋の天下は既に亂れて我遣使に對する報聘を爲すの暇がなかつた。

二十四、同二十四年七月、新羅より佛像を貢した。此に於て百濟、高麗、新羅の三國よりの佛教は、悉く我國に流入した。此年始めて掖玖（琉球）人が來朝した。

二十五、同二十五年四月、太子は再び勝鬘經を講ぜられたれば、帝は之を嘉みして太子の俸を二倍にせられた。因つて太子は之を其の所創の寺に施し、又大安寺を造られた。

二十六、同二十六年八月、高麗は使を遣はして、隋の侵入軍に勝ちたることを報じ、其の捕虜、鼓吹、努、抛石等の武器及び土物等を獻じた。此年隋は唐の爲に亡ばされた。

二十七、同二十八年（唐武德三年、西曆六二〇年）太子及び馬子等に詔して、天皇記、國記及び臣、連、伴造、國造等百八十部の公民の本記を造らしめられたるが、是は皇極三年入鹿を誅滅せらるゝに當りて燒失した。

二十八、同三十年二月二十二日、太子は班鳩宮に於て薨去せられた。因つて聖徳と諡した。是が我國諡號の初めである。又此時太子の妃橘位奈部王は奏して、太子が天壽（淨土）國に生れて生活せらるゝの狀を繡したる帷一張を造られた。是が我國に於ける淨土曼陀羅の紀元である。

二十九、同三十一年七月、新羅及び任那より佛像、舍利、金塔、大灌頂幡等を貢した。此年薨に隋に遣はされたる學僧惠濟、惠光、學生福因、惠日等は共に歸朝した。

三十、同三十二年四月、僧正、僧都、法頭等を置いて僧尼を取締らるゝこととなり、百濟の僧灌勸は初代の僧正に任せられた。此時寺は四十六所、僧は八百十六人、尼は五百六十九人であつた。

三十一、同三十三年正月、高麗より僧慧灌を貢したれば、之を元興寺に住せしめて、三論宗を弘通せしめられた。

三十二、同三十四年五月、蘇我馬子薨去した。

三十三、同三十六年三月七日、天皇崩御せられた。

以上は聖徳太子の經綸に依りて、更生せられたる新日本の建設期たる、推古天皇の御宇三十六年間の對外交通及び文化進展の狀況であるが、其の建設の基本的資料は云ふまでもなく、儒佛の二教を以てせられたるも開國以來の祖法たる、神祇崇拜、忠孝一如の國風は、益之を助長せんとせられたのである。故に予は項を改めて、推古朝の思想界及び學界を一瞥することゝした。

ハ、推古朝の思想界を一瞥す

我國の國風は神武開國の初より、神祇を崇拜して大孝を申ぶるにあつた。故に開國の初めに當りて、天皇は國內統一を完成せられたる紀元四年二月三日に詔には、

我皇祖の靈は、天より降鑒して、朕が躬を光助し、今や諸虜已に平らぎ、海内無事となりたれば、天神を郊祀して、用つて大孝を申ぶべき者である。

と云はれたるを初め、六年の橿原宮の建設に對する詔書にも、亦「上は則ち乾靈授國の徳に答へ、下は則ち皇孫養正の心を弘ふす」云々と宣せられたるは、炳乎として國史に明かなる所である。故に列聖は相承けて、斯道を祖述して替らざることを期せられたるは、則ち我國體の精華である。されば太子が攝政として亂後の人心を安定せしむるには、形の上では朝臣の冠位、服色を定め、宮廷に出入するの儀禮を制し、無形の方面では佛教興隆の詔を始め、十七憲法を頒布して、其の經綸も一段落を告げれば、今や使節を隋に派遣して、直接大陸文化を吸收せられんとする、十五年二月九日には、左の如き詔書を發せられた。蓋し是は欣明朝以來、動もすれば外來文化のみを尙んで我國の國體を忘れんとするものありし

爲である。

故に予は其の詔書を左に抄譯して、之を證することゝした。

朕聞く、曩きに我皇祖、天皇等が世を宰せらるゝや、天に跼し地に躋して、敦く神祇を禮し、^{マテホク}周く山川を祠りて、幽に乾坤に通ぜられた。是を以て、陰陽は開和し、造化は共調したれば、今朕が世に當りて、豈に神祇の祭祀を怠るべけんや。故に群臣は、爲めに心を竭くして、宜しく神祇を拜すべきものである。

されば推古朝の經綸も、其の大本は我國の國魂、國風たる、神祇崇拜、忠孝一如の大道を基本とし、之に加ふるに儒佛二教の長所を取つて、益其の根蒂を固くせられたるものと斷すべきものである。故に開國以來の不祥事に對しても、思想の根本には、何等の動搖を示さざるのみならず、寧ろ其の不祥事に懲りたる結果が、太子の求學となり、著述となり、物心の二方面を調和して、絶大なる光輝を放たるゝことゝなつたのは、開國以來の國魂、國風が鞏固なりし爲ではあるが、更に此の第一期の經綸たる、内政修明の後に於て、上記の如き詔書を發して、特に其の本を務められたるを見れば、其の經綸は單なる外來文化の模倣及び吸收でなかつたことが明かである。殊に太子が起草せられたと稱する、隋の煬帝に贈られたる國書には、其の精神のある所を明かにしてあるから、之を左に抄譯す、

日出る處の天子、書を日没る處の天子に致す、恙なきや否や。

云々としてあつた。故に隋の煬帝は、之を覽て悦ばずして『鴻臚卿に蠻夷の書、無禮なるものあれば、復た以て聞すること勿れ』と謂はれたことは、唐の學士李延壽の撰したる『南史』に記述せられたる日隋の交通であるが、太子として見れば、日が出る處の天子が、書を日没る處の天子に致して、恙なきや否やを問はれたるまでにして、決して隋を侮辱する意味ではなくして、任運自然に彼我對等の地位に立たれたまでであつた。されば煬帝も、一度は之に對して不快を感じたるも終に文林郎裴世清を派遣して報聘使と爲し、日隋の國交を正式に開始せられたるを見れば、太子は亂後の思想界を

統一せられたる後に於て、彼我對等の立場に立つて、日隋の國交を開始せられたことが明かであるが、夫には我國の建國以來の祖法の上に立脚して、何等疑惧の念がなければこそ、かゝる明快なる手筆を下されたのである。されば煬帝も之に對して、下項の如き返翰を寄せられた。

ニ、隋の煬帝の國書と太子の返翰

右の國書に對して、隋使が携へ來れる答書は、

皇帝倭皇に問ふ、使人長吏大禮蘇因高（小野妹子の漢名）等至る、具さに懷ふに、朕は寶命を欽承し、區字に臨仰し、徳化を弘めて、含被せんことを思ひ、愛育の情は、遐邇を隔てないのである。皇は海表に介居して、民庶を撫寧し、境内安樂にして、風俗融和することを知る。深氣至誠にして、遠く朝貢を修め、丹欸の美なるは、朕之を嘉みす、稍暄比常の如し。故に鴻臚寺掌客裴世清等を遣はし、稍往意を宣し、竝に物を送ること別の如し。

云々とあつた。故に太子は之に對し、此の書は天子が諸候に對する禮であつて、充分のものではないが、しかし決して無禮の國でない云ふて、左の如き返書を贈られた。

東天皇、敬んで西皇帝に白す。使人鴻臚寺掌客裴世清等至り、方さに久憶を解く、季秋薄冷、尊如何、想ふに清悉ならん。此は即ち常の如し、今大禮蘇因高、大禮乎那利彼を遣はして往かしむ。謹白不具。

云々とあつた。要するにかくして、我國は有史以來の創舉たる日隋の交通が開始せられたのである。故に予は更に一步を進めて、推古朝の學界を一覽することゝした。

ホ、推古朝の學界一覽

太子が高麗の覺架、惠慈に就いて、内外の二典を學ばれた當時は、既に儒佛の二教の典籍は相當に移入せられて居つたことは、儒教の傳來以後三百餘年を経過し、佛教が入國してからでも、既に四十年を経過して居るのを見ても之を想察す

るに難からざるが、しかし夫れでは單なる想像に過ぎないから、予は茲に太子の筆に成りたる、十七憲法の取材と爲りたる佛經以外の漢籍と、三經疏に引用せられたる佛書目とを列記して、推古朝に於ける學界を一覽することゝした。

一、十七憲法の取材となりたる漢籍

詩經、書經、論語、孟子、孝經、左傳、禮記、管子、墨子、荀子、韓非子、史記、文選等の外多數の佛書であつた。

二、勝鬘、維摩、法華三經義疏に引用せられたる佛書目

勝鬘獅子吼一乘方便經 太子撰述の勝鬘經義疏の原本

優婆塞戒經 義疏中に引用せられしもの

大涅槃槃經 同上

法鼓經 同上

勝鬘經本義 同上

勝鬘經釋 同上

勝鬘經料簡 同上

維摩詰所說經 太子撰述の維摩經義疏の原本

無量壽經 義疏中に引用せられしもの

乳光經 同上

大智度論 同上

註維摩經 同上

維摩經解釋 同上

維摩經新義 同上
維摩經舊義 同上
妙法蓮華經 太子撰述の法華經義疏の原本
無量義經 太子義疏中に引用せられしもの
大涅槃槃經 同上
法華本義 同上

以上は我國に於て始めて漢文にて製作せられたる十七憲法及び三經義疏に顯はれたる内外の典籍であるから、其の當時にありても、内外の二典は既に相當に渡來して居つたことが判るのみならず、爾後此の勝鬘經の義疏は、唐の惟揚法雲寺僧明空に依りて『私鈔』が造られたるは、千古に輝く學界の快事である。而して其の私鈔は、承和五年（唐開成三年、西曆八三八年）入唐したる僧圓仁が、同十四年に歸朝して上りたる『入唐新求聖教目錄』中に收めてあるから、是の快事を我國に知らしめたるは、即ち圓仁の功である。

へ、推古朝の概評

推古天皇の在位三十六年間は、太子が其の全幅の經綸を行はれたる時代なれば、儒佛の二教は勿論文學も、美術も、建築も、史學も悉く此時代を一期として、特に見るべきものとなつたことは、既に前項に於て説明せる通りであるが、更に之を言すれば、建築の方面では四天王寺、法興寺、法隆寺、大安寺等の大伽藍が、三韓より來れる工人に依りて建築せられた。而して此の三韓より來れる工人は、北魏の系統を引きたる技術を繼承したるものなれば、中原の文化とは其の撰を殊にする、特殊の西域文化を輸入するの結果を齎らしたるを以て、此等の寺院は世にも珍らしき、西域文化の紀念物である。

然れども其の一面には、又繼體朝に來朝したる梁人司馬達等の孫たる、鞍作鳥の如き佛工が現はれて、驚くべき妙技を振ふて其の作品を賫し、又多藝なりし曇徴が高麗より來りて、紙墨、彩色の法を傳へたれば、繪畫、彫刻の方面に向つても、亦一の新生面が開かれたるのみならず、音樂の方面では、三韓以外に吳樂が渡來したるを以て、其の範圍は益擴大せられたのである。故に現在では我國の美術を語るには、法隆寺を以て起點とせざるを得ざるものと成つて居る。しかもならず曆術を用ひ、甲子を以て年月日を記録することとなり、又國史を編纂せらるゝと同時に、大臣、大連、以下諸臣の記録をも造つて、姓ナネと稱する各氏族の本末を正だされたるが如きは、是は即ち直接、間接に我國の國體を擁護し、又之を鞏固なるものたらしむる所以であつた。故に推古朝三十六年の事蹟は、我國の社會を建設し、國史を創作し、思想を統一し、文化を擴大し、技術を進展せられたる時代であつて、我國は茲に始めて、質實なる民風に加ふるに、文化の色彩を施されたのである。而して夫には太子自ら太陸の文化を學んで、之が吸收の急先鋒となられたるのみならず、朝野を率ひて之を學ばしめられた結果、今を距る一千三百二十餘年前の我國は、北は印度より、北魏、高麗を通じて、流入したる西域系統の文化に加ふるに、南は梁及び隋を通じて、漢民族特有の文化を傳へられたれば、其の吸收せられたる文化の範圍は、實に絶大なる區域に亘りたるが、是は雄大なる太子の經綸もさることながら、端拱無爲にして、能く其の經綸に一任せられたる、推古天皇の宏大なる度量が、社稷の福であつたと云ふことを感謝せずには居られないのである。

第五期 舒明より文武に至る(八十一年間)文化及交通

イ、飛鳥朝の遣唐使派遣と唐使の來聘

舒明天皇の元年は、唐の貞觀三年にして、西曆六二九年であつた。帝は推古朝の遺緒を繼承して文化の進展を謀られたるも、太子が薨去せられた後の蘇我氏は、何の憚る所もなくして專横の限りを盡した。而して是は一は蘇我氏が、帝を擁

立したる關係と、帝の玉體が病弱にましまして、在位十三年の間は、屢有馬及び道後の温泉等に行幸せられたので、益其の弊が増長せられたのであるが、其の間にありても、一度開かれたる太陸との文化的交通は、最早之を阻止することを得ず、殊に推古三十年に、唐より歸朝せる留學僧惠齊、惠光等が、口を極めて『大唐國は法式の定まれる珍らしき國なり』と奏したれば、廟議が唐の制度を採用することに決したので、是は蘇我氏の力を以てしても阻止すること能はず、帝の即位の二年八月五日には、先づ都を飛鳥トビカの岡本に遷され、同年八月には、曩に隋に遣はされた犬上御田鍬及び曾て唐に留學すること十五年に及びし、藥師惠日等を唐に遣はされた。是が飛鳥朝に行はれたる第一次の遣唐使であつた。

然るに此の遣唐使の派遣は、唐の太宗が天下を統一したる貞觀隆治の時代なれば、太宗も亦新州刺史高表仁を遣はして我使を送らしめた。此時太子の派遣せられたる、學問僧旻及び勝鳥養等も之に従ふて歸國したるは、其の翌四年十月四日であつた。故に我が朝廷では唐使を迎へたと同じく、飾船三十餘隻を以て之を迎へ、大伴馬養をして接件たらしめられたれば、表仁は悦んで『禮何ぞ厚きや』と云ふたとのことであるが、更に難波館に入りたる使節には、特に神酒を賜ふて之を犒らはれたので、此が例となりて、外國使節には必ず往道には、生田の神酒を賜ふの例となつた。故に高表仁の態度さへ尋常なりせば、謁見、饗宴等の儀式は、隋使の前例に據りて行はれしものなりしに、唐書に『表仁は無術にして王(我朝廷の意)と禮を争ひ、旨を宣せずして還る』とあるを見れば、表仁は其の使命を完ふせずして歸りたることを物語るものにして、日本書記に、難波館に迎入せる模様と、其の五年(貞觀八年、西曆六三三年)正月二十六日、高表仁の歸國に際し、吉士雄麻呂、黑麻呂をして、之を對馬に送らしめられたることのみを記るして、謁見及び賜宴等の記事がない理由が明かになるのである。

ロ、留學生の貢獻と大化の革新

高表仁の歸唐を送りたる後の數年間は、寺塔を造られるとか、或は十一年(唐貞觀十三年、西曆六三九年)に歸朝した

る留學僧慧隱を宮中に召して(十二年五月五日)無量壽經を請せしめられるとか、新羅、百濟の貢使に冠位を賜ふとかと云ふが如きことのみであつて、文化的には大なる進展を見ざりしが、十二年十月十一日には、曩に第二次遣唐使に従ふて留學したる、南淵の請安(僧)高向玄理(學生)等が、三十三年間の留學を終へて歸朝した。而して此等の留學生の歸朝は、我國の文化は勿論政治上にも大なる影響を興へて、五年後に行はれたる大化革新の原動力となつた。故に之を約言すれば、聖德太子が三經疏を編纂せらるゝ資料の蒐集と、國家經綸に必要な制度參訪の爲めに派遣せられたる僧俗は、何れも皆小成に安んぜずして、右の如き長年月の留學を終へて歸朝したるは、太子の教旨と國家の期待に負かざりしものと云はねばならぬ。

舒明天皇に繼いで踐祚せられたる皇極天皇は、敏達天皇の曾孫にして、舒明天皇の皇后であつた。其の即位は元年正月十五日(唐の貞觀十七年、西曆六四二年)なりしが、此時皇位を男系の皇子に繼承し得ざりしは、蘇我氏に對する關係なりしは勿論である。然れども帝は即位と共に、先帝の遺業を繼承して、一意唐制に據る制度の改革を企てられ、先づ其の第一歩として、即位の二年(唐貞觀十七年、西曆六四三年)飛鳥宮の草葺を改めて、板蓋イタフタの宮を造られた。故に崇峻朝以來三韓の工人に依りて、日に月に進歩したる建築物に對する技術を、寺院以外の宮廷に應用せらるゝことゝなりたるは、要するに唐制採用の結果であつた。故に帝の在位は僅かに四年なりしも、聖德を以て聞へ我國の歴史に、動かすべからざる板蓋の宮と云ふ一の進展を留められた。

然れども蘇我氏の專横は到底黙止し難きものありしを以て、名臣鎌足と心を合はし、珂留皇子カカ、大中兄皇子は、唐より歸朝せる請安を請して、周孔の學を講ずると云ふ名目の下に會合して、蘇我氏を誅滅するの策を定め、四年六月十二日、三韓の貢使を朝廷に引見せらるゝ式場に於て蘇我氏を誅せられたれば、帝は位を珂留皇子に譲られた。是か即ち孝德天皇にして、我國に於ける讓位の始まりであつた。而して帝は推古四年の聖誕であるから、此時は既に寶算五十に達せられた

るを以て、空前の大改革たる、大化の革新を行はせらるゝには、實に申分なき閱歷を有せられたのである。故に皇極四年六月十四日を以て即位せらるゝや、直ちに大槻の大樹の下に天神地祇を祭り、群臣と共に盟ふて、皇祖皇宗の社稷を護持せらるゝ旨を宣せられたる後、元を建て、大化と稱せられた。是が我國に於ける年號の始まりであつた。今試みに大化革新の要綱を略述すれば、

- (一) 大化元年(唐貞觀十九年、西曆六四五年)六月内臣及び左右大臣の輔弼機關を設けて、鎌足を内臣に、内麻呂を左大臣に、石河麻呂を右大臣に任せられ、對外的には始めて、日本天皇と署せらるゝことゝなつた。
- (二) 大化二年正月に國造郡守等の世襲制度を廢して、郡縣の守牧は年限を定めて交代せしめ、税制を改め租、庸、調の法を定められた。
- (三) 大化三年及び五年に亘りて、位階を十九級に分ちて、各其の色を定められたる外、中務、式部、治部、民部、刑部、大藏、宮内の八省及び内外の官制を制定し、且元且朝賀の禮を定められ、又玄理、僧旻は國博士に任せられた。是が邦人を博士に任せられたる嚆矢とする。
- (四) 大化六年二月又元を改めて白雉と稱せられ、四月には文六の佛像を繡し、千體佛を刻せしめ、二千の僧をして一切經を讀誦せしめられた。是れが一切經の名詞が國史に現はれたる始めである。
- (五) 白雉二年六月、都を難波に移された。
- (六) 同三年班田の制を定め、戶籍を造らしめられた。
- (七) 同年五月、吉士長丹を大使として唐に遣はされ、副使、隨員、留學の僧俗百二十一人を隨はしめたる外、更に又高田根麻呂を大使とする、一行百二十人を遣はされたるも、是の船は途中に難破して長丹一行のみが無事渡唐した、是が第二次遣唐使であつた。

(八) 同五年四月吐火羅(土耳其斯坦)國人及び舍衛國(印度)人等が日向に漂着した。七月新羅及び百濟は遣唐大使吉士長丹等の歸朝を送り來りて書籍及び寶貨を獻じた。此の年又高向玄理を押使とし、河邊麻呂を大使に、藥師惠日を副使として、唐に遣はされ高宗に謁したるが、玄理は老病にて唐にありて没した。十月十日天皇は崩御せられた。

右の如く孝德天皇は在位十年に過ぎざるも、唐制を參酌して、開國以來未曾有の大改革を行はれた。故に史上に之を稱して大化の革新と唱へて居る。

ハ、天智、天武の鴻業

神武紀元一千三百十五年(唐永徽六年、西曆六五五年)正月先帝に繼いで即位せられたる齊明天皇は、即ち先の皇極天皇であつた。是が我國に於ける天皇重祚の始めである。故に帝は別に元を建てずして直に元年と稱せられた。是より持統元年に至る三十四年間は、元號を建てられなかつた。帝は重祚と共に又都を飛鳥の板蓋宮に復されたるが、此の年第三次の遣使たる河邊麻呂は歸朝した。其の翌年には板蓋宮が火災に罹りたるを以て、岡本の宮を營み始めて瓦葺の宮殿に改められ、其の結構頗る莊麗を極めたるは、唐制を襲用せられたる結果であつた。帝の世は大化革新の後を承けて、人材雲の如く輩出せる時代なれば、在位七年に過ぎざるも、阿部羅夫は蝦夷を討ち、肅慎を征して北邊を鎮靖せしめ、又百濟、高麗が唐に壓せらるゝを援けて、三韓に出兵せられたるを始め、六年正月には筑紫の豪族磐井を親征せられた。是の磐井は奢侈度なく、生前に五千歩に亘る墓を造り、其の區域には石人、石馬、六十を環列し、石棺、石窟を設けると云ふが如き豪奢を極められたれば、之を機會に勅して一般の厚葬を禁せられたるが、其の一面には、其の當時の社會の進運を知ることが出来るのである。

是より先き五年には、大使坂合部石布、副使津守吉祥等を二船に分乘して唐に遣はされたるが、此第四次の遣唐大使は南嶋に漂着して、副使のみ唐に達して七年に歸朝した。然るに帝は六年七月寶算六十九にして、筑紫の行宮に於て崩御せられたれば、直ちに攝位せられた。天皇は曾て聖德太子の派遣せられたる、第一次留學生の歸朝と共に、其の蘊蓄を傾けさせる爲めには、皇室の懿親たる皇子の身を屈して、南淵請安に周孔の道を學ばれたる上に、大化の革新に際しては、皇太子として孝德天皇を輔けて極力庶政革新の實を擧げられたるが、孝德帝崩御の後に至りても、更に齊明天皇に重祚を請ふて登極せず、自ら皇太子として齊明天皇の治世を翼賛せられた。然るに七年七月天皇は、筑紫の行宮に於て崩御せられたるを以て、素服して制を稱し、梓宮を奉じて難波に還幸せられたるも、尙ほ即位の禮を擧げずして、皇太子として制を稱せらるゝこと七年の長きに亘られたる後、稱制七年に至りて初めて即位せられたるは、神武紀元一千三百二十八年にして、唐の總章元年(西曆六六八年)であつた。

而して其の稱制七年間には、兵を出して百濟が、唐及び高麗より夾撃せらるゝを助けられたるも、百濟自身の内訌に依りて建國六百八十一年の國を亡ぼし、百濟王及び其の王子等二千七百餘名の男女が、我國に歸化したれば、之を難波に安居せしめ、其の臣民は之を東國即ち武藏に安居せしめられたるを初め、壹岐、對馬、筑紫方面の防備を嚴せられたるが、是は即ち朝鮮に兵を用ひつゝある唐の勢力が、何時侵入するやも計られざるが爲めであつた。然るに果せるかな、百濟を滅ぼしたる唐の鎮將劉仁軌は、其の翌三年十月四日郭務悰を使節として對馬に到らしめ、我國の虚實を窺はんとしたるを以て、皇太子は沙門智祥を遣はして物を賜ひ、且つ之を饗應せしめられたれば、郭務悰は十二月二日歸途に就きたるも、其の翌四年(九月二十三日)唐は、又劉高以下一行二百五十四人を遣はし、對馬を経て筑紫に來りて留學僧定惠を送還したれば、十一月十三日之を饗し、大友皇子に謁せしめ、十二月に物を賜ふて歸唐せしめられたるが、其の歸唐に際しては、守大石、境部石積、岐彌針間を送使として之を送らしめられたれば、越へて二年後の六年十一月六日、唐の百濟鎮將劉仁願は、又司馬法聰等をして、境部石積等の送使を筑紫に送らしめられたので、我よりも亦伊吉博德、笠諸石等をして之を

護送せしめ、其の翌七年此等の送使は歸朝した。

以上は即位以前の稱制七年間に亘る、百濟援助問題を中心としたる日唐交通であるが、此の交通は表面より云へば、玉帛を以て相見へたるが如くなるも、其の實武裝的の平和保持であつて、唐の大兵は百濟を亡ぼしたる餘威を耀かして朝鮮に駐屯し、百濟の王族及び遺臣は年々群を爲して我國に亡命するを以て、唐の鎮將は曆年使節を遣はして我虚實を窺ひ、我は又其の使節を送つて彼の動靜を視察せしむると同時に、我國は年々武備を嚴にし、要地に築城を爲して、其の不時の侵略に備へられたるは、蓋し天智稱制の初年に二萬七千の大兵を百濟に派して、之を援助せられたるも其の功なくして、我兵は白村江に敗戦し、百濟は滅亡して國王以下が我國に歸化したと云ふ悲痛なる教訓が、即ちかゝる緊張味を帯びたる外交政策を行はしめたるものなれば、帝は稱制六年に亘りて、完全なる國防を充實して、所謂武裝平和の手段が確立するまでは、齊明天皇の大葬すら行はせられざりしが如きは、中興の英主たる天智天皇にして始めて之を行ひ得らるゝ政策であつた。

故に帝は右の如く稱制六年間に亘りて、西海邊疆の築城を終りたる後、稱制六年二月十七日を以て、先帝の大葬を行ひ、三月都を滋賀に移し、稱制七年正月三日、始めて即位の禮を擧げさせられたるが、此時帝は既に寶算五十有五に達せられた。故に即位後の帝は、在位僅に四年なりしも、考徳、齊明の二朝に亘りて、皇太子として、政を輔けらるゝこと十有六年、齊明崩御の後には稱制七年に亘られたるを以て、帝は前後を通じて二十餘年間は、實際に於ける國政變理の大任に膺られたのである。而して其の經綸の根本は、先づ大義名分を正して、皇室の尊嚴を保つ爲めには、專横なる蘇我入鹿を朝に誅し、之に次いで行はれたるものは、即ち唐制を參酌して、中央及び地方の制度を革新し、變形的の封建を廢して郡縣と爲せられたることは、既に大化の革新を叙するに當りて、其の概概を述べたるを以て、再び茲には之を贅せざるも、要するに大化革新以來の文化進展は、帝を中心としての事業であつたと云ふことは、決して之を忘れてはならぬと同時に

大化以來未了の問題たる『令』と稱する各種の制度二十二卷を撰せしめて、其の經綸を完結せられた。而して此の『令』は、後世大寶年間にも亦之を増補改訂せられたるを以て、世人は之を『大寶令』とも稱して居るが、其の實其の濫本は帝の世に制定せられたものである。故に一言にして之を蔽へば、帝は大化の革新を行はせられたる、孝徳の謀主であると同時に、其の遺業を完成せられたる聖主であつて、其の『令』の中には神祇令を設けて神祇に對する制度を定め、且つ一年二回の大祓の儀を行ふこととして、外來の文化思想に超出したる、神祇の地位と國風とを維持せられたるは、敬服の外はないのである。

而して其の天資は睿明なる上に、學を好み、文を能くし、庠序を設けて俊才を徵せられ、又親ら『漏刻』を製して、之を新臺に置いて時を知らしめられた。是が即ち我國に於て正確なる『時』を知ることを得たる紀元にして、實に今を距る一千二百七十二年(唐顯慶四年、西曆六五九年)のことであつた。しかのみならず、帝の即位せられたる稱政七年には越後よりは燃石(石炭)、燃水(石油)を獻する等の事件があつて、制度、文物が備はると共に、天産物に對する注意も益加はり來りたるは、即ち天武朝に至りて、白銀が世に顯はれたる先驅とも見るべきものであつた。故に帝は一面には前述の如く、百濟援助の爲に失敗せられたる結果、歷年に亘りて我國の藩屏たりし、百濟、高麗の二國は唐の爲に滅ぼされたるも、之は百濟及び高麗自身が小策を弄して、遠交近攻の策を行ひたる結果なれば、之を以て直ちに帝の失政と云ふことを得ざるものと同時に、唐に對しては、何等の政策の變更を行はずして、我國の虚實を窺ひ、且つ威嚇的の意味を以て、二千餘名の多人數を派し來るも、之に對しては禮を厚くして遇せらるゝの傍、一面には其の備を嚴にして、乗せしむるの際を與へず、文化を吸收する爲めには、即位の翌年(即ち唐の總章二年、西曆六六九)には河内を遣唐使として、唐に遣はされたるを以て、帝の稱制及び在位を合したる十年間は、前述のごとく日唐の交通は實に空前なる頻繁期であつた。

天智崩御の後には大友皇太子と、後の天武天皇たりし大海人皇子との間に、思ひがけなき衝突が起りしも、幾許もなくして、大海人皇子の勝利に歸し、皇子の即位せられたるは、神武紀元一千三百三十三年（唐咸亨四年、西曆六七三年）であつた。然れ共此の衝突は全く意外のことより起りたるものにして、皇太子と大海人皇子の間には、何等不解の怨があつた譯ではなくして、皇太子の軍が、大海人皇子の吉野の山居を襲はんとすると云ふ人言を聞き、皇太子は亦大海人皇子の軍が、來り襲はんとすると云ふ説を聽かれて、終に天下の大亂となりたるも、要するに間者の言を聽かれたるのみにして、兩者の間には相戦ふべき何物もなかつたのであるが、皇太子の軍は不利にして、大海人の軍が勝利を得たる結果、大海人皇子が即位せられた。是が即ち天武天皇である。故に餘談ではあるが、明治大帝は、明治三年七月を以て、大友皇子に『弘文天皇』の謚を上られたるは、誠に至公至平の御取計らひであるから、大友の英靈は長へに、此の明治大帝の追孝を甘受せられたること、拜察する。況や大友皇太子は年齢僅に二十五を出でずして此の世を去られたるも、皇太子の斯文た於ける提唱の功は、其の製作に係る漢詩の上にも顯はれて居るから、明治大帝が之を謚して『弘文』と稱せられたるは千古の奇怨を雪白せらるゝ盛事であつたと云はねばならぬ。

大友に勝ちて即位せられたる天武は、先聖の遺緒を繼承して、文武の兩方に互る要政に精勵せられ、一面には又佛教を提唱せられ、即位の元年には一切經を川原寺に於て寫さしめられ、二年には大祓の儀を定めて定例とせられ、三年には占星臺を設けて、天文を占せしめられたるを始め、帝の世に至りて新に起りたるものには、文化的方面では、一切經の書寫、占星臺の建設、法相宗の傳來、新字四十四卷（境部石積）の撰定、帝紀の撰述等であるが、制度の方面では、兵政官を置いて武備を嚴にし、禁式を設けて親王以下庶民の服色を定め、男女に結髮せしめて立禮を行はしめ、黒漆の冠を制せられたるを始として、爵位令を定めて、親王以下諸王を十二階に、諸臣を四十八階に分たれ、又臣民の氏族に關する規定

を設けられた。産業の方面では、即位の三年に對馬より、白銀を貢したるを動機として、五年に鑄錢司を設けて、銀錢を使用せしめらるゝこととなり、我國の經濟組織は、帝の世に至りて一變したる外、帝は又悲田院を設けて、不幸なる鰥寡孤獨の不遇者を救濟し、施藥院を設けて貧困なる病者の救護を行はせらるゝとか、放生令を發して、佛教主義に依る生物愛護の風を奨勵せられ、又は葬儀鼓吹を用ひて、其の式を嚴肅ならしむると云ふが如き、社會の各方面に亘りて善政を布かれ、殊に民を勞し、神祇を崇敬するの施設は、眞に至れり盡せりのものがあつた。故に帝の在位十三年間は、天智天皇の制定せられたる諸制度の根本たる『令』を實地に運用せんとするの時代であつたから、我國の社會は帝の世に至りて其の世相は一變せられたのである。故に天武の御宇は、天智に繼いで、我國の文化を充實せしむる、劃期的の時代であつたと云はねばならぬ。

ホ、持統、文武二朝の文化の概観

持統天皇は、天武帝の皇后なりしが、帝の崩御後繼嗣未だ定らざりしを以て、朝に臨んで制を稱せられるゝこと四年にして即位せられた。故に即位後の在位は七年なりしも、其の稱制時代を合すれば、其の在位は十年であつた。此の間に於ける帝の事跡は、草壁皇子を攝政に、高市皇子を太政大臣に、多治比島を右大臣に任じて庶政を總攬せしめ、帝は端拱無爲にして善政を施し、佛教を興隆せらるゝのみであつた。故に帝の事跡を概観すれば、先帝以來の社會事業を擴大して、鰥寡孤獨に稻布を賜ふとか、佛教を尊崇して宮中に安居せしめらるゝとか、陣法博士を諸國に遣はして武を講ぜしめらるゝとか、歸化人を諸國に分居せしめらるゝとか、曆法を改めて、元嘉曆及び儀鳳曆を行はれたと云ふが如き、事跡のみにて、特筆すべき事跡なきも、帝の御宇に至りて佛教は著るしく發展して、天武帝の爲に行はれたる國忌齊は恒例として行はるゝこととなり、仁王會は宮中及び諸國に恒例として行はるゝこととなり、蝦夷及大隅等に佛教を弘通せしめられたるを始め、多數の留學僧が唐より歸朝して、教化に盡したるのみならず、又多數僧侶が新羅より歸化して、我國の教化に盡く

したるは、蓋し持統朝の特色であつて、中央の文化は地方に普及せられたのである。従つて帝の即位三年（唐長壽元年、西曆六九二年）には、全國の寺院五百四十五寺となりたるが、帝は之に對して寺毎に稻一千束を給して、燈火の資に充てしめられたのは、即ち文化普及の爲めであつた。

帝に繼いで即位せられたるは、即ち文武天皇であつた。天皇は持統天皇即位の七年二月、策立せられて皇太子と爲り、同年八月一日禪を受けて即位し、先帝を尊んで太上天皇と稱せられた。是が我國に於ける『太上天皇』の號を用ひらるゝ始まりであつた。帝の即位は唐の神功元年にして、西曆六九七年なりしが、即位の五年に改元して『大寶』元年（唐長安元年、西曆七〇一年）と稱せられた。此の年遣唐執節使として粟田真人を、大使として坂合部大分を、副使として巨勢邑治を、夫々任命せられたる上、之に學問僧道慈等從はしめて、唐に遣はされた。是の執節使は四年後の慶雲元年に、副使は同四年に前後して歸朝した。故に帝の御宇十年間は、文化、産業共に發達して、國民生活の内面に大なる變化を與へたと云ふことは、左の如き事跡是が明かにして居る。

- 一、即位の二年（唐聖曆元年、西曆六九八年）使を遣はして、醫を南島に求めしられた。是年始めて答法を定められた。
- 二、三年五月僧道昭示寂し、遺命して遺骸を火葬せしめた。是が本邦火葬の始まりであるが、此の道昭は曾て唐に遊び、玄奘三藏に從つて印度の論理學（法相）を學び、且つ井を堀り、船を造り、又橋を架する等の社會事業を提唱したる高德であつて、是れが我國に於ける社會事業の嚆矢である。
- 三、四年（唐久視元年、西曆七〇〇年）六月、鎌足の長子不二等詔を奉じて律令を撰した。
- 四、五年（唐長安元年、西曆七〇一年）三月、元を建て、『大寶』元年と稱せられた。爾來年號を絶つことなく用ひらるゝことゝなつた。又此の年より釋奠の禮を行ふて孔子を祭ることゝなり、律令を改めて位號は新令に依らしめ、官衛は瓦葺となつた。

五、大寶二年二月、新令を天下に頒ち、三月度量衡の制を頒たれ、六月には前記の如き遣唐使が派遣せられ、十二月には美濃の岐蘇山道が開かれ、又詔りして桑を植ゑしめられた。

六、大寶三年、詔りして學制を改められた。其の組織は大寶令に基づいて、中央には大學、地方には國學を設けて、主として官吏となるべきものを養成せられ、入學資格者は五位以上の子弟と東西の史フヒトと稱する文學を世襲とする歸化人のみに限られ、其の學科は明經、紀傳、明法、算術の四道と爲し。

明經道は、周易、尙書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、孝經、論語、春秋左氏傳の九種とし、之を大中小の三に分たれた。

紀傳道は、史記、漢書、後漢書、三國志、晋史を各一史とし、爾雅、文選も、亦一科の書と爲し、三史及び文選は大經に准ぜしめられた。

明法道は、法律及び制度を修めしむるを主眼とし、主として本邦の律令を學ばしめられ、法書は律を以て大經に准じ、令を以て小經に准ぜしめられた。

算道は、數學及び天文、曆術を修むるを主眼と爲し、算術にては、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開重差、周髀、九司の九經を小經に准じ、天文書は、天官書、天文志、五行大義、律曆志、大衍曆等を各一經として、皆其の業を分つて學ばしめられた。

教官は博士、頭、助、直講等に分たれ、皆本邦人を用ひて他國人を交へず、大學には、頭、助、大學博士各一人、助教、音博士、書博士、算博士は各二人とし、大學博士、助教は、經業を教授し、又學生の試験を掌どり、音、書、算博士は各其の主とする所を教へた。

故に天智の朝に百濟人鬼室集斯を大學頭に任じて、教育を開始せられてより、未だ幾許ならずして、大學頭以下

が本邦人を以てせらるゝことゝなつたのは、蓋し成る時に成りたるものに非ずして、遠くは推古朝より、近くは孝徳、天智以下の列聖及び皇族を始め、在朝の縉紳が學を勵んだ結果であつた。

七、大寶四年（唐長安四年、西曆七〇四年）正月始めて諸國の印を造られ、五月十日に元を慶雲と改められた。七月粟田直人は唐より歸つた。此年は朝會に跪伏の禮を改めて、榻を用ゆることゝなり、越後よりは兎毛布を獻じ、又鐵沙を採つて劍を造ることを得た。

八、慶雲二年（唐神龍元年、西曆七〇五年）諸國飢疫の爲め醫藥を給して之を賑恤せしめられた。此年斗升の法を定め、菓子錦を織らしめられた。

九、慶雲三年九月、使を七道に遣はして田租の法を定め、又詔りして衛士をして發誓、抛石等の技を習はしめられた。是は天智朝以來の日韓唐の關係より、自然に行はれた武器の改善であつた。

十、慶雲四年四月、天下飢饉の爲め之を賑恤せられた。六月十五日天皇崩御せられたれば、帝は其の生母たる、贈岡本天皇の皇后たる阿閉姪に攝政を請はれた。是が即ち元明天皇である。

以上の帝の在位中に於ける重なる事件であるが、此の外にも有名なる天國小鳥丸の名刀も帝の世に造られ、漆工は大に進みて『漆部司』が設けらるゝとか、雄黃、眞珠、朱砂、綠青、白鐵等の天産物を用ゆることゝなつたのは、皆帝の世であるから、大なる目を以て之を見れば、推古元年より發芽したる飛鳥朝の文物は、帝の世を終る二百八十八年間を経て、茲に一先づ大成せられたるものにして、茲に始めて奈良朝の文化が建設せらるゝ基礎が開かれたのである。

第六期 元明より光仁の世を終る七十四年間の文化及び交通

イ、奈良の遷都

元明天皇は天智の第四女にして、曾て文武の父たる草壁皇子に適いて妃となり、文武、元正の二帝を産まれたるが、文武の即位と共に草壁皇子に岡本天皇の號を上り、妃は皇后と尊稱せられた。然るに慶雲三年文武天皇不豫なりし爲め、母后に請ふて萬機を攝せられたるが、終に遺詔に依りて即位せられたるは、慶雲四年七月十七日であつた。其の翌年正月十一日、武藏國秩父郡より銅を獻じたるを以て、天下に大赦して和銅と改元し、窮老を賑はし、節孝を旌し、百官に物を賜ひ、鑄錢司をして『和銅開珍』錢を鑄造せしめられた。是が我國の錢文の始めにして出銅の紀元であつた。然るに此時は既に社會の事物が發達したれば、帝都を廣濶なる地域に遷さんとするの議ありしも、未だ之を行ふに由なくして先帝は崩御せられたので、帝は其の遺圖を繼承して、同年二月十五日左の如き遷都の詔を發せられた。

朕は上支を奉じて、宇内に君臨し、菲薄の徳を以て、紫宮の尊に處す。常に之を作る者は勞し、之に居る者は逸するを思へば、遷都の事は、未で議するに違なかりしに、王公大臣は咸な往古より已降、近代に至るまで、日を測り星を瞻て、宮室の基を起し、世を卜し土を相して、帝皇の邑を立つれば、定鼎の基永固にして、無窮の業斯にありと云ふ、衆議は捐て難く、詞情且つ切なるものがある。

況や京師は、百官の府にして、四海の所歸なれば、唯朕一人が、獨り逸豫すべきものにあらずして、苟くも物に利あれば、其れに違ふべきものではない。昔は殷王五遷して、中興の號を受け、周后は三定して、太平の稱を致した。方今平城の地は、四禽圖に叶ひ、三山鎮と作り、編筮並び従ふを以て、宜しく都邑を建つべきものなれば、其の營構の資須は、事に隨つて條奏し、秋收の後を待つて、橋道を造らしめ、子來の義は、勞擾すること勿らしめ、制度の宜は後をして加へざらしむるにある。

かくして先帝以來未了の問題たる遷都の議か決せられた。吾人は遷都其の事もさることながら、右の詔勅の内面に包含せられたる思想及び用語が、著しく唐代の思想に近似し、且つ吾國には表面に未だ渡來せざりし道教思想が多量に混入し

てゐるのを見ると、宗教としては渡來せざりし道教も、思想的には奈良朝の開幕以前たる、飛鳥朝の末期に於ては、既に相當の勢力を、朝野に占めて居つたことが明かである。故に此の遷都の詔勅は、此の意義に於て特に興味を惹くものである。爾後地形の巡視を終られたる帝は、十月二日使を遣はして、伊勢の大神宮に遷都の奉告を爲し、十一月には新都に收用せらるゝ土地の人民に、布穀を給して之を移轉せしめ、十二月五日には新都の地鎮祭を行はれた。是が奈良朝文化建設の發軔にして、實に唐の景龍二年（西曆七〇八年）であつた。

ロ、元明、元正二朝に勃興せる史學

我國の文運は推古朝より發軔して、孝徳、天智、天武、文武の數朝を経て、大に其の面目を改めたるは、即ち今を距ること（昭和六年より）二千七百七十八年前の天平勝寶三年（唐天寶十年、西曆七五一年）に編纂せられたる、我國最古の漢詩集たる『懷風藻』に依りて知ることが出来る。故に此の詩集の内容を説明すれば、天智の皇太子たる（後の弘文天皇）大友の御製を始め、文武の御製及び文武の攝政たる大津皇子の作等があつて、全篇百二十首、六十四人の作者の中で、皇族の詩が二十四首、十一人に上ると云ふ有様であるから、當時に於ける漢文學の風行は、上は王公より下は朝野の縉紳に及んだことが明かなるのみならず、我國の國風たる『萬葉集』の如き最古の歌集さへ、此の『懷風藻』に後るゝこと六年即ち天平勝寶八年に敕撰られたと云ふを見ても、如何に漢文化が旺盛であつたかと云ふことが明かである。

然るに右の如き文學の勃興は、史學の方面に向つて進展し、和銅五年正月には、太安麿が勅を奉じて『古事記』三卷を編輯した。此が即ち我國に現存せる最古の國史であつて、推古朝以來屢企てられたるも、或は大化革新の兵火に罹り、或は勅を奉ずるも附稿を見ざりしものが、此の時に至りて始めて一の成書と爲つたのである。しかし此の『古事記』は安麿が勅を奉じて、古事の暗誦を専門とせる稗田阿禮より、聞き取りたるものを筆録して、之を言語文字の系統を異にする漢文字を以て記述したのであるから、其の事業の困難なりしことは、蓋し今人の想像に餘りあることならんも、命世の天才

たる安麿は、兎に角此の大業を完成して、我國の史學に一の新生命を開きたるが、此の安麿が天才を發揮したるは、古事記の編纂に後るゝこと十年、即ち養老四年五月、知太政官事舍人親王を總裁とする『日本書紀』の編纂に就事して、其の手腕を發揮したことである。故に元明の御宇たる『和銅』七年間と、元正の御宇たる『靈龜』『養老』の二元を推算する九年を推算する十六年間は、實に我國の史學を基礎づけたる時代であつて、之に其の手筆を振ひたる安麿であるから彼の試みたる事業は、即ち漢文學を化して本邦化たると同時に、又本邦の思想を化して、漢文化したとも云べき事跡を賾したものである。其の外にも亦和銅年間には諸國の『風土記』を編纂せしめらるゝ等の事件があつて、我國に於ける史學の基礎を確立せしめられたるは、全く和銅より養老に至る十數年間であつた。

然れども如實に之を觀察すれば、我國の文化は要するに漢文化の影響を受けて發達したるものなれば、到底其の量に於ても亦質に於ても、漢文化の悠久にして、しかも深遠なるには及ばざるものであると云ふことは、既に前編に於て述べたるが如く、我國の最古の歴史たる『古事記』に先だつこと實に四百三十七年前の、魏の太康六年（西曆二八五年）には、既に陳壽に依りて『倭人傳』と稱する、本邦に關する記録が編纂せられ、『日本書紀』の編纂せられたる養老四年『唐開元八年、西曆七二〇年』は、即ち『倭人傳』の編纂に後るゝこと四百四十五年なるを思へば、轉た感慚に堪へざるものがあるが、夫れでも幸にして、此の時に至りて我國の史學か、兎に角目鼻が附いたと云ふことは、我等民族として、此等の修史事業に關與せる諸公に向つて、深甚なる謝意を捧げねばならぬ。

ハ、養老年間の日唐交通

前述の如き機運を受けて、文學、史學、産業の勃興を見たる中に、帝は和銅八年七月位を天智の皇孫たる、文武の皇姉氷高内親王に譲られた。其理由は文武の遺詔に依りて已むを得ず、後の聖武天皇たる皇太子が幼齡なる故を以て即位せられたるも、帝の資性は恬淡にして長く天位に居るを好ませられず、然らばとて直ちに太子に譲らるゝには、尙其の幼齡な

るを慮ばかりて氷高内親王を即位せしめ、其の間に太子をして庶政を訓練せしめんとせられたるものなれば、後の史家は母儀の徳を以て、至公の君臨の業を遂げられたとして、頗る此の擧を稱讚して居るが、かゝる史論は暫く措き、元明の禪を受けて、靈龜と改元せられたる元正も、亦神識深沈にして、言へば必ず典禮に則ると云ふ、女儀にましましたれば、元明、元正の二朝は、實に前古に比類なき雍熙の化を施されて『家給戸足』と云ふ太平の象を見ることを得たのである。故に奈良の遷都完成も、文學、史學の勃興も、要するに此の女中の堯舜と稱せられたる二帝が、精勵治を圖られた結果であつた。

故に帝は、即位以來前緒を繼いで、庶政を肅清せらるゝと同時に、靈龜二年（唐開元四年、西曆七一六年）八月には、多治比縣守を押使に、阿倍安麻呂を大使に、藤原馬養を副使に任命せられ、之に吉備眞備、阿部仲麻呂等の留學生と、玄昉等の留學僧を隨はしめて唐に遣はさんとせられたるも、故ありて大使は大伴山守に代へられ、其の翌養老二年二月、此等の使節の航路安全を神祇に祈り、節刀を給ふて出發せしめられたるは、前古無比の盛典であつた。而して此の度の使節に従ひたる眞備及玄昉の二人は、後に至りて奈良の文化を進展せしむるの原動力と爲り、阿部仲麻呂は唐に留まり、仕へて安南都督となり、又李白其の他の文人と交はりて、文名を千古に貽したる才人であつた。而して此等の留學生は、唐にありては玄宗の命に依りて、四門教授趙玄嘿に従學せしめられた。故に押使多治比は此等の留學生を唐に留め、大寶二年に派遣せられたる、大使阪合部大分及び留學生道慈を伴ふて歸朝した。此の道慈は佛教文化以外に建築學にも長じたるをもつて、後世唐風の建築を我國に傳へた人である。此の外帝の世には、絹縋の織造を奨勵せられたる結果、大使及び留學生等の俸給も、多く此等の絹縋を給せられたるを以て、留學生は儒學を學ぶに當りても、其の束修として此等の絹縋を以てし、又仲麻呂は李白等の學者にも之を頒ちたれば、李白は『身著日本裘』と云ふ詩を作つて之を喜んだのを見ると、我國の織造業は驚くべき進歩を遂げたことが明かなると同時に、帝の世に至り婦女の服制を定められたるは織造發達の結果であつた。又官人に笏を取らしめて、唐風に模せられたことも想察せらるゝが、帝の世には又天竺の善無畏三藏が、密教を齋らして來朝したとの口碑も傳へられ、薩摩隼人等の風俗歌舞も奏せらるゝと云ふ、實に文質彬彬たる空前の隆治を示された。

ニ、聖武天皇の佛教中心の文化的建設

聖武天皇は、元明帝の和銅七年六月立つて太子と成り、元服を加へられたるも、其の年尙二十歳に過ぎざれば、暫らく皇姉元正の下に庶政を訓練せられたる後、養老八年には、既に三十一歳の齡を加へられたるを以て、元正は二月四日位を太子に譲られた。茲に於てか神龜元年と改元せられたのが唐の開元十二年（西曆七二四年）であつた。帝は即位と共に、鋭意文化の向上を謀られた。而して帝の方針は、佛教を中心とする文化的の建設にあつたのが、即ち其の特質であつた。試みに帝の在位二十五年間の事跡を列擧すれば、

- (一) 即位の元年たる神龜元年には、道慈をして唐風を用ひて大安寺を營造せしめられ、又五位以下の庶人も、力の營造に堪ゆるものには、瓦屋を營み、丹壁を塗ることを許された。
- (二) 神龜二年九月には、詔して三千人を出家せしめて、佛教を興隆せしめられた。
- (三) 神龜三年僧行基が山崎の橋を架した。
- (四) 神龜四年二月、僧六百、尼三百を宮中に請して金剛般若を轉ぜしめられた。此の年渤海の使船出羽に漂着した。
- (五) 神龜五年正月、渤海の使節を引見せられ、引田蟲麿送使と爲り、遂に渤海と交通が開けた。八月觀音像百七十七軀を造り、並に經百七十七卷を寫さしめて、皇太子の病平癒を禱り、又十二月には國別に金光明經十卷を頒かたれた。故に其の總數は六十四帙、六百四十卷であつた。此年始めて大學に文章、律學の二博士を置いて進士の試験が行はれた。

(六) 神龜六年八月五日、元を天平と改められた。此年唐僧道榮は從五位に擬して、緋色の袈裟を賜ふて優遇せられた。又天下に詔して四丈の廣絹を六丈の狹絹に改めしめられた。

(七) 天平二年奈良興福寺の塔を建てられ、皇后職には施樂院が設けられ、蟲鷹は渤海より歸りたるが、渤海王よりの信物は之を六所の山陵に分献せられた。此年粟田馬養、播磨直乙安、陽胡史眞身、奏朝元文、元貞等の五人の請に依り、各二人の弟子をして漢語を學ばしめられた。

(八) 天平三年七月五日雅樂寮を設けて、左の如く員數を定められた。

大唐樂三十九人、百濟樂二十六人、高麗樂八人、新羅樂四人、度羅樂六十二人、諸縣舞八人、築紫舞二十人。
とし、大唐の樂生は、其國籍の内外を問はず、教習に堪ゆる者を取り、百濟、高麗、新羅等の樂生も同様であるが、度羅、諸縣、築紫舞等の生員は、並に樂生より取ると云ふ規定を設けられたるを見れば、我國の雅樂は此時を以て一新紀元を劃したるが如くなるも、既に樂戸が設けられたるを見れば、繼體七年(西曆五一二年)に樂經が百濟より輸入せられたる以來、既に相當に發達して居つたことが判るのである。

(九) 天平四年正月、帝は冕服して朝を受けられた。是が冕服受朝の始まりである。八月八日、多治比廣成を大使に、中臣名代を副使に、平群廣成を判官として唐に遣はされた。是に學問僧叡榮、普照等が隨ふこととなり、遠江、播磨、丹後、備後の四國に命じて使船四隻を造らしめ、又諸國に百石以上の積載に堪ゆる船を造らしめられた。

(十) 天平五年三月、鎌足の創設したる維摩會を復興せられ、閏三月には僧行基に輦車並に度者三十五人を賜ふた。同月多治比以下の使節は新船に乗じて、難波津を出發して唐に向ふた。此の年七月大膳職をして孟蘭盆供を供せしめられ、又貧困なる大學生に官費を給せられた。

(十一) 天平六年正月、大織冠鎌足の嫡孫右大臣藤原不士等の長子武智鷹は右大臣に任ぜられた。是が藤原南家の始祖で

ある。十一月法華、最勝の二經を科して、淨行三年以上の者を度することとせられ、又門部王に勅して一切經の書寫を督せしめられた。是が後世に至りて驚くべき多數の寫經に接することを得る源泉となつた。

(十二) 天平七年三月、遣唐大使多治比廣成は、養老元年の留學生吉備眞備、留學生玄昉及び唐人晋卿等と共に歸朝した。而して此の留學生は實に留學十七年の長期に亘る者なれば、其の學殖も秀でたる上に、其の齎らしたる文化的資料も頗る多くして、玄昉の如きは佛像の外に、五千餘卷の經論を將來し、眞備の齎らし献じたるものには、

唐禮百三十卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十二卷、樂書要錄十卷。

等は其の書目も明かであるが、其の他は不明なるも、要するに多數の典籍を齎らしたることは、其の留唐年限の長さ、書籍以外に齎らしたる學術用具、其の他の器具には、

測影鐵尺一枚、銅律管一部、鐵如方響、寫律算十二條、絃纏淡角弓一張、馬上飲水漆角弓一張、露面漆四節角弓一張、射申箭二十隻、平射箭十隻

等があるのを見れば、此の玄昉、眞備の歸朝が我國の文化に絶大の影響を與へたことが想察せられる。殊に眞備の學習したる方面は、

三史、五經、刑律、算術、陰陽、曆道、天文、漏刻、漢音、書道、秘術、雜占。

に及んで居つたので、唐にありても其の學殖を尊重せられ、歸朝の後には文學を提唱し、後には樞要の地位に登り、又漢字を省略して、其の偏旁を用ひて五十音を造つたとの説もある。兎に角此の五十音は梵、漢の二學に通じたるものならでは出来ない事業であつた。此年袁晋郷は歸化して、大學の音博士となつて唐音を教授した。

(十三) 天平八年三月、遣唐副使中臣名代の歸朝と共に、唐僧道璿は來つて華嚴宗を傳へ、印度の波羅門僧正菩提先那は林邑の佛徹と共に來りて、佛教及び林邑樂を傳へ、波斯の醫師李密も來朝した。故に此時の日本は實に世界的の文

化が流入したる空前の盛時であつたが、此と同時に我國には始めてなる天然痘も輸入せられて、其の翌九年正月には、參議藤原宇合も其の犠牲と爲つて薨去し、右大臣武智麿も同年七月薨去した。

(十四) 天平十一年、正月皇女阿部内親王を立て、皇太子と爲し、橘諸兄は右大臣に任ぜられた。此年齊日を設けて漁獵を禁ぜられ、又諸國をして地圖を上らしめられた。

(十五) 天平十一年、十月先の遣唐判官平群廣成渤海使節に送られて歸朝した。此の廣成は天平五年大使多治比と共に入唐し、其の翌六年十月、蘇州より乗船歸途に就きたるも、四船と離れ離れになりて、廣成の船は百十五人と共に崑崙に漂着し、或は賊の爲に殺され、又は病死したるに、廣成等の四人のみは免かるゝことを得て、其の翌七年欽州(廣東)の熟崑崙に助けられ、再び唐都に歸へり、我留學生阿部仲麿の取り成しにて、又玄宗に謁し船糧を給せられ十年三月登州(山東)より出發し、五月又渤海漂着した。然るに此の時偶渤海王は使節を我國に派せんとしたるを以て、渤海の大使胥要德等と共に發航せしめたるに、大使の船は又々漂没して、一行中の四十人は皆魚腹に葬られ、廣成等の船は出羽に漂着したので、廣成等は副使已珍蒙等共に入京して、渤海王の國書及び信物を奉りたるが、其の信物は大虫(虎)皮、羆皮各七張、豹皮七張、人蔘三十斤、蜜三舁であつた。故に廣成に正五位上を授け其餘の水手等にも位を授けて其の勞を賞せられた。

(十四) 天平十二年正月、帝は大極殿に御して朝賀を受けられたる中には、渤海の使節は勿論、新羅其の他の語學者も列席した。同月七日渤海副使以下に位を授け朝堂に宴し、渤海王に、美濃絁三十疋、絹三十四、絲百五十綯、調綿三百屯、副使に美濃絁二十四、絹十四、絲五十四、調綿二百屯を賜ひ、其の他の隨員にも賜物あり、同月二十一日、天皇南苑に御して射禮を觀られたるが、五位以上の射を終りたる後、渤海使節も之に與かり、其の後又渤海の使節は渤海樂を奏して、天聽に達しなどして、幾度も賞賜を受けて二月歸國した。

(十七) 天平十三年正月、都を山城の恭仁に遷された。三月には、詔を下して諸國に七重の塔を造り、之に金光明最勝王經、法華經各十部を安置せしめ、更に金字の最勝王經一部を安置せしめ、又國別に『金光明四天王護國寺』を設け男僧二十人を以て其の定員と爲し、更に『法華罪寺』を建て、尼僧十人を以てすることゝなられた。故に後世之を國分寺と稱することゝなつた。

(十八) 天平十四年十一月、帝は東大寺を建立し、盧遮那佛の大像を鑄造せんとするの願を發せられたるも、當時は未だ我國固有の神祇と、外來佛教との關係が未だ一般に明瞭ならざりし爲め、かゝる企は神慮に悖るものなりとの議論も起りて、廟議を決すること能はざれば、左大臣橘諸兄は勅を奉じて、伊勢太神宮に詣りて神慮を請ひたるに、神慮は之を可とせられたと云ふので、帝は親ら其の募縁の疏を製し、天下の民衆と共に其の勸願を決行せらるゝこととなつた。是は單なる大佛鑄造と云ふ問題に非ずして、思想的には所謂『神佛一體説』の勝利であつたから、爾來神佛の二道は、之を動機として、全然合作的の態度を取ることゝなつたのは、奈良朝に於ける思想上の一大變化であつた。

(十九) 天平十五年十月、近江信樂に於て大佛の鑄造を企てられた。

(二十) 天平十六年十一月、再び近江の甲賀寺に於て大佛鑄造を企てられたるも成効せざりしが、其翌十七年及び十八年に亘りて、之を繼續せられたる結果、十八年九月に至りて、漸く其の成効の見込が立つたので、東大寺内に大佛殿の建築を開始せられたと云ふ有様であるから、寫經、造佛、造寺、度僧等の事業は、全國を通じて、國務として遂行せられたる外、年中行事としては、十九年には五月五日を以て端午節と爲し、各戸に菖蒲の縵を掛けしめらるゝことゝなつた。

(廿一) 天平二十年三月、釋奠の儀式及び服器等を改定せられ、七月には法華經一千部を寫し、十二月には、一千僧を

度せしめ、又諸國の大寺に詔して安居に最勝王經を講ぜしめられたる外、智環は四分律の『行持鈔』を講じた。
 (廿二) 天平二十一年正月、天皇は皇后と共に、僧行基に就いて受戒せられ、天皇は法名を勝滿、皇后は萬福と稱せられた。是が我國に於ける帝后受戒の始めである。此時僧行基に大菩薩の號を授けられた。是が僧侶に徽號を賜はつた始めである。二月陸奥國小田郡より始めて黄金を獻じた。是が我國に於ける黄金出土の始めなれば、天皇は之を以て盧遮那佛の加被力と爲し、元を改めて天平感寶と稱し、自ら東大寺に幸して其の黄金を佛前に捧げ、自ら『三寶の奴』と稱せられし。然るに帝は政に倦みて、位を皇太子に譲られたれば、新帝は七月二日元を改めて天平勝寶元年と稱せられたるか、十月には、先帝以來の大業たる盧遮那佛の鑄造が完成したので、新帝は之を以て神祇の威徳に依るものと爲し、十二月には先づ宇佐八幡宮を迎へて、八幡宮が大佛を拜禮せらるゝの式を行はせられたる後、帝は上皇、皇太后と共に東大寺に幸し、五千の僧を集めて大法會を行はれた。

以上は聖武天皇が在位二十四年間に亘りて、佛教を中心とする、文化的建設に努力せられたる概観である。其の間に於ける物質的の建設としては、前述の如き大佛の鑄造を始め、聖武天皇の日常生活に費用せられたる御物が、今尙正倉院に藏せらるゝものを拜觀すれば明であるが、之を思想的方面より見れば、僧行基の倡說せし『神佛一體說』を信じて、之を具體化する爲めに大佛を鑄造せられたるを始め、其の落成に當りては先づ神祇を迎へて、神祇の禮拜が終りたる後、親ら之を拜せられたるが如き事跡は、後世より見れば一の史實に過ぎざるも、之を行はせられたる天皇としては、實に牢固として抜く可からざる信念を以て、之に當られたるものなれば、茲に始めて神佛の兩教は渾然融和して、恰も異姓より娶りたる新婦が、幾年の後には終に其の家庭の母となりて家政は勿論、子女の教養に對しても、其全責任を果すが如きものとなつたのである。故に我國の國民性たる『敬神崇佛』の美風は、聖武天皇の叡慮に依りて確立したものと云はねばならぬ。故に之を換言すれば、帝は外來文化たる儒教は勿論、佛教までも打つて一團と爲して、茲に始めて新たな國民の思想的

生活の基本を確立せられたのであると斷ぜねばならぬ。

ホ、孝謙朝に來朝したる唐僧鑑眞

天平感寶元年(唐天寶八年、西曆七四九年)七月二日に即位せられ、天平感寶を改めて天平勝寶元年と稱せられたる孝謙天皇は先帝の女にして皇太后光明子の嫡出であつた。帝は受禪の後も敬神、崇佛の先緒を繼承し、且つ新たな文化はこれを唐に求むと云ふ政策を改めず、即位の二年には藤原清河に大使に、副使を大伴古麻呂に命じて唐に遣はさるゝこととなりたるも、其の出發は四年となり、同三年には前年に落成したる大佛の螺髻を鑄造し、其の翌四年には之に塗金を施し、新たに建築せられたる大佛殿に於て、其の開眼供養を營まれた。此時召集せられたる僧侶は一萬に達し、幡蓋、奏樂美を盡くし善を盡くしたるが、

其の大導師には、印度僧菩提先那、咒願師には唐僧道璿、講師には元興寺僧隆尊を命ぜられた外に、大勸進としては既に示寂したる僧行基を配せられたるを見れば、實に心を籠められたる開眼供養であつた。

而して其の大佛鑄造に用ひられたる熟銅は、七萬五千五百二斤五兩、白鑄四百九斤十兩、鍊金一千五百十兩二分であり、梵鐘鑄造に用ひられたる熟銅は、五萬二千六百八十斤、白鑄二千三百斤であつたから、其の出來上りたる大佛は、總丈五丈三尺五寸(座像)と云ふ高大なるものとなり、梵鐘は高さ一丈三尺六寸、口徑九尺一寸三分、厚さ八寸と云ふ驚くべき鑄造であつた。故に予は此の機會に、其の業に従事したる佛師及び鑄工の名を列記すれば、

大佛師は從四位下國公麻呂にして、大鑄師は從五位下高市眞國外二人であつた。然らば此の大佛を安置する大佛殿は高さ十二丈六尺、間口二十九丈、奥行十七丈の建築を要したるが、其の建築を擔當したる人は、如何なる人であつたかと云ふに、

大工は、從五位下猪名部百世、同從五位下譽田繩手であつた。故に予は其の鑄造も、建築も、悉く邦人の手に於て成

りたることを快とするものである。

故に予は聖武天皇の奈良朝の建設は、大佛鑄造を中心として、此の時を以て完了したるものとの觀察を下すものである。之に次いで新たなる文化吸収の爲めに、天平勝寶二年に任命せられたる大使藤原清河、副使大伴古麻呂に配するに吉備眞備を以てし、布施人主を判官として、唐に派遣せられたるは越へて四年であつた。然るに此の一行中の大使清河は唐に留りて歸らず、副使眞備及び大伴等、其の翌五年有名なる唐僧鑑眞、法進等を伴ふて歸朝し、大いに我國の文化、殊に佛敎を發達せしめた。此の鑑眞の來朝に就ては、下の如き絶大なる犠牲が拂はれて居る。故に之を左に略述することゝした。

抑鑑眞が日本に來朝の志を決したるは、天平五年に派遣せられたる僧榮叡、普照等は、天平十四年十月揚州大明寺に至り、鑑眞和上に謁して其の東征傳戒を請ひたれば、和上も其の志を決して、其の翌十五年（唐天寶二年、西曆四七三年）六月廣陵を發して、日本に向ひたるに風濤に遇ふて果さず、同年十二月再び船を發したるも、亦風浪の爲めに其の行を果さず、是が第二次の失敗であつた。

然るに不屈不撓の鑑眞は、其の翌十六年三度船に乗じて、日本に向ひたるも果さざれば、暫らく越州の龍興寺に留まりて律を講じ、機を見て四度船に乗じて福州を出發せんとしたるに、此の度は官の爲に留られて其の行を果さなかつた。是が第四次の失敗であつた。此に於てか鑑眞は再び揚州に歸りて、其の時の到るを窺ひしも、十七、十八、十九の三年は空しく過ぎたれば、二十年六月竊に揚州を發して、日本に向ひたるも風波の爲め果さず、十四年以來鑑眞と苦勞を共にしたる榮叡は、此の時病の爲めに倒れ、普照も亦韶州に於て、鑑眞と別れて阿育主寺に向ふた。是が第五次の失敗であつた。

此時の鑑眞は、日本に向ふの東道たる榮叡は死し、普照は絶望して阿育王寺に向ひたれば、大體に於て其の渡日を斷

念すべきものなるに、毫も其の初志を變せずして、其の時を待ちつゝありしに、天平勝寶四年に派遣せられたる大使藤原清河以下の一行は、其の翌五年（唐天寶十二年）十月十五日龍興寺に至りて、和上に謁し傳戒の爲めに屢渡日せられんとしたる勞を謝し、且つ玄宗皇帝に請ふて正式に其の渡日の許可を得んとせしに、皇帝は道敎を尊信せらるゝを以て、之を請へば必ず道敎をも日本に傳へんとせらるゝ旨を述べたれば、和上は意を決して、同年十一月二十九日夜半を以て、寺を出で江頭より船に乗じ、蘇州の黃泗浦を経て海に入られた。其の同行者には、揚州白塔寺の法進以下僧俗二十四人に達し、佛舍利、經像、律論、疏章を始め、隨身の衣鉢は悉く第二船に載せ、十二月十五日を以て大使、副使以下の一行中には、阿部仲麻呂も加はりて、四船と共に發した。然るに、他の三船は悉く破損したるに、獨り和上の座せる第二船のみは、十二日間を實やして、惡風に遭ふと雖も覆没を免れて、十二月二十六日太宰府に安着した。

此に於てか副使は其の歸期と鑑眞の來朝を上奏したれば、直ちに其の入京を命ぜられ、天平勝寶六年二月四日入京した。此時帝は安宿王を勅使として羅城門外に迎へ、之を引いて東大寺に入らしめ、其の翌日は吉備眞備を勅使として、其の遠來弘戒の勞を慰し、且つ其の授戒弘法を勅許せられたる外、王公大臣其の他諸寺の高僧等の慰問を受けたる後、和上の一行は宮中に安置せられ、次いで和上は太上天皇の戒師と爲り、具さに優待を受け、天平寶字元年には、別勅を以て『大和上』の號を賜ひ、同三年には招提寺を創立して、十方の僧を止住修學せしむの風を開いて、各宗割據の弊を打破し、又勅を奉じて大藏經を校訂し、藥品の精粗を鑑別したるも、和上は歴次の海難を経て渡日の時には既に兩眼共に失明したれば、校訂は人をして之を朗讀せしめて其の誤字を指摘し、藥品は悉く鼻を以て其の眞偽を鑑別したと云ふことである。而して其の一行中には、畫家其他の技術家もあつた。要するに和上の來朝は、我國に始めて戒律を傳へて戒壇を築きたれば、其の後の高僧は悉く其の戒壇にて受戒することゝなり、又多數の教疏を傳へたれば、傳敎大師の如きは、後年之に依りて天臺の法門あることを知りたるが如きは、即ち和上來朝の貢獻であつた。然るに天平寶字七年五

月六日、壽七十有八にして示寂した。

以上は第九次遣唐使一行の歸朝に伴ふ、文化移入の事跡である。而して此の使節の一行が、唐にありて如何なる行動を取りたるかを觀察するは、頗る興味ある問題なれば、下項に於て略述することゝした。

へ、遣唐使朝賀の席次と大使の挽留

天平勝寶四年、唐に遣はされたる清河の一行は、五年正月元旦玄宗皇帝を、蓬萊宮の含元殿に朝賀するに當り、大使清河等を西班第二に列して吐蕃の下に座せしめ、新羅の使節は東班第一、大食國の上に置かんとせられたので、一行は肯て座に就かずして、曰く『新羅は我屬國なれば、之を我邦の上にあらしむ可からず』とて掌客と廷争したれば、唐人も奪ふ可からざるを知りて、藤原清河を東班第一席に置き、新羅の使節は西班の第二席に置かれたることである。是より先使節が始めて長安に達したる時、玄宗に謁見したるに、玄宗は、

彼の國に賢君ありと聞きしに、今使者を観るに、趨揖異なるものありとて、乃ち日本を號して『禮儀君子國』と爲し、阿部仲麻呂に命じて、府庫及三教殿を視せしめ、又清河及び副使眞備の像を畫かしめて、之を蕃藏中に納められたるが、歸るに臨み玄宗は

日下非殊俗、天中嘉會期、念余懷義遠、矜爾畏途遙、張海寬秋月、歸帆駛夕颺、因驚彼君子、王化遠昭昭。

と云ふ御製の詩を賦し、且つ鴻臚寺卿蔣排琬を派して、之を揚州に送らしめ、魏方進に命じて一切を供給せしめられたるは、蓋し頗る優遇であつた。而して此時仲麻呂及び大使清河等も、一行と共に歸途に就きたるに、清河及び仲麻呂の船は安南に飄着し、辛ふじて死を免れて驩州に至りたるに、偶土人亂を作し、輿船悉く害せらしめ、清河、仲麻呂は、又身を以て免れ、再び長安に還ることを得たれば、仲麻呂の詩友李太白等は、既に仲麻呂の飄没を聞いて詩を作りて之を挽したるに其の再生を見て喜んだとのことである。是の清河及び仲麻呂等が、歸朝の機會を失したる理由であつた。

右の如き有様であつて、一行は離れくゝに歸朝したるが、帝の御宇九年間は漢詩にては『懷風藻』が編纂せられ、和歌にては『萬葉集』が敕撰せられ、大佛は完成し、遣唐使は歸化僧鑑眞等を伴ふて歸るなどの事跡が賅され、天平勝寶八年五月には、聖武上皇剃髮して僧形と爲つて崩御せられた。是が我國に於ける天皇剃髮の始めであつた。其の翌天平寶字元年には詔して、國內各戸に孝經を藏せしめ、大學には公田を與へて學術を獎勵せられた。故に一言にして之を悉くせば、帝の世は聖武天皇の遺業が完全に完成せられたる時代であつた。

ト、淳仁朝の情味的日唐交通

淳仁天皇は天武の曾孫安倍内親王にして、天平寶字二年(唐乾元年、西曆七五八年)八月禪を受けて即位せられた時は、御年二十六であつた。然れども帝の在位は僅々七年を出でず、而して其の在位中も實は孝謙上皇の專權たりし爲め、別に改元せられずして、先帝の元號を襲用せられたるも、相當の善政を行はれ、又渤海との交通に依りて、唐の安祿山が亂を爲しだる旨を知りて、其の變に乗じて我西海を脅かさるゝの虞なきの備を爲さしめらるゝと同時に、吉備眞備を重用せられたる外、即位の翌年たる天平寶字三年には、渤海の使節楊承慶等の歸國するに當り、高元度を派して唐に留まれる、遣唐大使藤原清河を迎へらるゝことゝなり、二月十六日『迎入唐使』として高元度は、渤海の使節と共に出發した。然るに其の翌四年正月五日渤海王は、使節を派して

渤海王大欽茂牒を上つて曰く、迎藤原清河使等九十九人は、方今唐朝は祿山先づ命に逆ひ、思明後に亂を作し、内外の騷擾未だ平珍せざるを以て、使者(高元度)を導かんと欲すれば、殘害せられんことを恐れ、又之を還さんと欲すれば、聖意に違ふことを慮るに依り、正使高元度等十一人と唐に往ひて清河を迎へしめ、判官全成等は天朝に歸らしむることゝした。故に此の使を派して委曲を奉報し、並に清河の表を獻す云々と上奏したるを見れば、渤海王も擾亂の唐に對して、九十九人と云ふ多數の一行を案内するは頗る難事なれば、正

使を中心とする十一人を留めて之が案内の勞を取り、其の他の判官等は之を送還せしめたことが判ると同時に、清河も亦唐に留まり、任へて清河を河清と改めては居るものゝ、心は故山の雲に懸かりて、迎使の渡唐は夢想せざるも、或る幸便に托して上表を渤海王まで届けて居つたことが明かである。然るに幸に此の高元度の一行無事に唐に到り、其の翌五年八月十二日唐より還りて左の如き上奏を爲した。

元度は初めて渤海使と共に唐に至りたるに、唐主(玄宗)は中使をして、旨を宣せしめて曰く、『特進兼秘書監河清(清河在唐の官職)は、當さに請に依りて、遣歸せしむべきものなるも、しかも恐らくは、殘賊未だ平かざれば、道路に艱あるべきを以て、元度は宜しく南路を取つて先づ歸つて復命すべし。』

とて、即ち中謁者謝時和をして、元度等を送つて蘇州に赴かしめ、刺史李帖は大船一隻を具へ、越州浦陽府折衝沈惟岳、別將陸張升等をして、元度を送つて太宰府に至らしめられたる旨を以てし、且つ元度が歸路に就くに臨み、唐主に謁したる時

祿山の亂にて、多く兵器を失ひ、今は弓を造らんと欲するも、牛角の乏しきに苦しむを以て、卿は異日國に還れば、牛角を求めて、之を贈らば。

と云ふことを囑せられたる旨を奏したれば、帝は使を安藝に遣はし、遣唐船四隻を造らしめ、又東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海諸道に勅して牛角を貢せしめ、牛角七千八百に達したれば、之を以て唐に贈らるゝこととなり、正副の使節を任命せられたるが、其の翌六年四月新造せる遣唐船が、難波の港口に座礁したるを以て、其の人員を減じ判官中臣麿主を『送唐客使』に任じ、高麗廣山を副たらしめられたるが、其の船は風波の爲め進むこと能はず、又副使は船中にて病死したるを以て、八月勅して一先づ沈惟岳等を太宰府に留め、鷹主等は召還せられた。然るに其の翌七年正月渤海使節が來朝して、唐の擾亂未だ已まざる旨を上奏したるを以て、同月十七日太宰府に勅して、

唐國は喪亂して、使命を通じ難ければ、唐人沈惟岳等は、宜しく安置優給すべきも、若し土を懷ふて歸らんことを願ふ者には、船を給して發遣すべし。

との旨を宣せられたるに、惟岳は留まつて天朝に仕へんことを請ひたれば、從五位下に叙し姓を清海と賜ひたるに、同時に入朝せる張道光、晏子欽、吾稅兒、徐公卿、孟惠之、盧如津等も皆留仕した。

以上は直接文化と關係なき交通なるが如くなるも、彼我共に情味の溢れたる交通であつて、種界及び國界を超越したる、人間と人間との交通が行はれたる記録であるから、特に之を録出して帝が老臣清河の遭難を聞いて之を迎へらるゝに當り、玄宗も亦清河の身を案じて、先づ高元度を歸らしめたるが如きは、全く情味との現はれであるが、玄宗の傳言を聞かれたる帝は又船を造り牛角を集めて、之を送らんとせられたるに、天時、人事二つながら非にして、其の意を達せざる中に、唐の擾亂は底止する所なきを以て已むを得ず使節の派遣を停止し、唐人の居留は其の便に任じて、進退せしめられたる點を明にして、今を撫して古今に鑑むれば、吾人は今少しく情味本位の交通が行ひたい心地がするのである。

チ、稱徳の後を受けたる光仁帝の綱紀肅正

天平寶字八年(唐永泰元年、西曆七六五年)十月、帝は廢せられて淡路に徙された。是は上皇の寵を争ふ、惠美押勝と、僧道鏡の葛藤よりして、上皇は再び出て、重祚せられたる爲めである。是が即ち稱徳天皇であつた。帝は重祚の翌年正月改元して、天平神護と稱せられ、神功開寶錢を鑄造せられた。此年道鏡は太政大臣禪師に、藤原永手は左大臣に、吉備眞備は右大臣に任ぜられた。要するに當時の奈良は文化が爛熟の極に達したる上に、女帝を擁して天下に號令するには方外の身たる道鏡が、太政大臣禪師に任ぜらるゝと云ふ有様であつて、洵に我國に於ける有史以來の奇變であつた。しかし其の期間は、天平神護の二年より、神護景雲の三年間であつたから、其の五年間には、道鏡が天位を覬覦するなどの野謀もあつたが、和氣清麿の剛直なる一言に依りて之を破られ、幸に未だ天下を亂すに至らざるのみならず、かゝる時代にあり

ても、大學には釋奠の禮を行ひ、孔子を祭るに、文宣王の謚號を以てするとか、春日神社を三笠山に創建して、之に丹塗を施して其の美觀を増さしむるとか、板東八國の民を陸奥に移して、農桑を力めしめらるゝとか云ふが如き、祖法は毫も破壊せられなかつた。然るに神護景雲四年八月、帝の崩御に臨み遺詔して、輿望ある白壁皇子を起て、皇位を繼承せしめられたれば、帝は直に道鏡を斥ぞけ、寶龜と改元せられた、是が即ち光仁天皇である。

寶龜元年(唐太曆五年、西曆七七〇年)には、先の留學生阿部仲麻呂が唐に在つて卒去した。此の仲麻呂は、唐にあつて姓名を朝衡と改め、仕へて秘書監となれるも、天平勝寶五年、一度大使清河等と共に歸朝せんと欲して歸途に就きたるに、大風に遭ふて安南に漂着したれば、再び唐に歸り、清河と共に仕へて死に到りたるが、彼の文藻は中唐の諸大家に比するも遜色なくして、大に邦人の爲めに氣を吐きたる天才であつた。故に其の死する時は名義だけではあるが、安南都督に任ぜられたるは、彼が一度び安南に漂流したる關係からではあるが、又以て唐朝にても、彼を優遇したことが判かるのである。

新帝は天智の孫として、宮廷の奇變は云ふに及ばず、世故人情にも達せられたるを以て即位後の改革は大に見るべきものありしも、何分にも寶算既に六十二に渡らせたるを以て、其の在十二年間の治蹟は、只大綱を總べて煩苛ならざるを旨とし、即位の始めに當りては、道鏡を斥ぞけ、二年には忠臣和氣清麻呂を擧げて人心を一新せられたるを始め、三年には渤海の表文無禮なりしを以て之を卻ぞけられた。茲に於て使人壹萬福等は泣いて『臣等國に還れば必ず罪を獲ん、願くば陛下之を罰して、輕重惟だ命のまゝならん』と奏したるに、尙信物を却ぞけられたれば、萬福等は終に表文を改修し、王欽茂に代つて申謝したれば、之を聽るして朝堂に饗し、萬福等に位を授け物を賜ひ、武生馬守を送使として之が歸國を送らしむるに當り、左の如き璽書を賜ふて、其の無禮を責められた。

天皇、高麗王(渤海國は高麗滅亡の後、其の遺臣大榮祚が、舊部を糾合して、國を挹婁山下に建て、唐に通じて渤海國

王に封ぜられたるを以て、璽書に高麗王とせられたのである)に敬問す。朕體を繼ぎ基を承けて、區寓に臨馭するに、恩を覃くし、德に澤はしめて、蒼生を寧濟せしむるを以て、率土の濱、化は同軌に輯り、普天の下、恩は殊隣を隔つることとは無いのである。

昔高麗の盛時より、高氏の祖宗は、奕世瀛表に介居し、親は兄弟の如くなるも、義は君臣の如くして、海に帆し、山に梯し、朝貢相續いで、季歳に逮びたるに、高氏淪亡してよりこのかた、音問寂として絶へたるが、爰に神龜四年(聖生天皇の御宇)王の先考、左金吾大將軍渤海王は、使を遣はして來朝し、始めて職貢を修められたれば、先王其の丹款を嘉みし、寵待優渥なりしを以て、王は遺風を襲ふて、前業を纂修し、誠を獻じて、述職して其の家聲を墜さざりしに、今來書を省するに、頓に文道を改め、日の下に官品姓名を注せず、書尾には天孫の僭號を虚陳せるは、遠く王意を謀るに豈に是あらんや、近く事勢を慮るに、疑ふらくは錯誤あるに似たり、故に有司に命じて、其の賓禮を停めしめた。

但だ使人萬福等深く前咎を悔ひ、王に代つて申謝したるを以て、朕は其の遠來を矜れみ其の悛改を聽るした。王は此の意を悉くして、永く良圖を念へ、昔は高氏の世、兵亂休むことなきを以て、朝威を假るが爲めに、彼は兄弟と稱したるも、方今は大氏、曾て事故なきに、妄に甥と稱するは、禮に於て失して居る。後歲の使は、更に然る可らず、若し能く往を改めて自新せば、寔に乃ち好を繼ぐこと無窮ならむ。

と云ふ態度を以てせられたるは蓋し内外に失墜せる綱紀を肅正せんが爲であつた。其の後其の使節は、送使と共に出發の筈なりしに如何なる事情かは知らざるも、其の儘留まりたるに、翌四年二月二十日渤海の副使が卒去したのご、帝は使を遣はして之を吊し、且つ位を贈られたるが、幾許もなくして、壹萬及び送使等が出發すると行違に、四年六月渤海よりは、又烏須弗を遣はして能登に來りたれば、地方官が之を驗問したるに、烏須弗は

渤海と日本の往來聘問は、兄の如く弟の如くなるに、近歲日本は、内雄をして渤海に來り、音聲を學問せしめたるに

國に還りてより十年を経て、未だ安否を報せず、因つて大使壹萬福を差して來聘せしめたるに、亦た四年を経て未だ還らず、此れ臣等の來りたる所以である。

と答へたる旨を報告し來りたれば、朝廷は使を遣はして、烏須弗に告げて曰く、

前使壹萬福の表詞は、驕慢なりしも既に歸つた。今能登國司の言に依れば、汝等の表函例に違ふを以て召さざるも、しかも表函の例に違ふは、汝等の罪に非らざれば、海を涉りて遠來せるは、須らく憐矜すべきものなれば、仍は路糧を賜ふて放ち還らしむ。且つ汝の國は、路を北國に取るも、之は嘗つて既に禁じた所なれば、今後は宜しく舊例に遵ふて道を筑紫に取るべし。

との條理を盡くしたる處分を興へて、使節は入京せしめずして放還せしめられた。同年十月前の送使武生鳥守は渤海より還つた。是は帝が外交問題に注意して、其の名分を正されたる一端であるが、かゝる事跡は三韓及び唐に對しても、屢其の名分を明かにする爲め用ひられたのである。

之に繼いで帝の在位中の最も大なる出來事は、四年正月皇子中務卿山部親王を立て、太子とせられたことである。勿論老帝が太子を策立せらるゝは何の不思議でもなくして、寧ろ當然のことであるが、從來は此の當然のことが行はれずして推古朝以來は、殆んど半数以上が、外戚の關係よりして、女帝を擁立し、大權は之を重臣に委せられ、帝は唯端拱無爲にして、神器を擁せらるゝに過ぎざりしが、帝の英明を以てしても、尙ほ其の意を酒人内親王に屬せられた。是に於てか藤原百川は、固く執つて動かす、誠悃を盡くして帝を諫め、年齒、徳望共に高き、山部親王を太子に策立して、皇位が男系に依りて繼承せらるゝこととなつたのは、光仁朝に於ける唯一の事跡であつた。爾來太子は、老帝の政を翼賛して、内外に對する機務を改善せられたるは、社稷の福であつた。

六年十二月二日には、前右大臣吉備眞備、年八十有三にして薨去した。此の眞備は養老元年遣唐使多治比縣守に従ふて

唐に留學し、在唐二十年にして歸朝の後、文教方面に力を盡くし、天平寶字四年には、又遣唐副使として再び入唐し、其の翌五年唐僧鑑眞を伴ふて歸朝し、爾來機務に參劃して猷替宜しきを得、幾許もなくして右大臣に任ぜられ、文教の提振は固より律令の纂修、片假字の創作等の功蹟鮮少なざりしが、稱徳の朝に立ちて道鏡の專横を抑止すること能はざりしを以て、世上往々彼を垢病するあるも、之は全きを君子に攻むるものであつて、文教の提振、内政の修明を期したる上に、君徳をして日月の如くならしむる能はざるは、眞備としては遺憾ならんも、世人が之を攻むるは刻である。故に予は千歳の下ありて、眞備の心事を忖度すれば、彼は出來得る限りの力を盡くして、文化、政治の方面に當りたるも、宮廷の内事は暫く之を別問題として、寧ろ其の弊の外部に及ぶ範圍を局限したるものと思はれるから、吾人は我國の文教に對する大功勞者として、多大の尊敬を拂ひ、感謝の念を捧げて居る。

リ、寶龜年間の日唐交通

淳仁帝の天平寶字六年には、渤海の報告に基づき、既に任せられたる遣唐使も一先づ沙汰止みとなりたる事情は、既に述べた通りなりしも、寶龜七年(唐太曆十一年、西曆七七六年)には、唐の亂も大體平定したるを以て、茲に又遣使の議が起り、大使は佐伯今毛人、副使は小野石根に命ぜられた。然るに風波の爲め出發すること能はざる中に、大使は病に罹りたるを以て、小野副使に節刀を授け、其の翌八年六月出發せしめられたるが、此の度は幸に楊州海陵縣に達したるも、觀察使陳少遊は、大亂に依りて館驛彫弊せるを以て、使人は六十人を限りて京に赴かしむべしと言ひたるに、石根は八十五人を以て進みたるが、途中にて中書門下の牒に依り、二十人と限られたれば、更に二十三人を加へんことか請ふて許され九年正月石根は、大神未足、那栗翼等四十三人と共に長安に達し、極めて優厚なる館待を受け、數日の後には、中使に導かれて宣政殿に陛見の上信物を進められたれば、肅宗は大に喜んで之を群臣に班示し、宴を賜ひ物を賞せられた。

然るに此の一行が未だ長安に留まれる三月朔日には、先きの遣唐大使藤原清河が、長安にありて病没したるは、誠に不

可思議なる際遇であつた。肅宗は中使趙寶英を送使に命ぜられたので、『海路甚だ險なれば、中使を勞と爲す事勿れ』と奏したることに拘らず、肅宗は『道義のある所、以て勞と爲すこと勿れ』とて、趙を送使に任じ、且つ清河の女『喜娘』を石根に托して還らしむることとし、別に楊光耀に命じて、楊州まで送らしめられた。かくて十一月に至りて、先發したる判官滋野の第三船は、逆風た遇ふて船を破られたるも、辛じて肥前の松浦に達し、海上判官の第四船は耽羅(濟州島)に漂着して、島人の爲めに拘禁せられたるも、錄事韓國源等四十餘人は、逃れて薩摩(甌嶋)に歸ることを得たるに、石根等の座乗せる第一、第二船は蘇州に於て風を候ち、少しく遅れて出發したる其の第二船は無事薩摩の出水に着したるも、其の第一船は又不幸にも、風に遭ふて船破れ、石根等の三十八人と、趙寶英等の二十五人は皆溺死した。然るに其の船の帆檣が倒れて、舳艫を斷つて兩股と爲りたる破片に、一行中の判官大友續人及び喜娘等の四十一人は、身を寄せて、海上に浮沈すること六晝夜の後天草(仲嶋)に漂着し、主神津守國麻呂及び唐の判官等五十六人、は其の艦に乗じて薩摩(甌嶋)に漂着したれば、安藝に命じて造らしめたる遣唐船二艘を以て之を迎へ、且つ左少辨藤原鷹取等をして勞問せしめられたるは、十一月十九日であつた。

越へて十二月十七日には、布施清直を送唐客使に任じ、故唐使趙寶英には緇八十四、綿二百屯を贈せられ、且つ生存せる一行を送還せらるることとなつた。此の時遣唐明經請益伊豫部家守は、無事に歸朝したるを以て、大學の直講た任せられ、建議して孔子の享座を南面せしむることゝ爲した。此の家守は、唐にありて五經の大義及び切韻、説文の字體に通じたるを以て、尋いで助教に轉じ、春秋の公羊、穀梁の二傳を講ぜしむることゝなつた。其の翌寶龜十年二月には、故遣唐大使藤原清河に從二位を、副使小野石根に從四位下を追贈せられ、其の他の生存せる判官等にも叙位あつた後、五月三日には生存せる唐使孫興進を入京せしめ、之を朝堂に饗し叙位贈物等の典を行ひ、布施清直をして送り還らしめられた。然るに又同年十月には、唐の判官高鶴林等の五人が到着したるを以て、太宰府に勅して入京を許され、其の翌十一年正月

三日には、高鶴林を始め新羅使節等の朝賀を受け、五月には之を朝堂に饗せらるゝ等の典は行はれたるも高に對しては送使の任命は見られなかつた。

以上は光仁帝の在位十一年間に亘る、日唐交通の概況である。此の外渤海及び三韓との交通も頗る頻繁を極め、使節の相來は、史に跡を絶たざるも、茲には之を略することゝし、最後に一言したき事は、光仁の御宇には元年に無垢清淨經を印刷せられた。是が我國に於ける文書版刻の紀元となり。又六年十月十三日の帝の聖誕に當り、始めて天長の祝節が行はるゝことゝなりたるが如きは、光仁朝の特筆すべき事跡である。若し夫れ渤海其の他の歸化人を安挿せられたるを始め、敬神、崇佛、其の他施藥、免税等の典は、一に祖法を守られたるを以て、賴山陽の如きも

光仁中興の政は、日の升りて、天地の清明なるが如くなれば、仕へる百官萬姓をして、洗濯、磨淬して、上意に副ふことを求めしむるに足るものがあつた。しかし是は帝の勵精にして、自強息まざるに非らざむば、曷くんぞ能く此の如くなるを得んや。かくして何の弊か革むべからざらんや。中立自全の大臣を黜めて、其の兵權を收め、代ゆるに忠鯁を以てし、驕縱制し難きの中宮を廢し、併せて其の所生を廢して、更に賢明を立て、國本を立てられ、常平を置いて穀貴を濟し、官を省し兵を汰し、將を選び甲を鍊り、糧を儲へ邊を防ぎ、功勞を賞して、退懦を罰する等の舉動處置は較や次第があつて、以て後世の法と爲すべきものがあつた。(下略)

と云ふて居るのを見ても、帝が中立自全の大臣が、女主の下に政權を握りたる、時代に發生したる諸弊を、改革せらるゝと同時に、外に向つては渤海及び三韓に對して、失墜せる威信を恢復し、唐に對しては飽く迄も文化の源泉地として、之と親密なる關係を持続せんとせられたることを想察せしむるものである。故に帝は飛鳥朝を経て奈良に至る。二百二十二年間に發達したる長處は飽く迄も之を助長し、其の弊は出来る限りに於て之を除去せんとす。方針の下に、日唐は勿説、日韓の交通を行はれたる英主であつた。

又、本編の歸結

本編は神紀元一千二百五十二年、即ち推古元年(隋開皇十二年、西曆五九二年)より説き起して、神武紀元一千四百四十年、即ち光仁天皇の寶龜十一年(唐建中元年、西曆七八〇年)に至る二百二十二年間に亘る、日支の交通を根幹として、我國の文化が發達したる徑路を概説したものである。而して此の二百二十二年間は、實に我國の文化が、燦然として耀きたる時代であつて、文學、美術、彫刻、建築等の各般に亘りて、大陸より吸收せられたる時代なれば、後世に至るも其の範圍を脱することは出来ない、極めて光輝ある時代である。故に予は之を概説するに當り、左の如き方法を用ひたのである。即ち

第一期として推古朝の三十六年間を叙したるは、此の時代に隋唐との交通を開いて、我國に漢文化を發芽せしめられたる苗圃とも云ふべき時代であるからである。

第二期として舒明より文武に至る九十年間を叙したるは、即ち日唐交通の結果が、大化の革新となり、更に之が天智天武其の他の列聖に依りて大成せられ、終に奈良の文化を産出するの源泉となつたからである。

第三期として、元明より光仁の世を終る七十四年間の文化及び交通を叙したるは、我國空前の發達を示したる奈良朝の文化建設には、如何なる人物が關係したるか、又思想的には、外來の文化が如何なる影響を我國民に與へたかを知るに便せんが爲めであつた。

故に之を再言すれば、此の二百二十二年間は、我國は國家も、國民も、全く異なる用式の文化に接觸して、之を吸收するに全力を盡したるも、國魂、國風は毫も之を失はざりし、現實の史實を後昆に貽したる時代なれば、此の時代を研究すれば、我等の祖先が極めて闊達なる素質を以て、しかも細心なる注意の下に、我等の物質生活は云ふに及ばず、精神生活に必要な資料を、遠く海外に求めたる遺蹟を知ることを得るものなれば、吾人は此の故きを温ぬるは、則ち新しきを知る

ものであるから、此の二百二十二年間に蒐集せられたる資料を整理し統一して、平安朝の文化とふ新生面を開かれたる、桓武天皇の遺業を知るには少くとも上に述べたる事跡だけは之を知るの必要があるからである。が翻つて之を觀察すれば、我國の現在は、恰も其の文化の爛熟せることは奈良の末期に於けると同様、あらゆる思想及び文化が移入せられたる時代なれば、起つて之を整理し統一すること、桓武天皇と平安遷都の如き英斷を要する時代である。故に予は下篇に於て『平安遷都と文化の關係』を叙せんとするに當り、其の建設に用ひられたる資料は、かゝる年月と努力とを累積せられたる結果であると云ふことを回顧する爲め、茲に本篇を草したる所以を一言して、本篇の結語とする次第である。

叢A
81
4

昭和六年四月十六日

本誌發行所
展寄贈

昭和六年拾月印刷

於上代に
ける日華交通と文化の關係
(下) 水野梅曉君

外務省文化事業部



叢A
81
4

上代に於ける 日華交通と文化の關係(下) 目次

第七期 桓武より仁明に至る(七十年間)の日唐間の交通……………一

イ、平安遷都を決行せられたる桓武天皇……………一

ロ、平安遷都以前の我學界……………二

ハ、平安以前の文化に直接貢獻したる人物……………四

ニ、桓武天皇の平安遷都と其の規模……………六

ホ、蝦夷の討伐……………八

ヘ、桓武の文化及び宗教政策……………一〇

第八期 平城より文徳に至る(五十二年間)文化及び交通……………一四

イ、平城天皇の醫學提唱……………一四

ロ、古學の保存と族譜の整理……………一五

ハ、僧空海の眞言宗の創立……………一六

ニ、嵯峨天皇時代の文化的進展……………一七

ホ、傳教、弘法二大師の著書……………二〇

ヘ、大同及び弘仁年間に更生せる文化……………二四

ト、天長年間に顯はれたる著書……………二六
 チ、仁明天皇の英明と文運……………二六
 リ、遣使の優遇と使事の功臣に對する贈位……………二六
 ヌ、大使の歸朝と法寶の流入……………三三
 ル、承和以後に行はれたる私的交通……………三三

第九期 文德より醍醐天皇の延喜五年に至る(五十六年間)の日唐交通……………三四

イ、文德、陽成二朝の文化概況……………三四
 ロ、光孝、宇多二朝の文化及び交通……………三五
 ハ、醍醐天皇の御宇と唐の滅亡……………三六
 ニ、全篇の歸結……………三六

附録 古今和歌集序……………四〇

一、和 文……………(紀貫之)四〇
 二、漢 文……………(紀淑望)四三

上代に於ける日華交通と文化の關係(下)

水野梅曉

第七期 桓武より仁明に至る(七十年間)の日唐間の交通

イ、平安遷都を決定せられたる桓武天皇

桓武天皇は、神武紀元一千四百四十一年(唐建中二年、西曆七八一年)四月三日に即位して、應元と改元せられたるも、其の翌年には又延暦と改元せられた。帝は光仁天皇の皇子なりしも、年二十にして始めて從五位下に叙せられ、越へて十年後の齡三十にして正五位下に進み、大學頭に任ぜられたのが即ち天平神護二年であつた。其の後寶龜元年八月、年三十四にして從四位下に進み、侍從に任ぜられ、同年十一月親王の宣下あり、其の翌二年三月中務卿に任ぜられたるが、幾許もなくして事に座して廢せられたるが如き經歷を有せられるを見れば、皇族としては餘り恵まれざる境遇の下に人と爲らせられたるも、天成の英資は、久しく池中に潛むものに非らずして、其の翌年、藤原百川の切なる勸進に據り、終に先帝の聖聰を動かして、立太子の命を奉ぜられたのである。

故に帝は其の身深宮に長ぜられたるにも拘らず、世態人情の變は勿論、學問及び吏務の方面にも通曉せられ、寶龜十一年四月先帝の禪を承けて即位せられたる時は、既に寶算四十五に亘らせられ、夫れ迄には前述の如き經歷を有せられたので、帝は即位の前に於て、既に奈良の文化が爛熟の極に達し、文武百官は徒に太平の夢を食ぼりて綱紀を亂だし、僧侶は求道、救世の天職を忘れて、煩瑣なる教理の末葉のみに拘泥し、其の大本は之を棄て、顧みず、其の多くは僧位と僧官の

世榮に眩惑し、物質方面では國庫の缺乏を來たして、中央、地方共に疲弊して又元正、元明當時の如くならず、茲に於てか何等かの方法を以て局面を展開するの必要があつた。故に帝は即位と同時に詔を發して、先づ冗官を廢止し、中央、地方の官吏の選叙を嚴にせられたるを始めとして、其の在位二十五年間を通じて爲し遂げられたる事業は、新都を平安に築かれ、蝦夷を平定せられたる外に、紛亂せる思想界を統一する爲には、僧最澄を唐に遣はし、其の齎らしたる天台の教義に基づき、一乘圓頓の道場を叡山に開かしめられた。故に之を換言すれば、帝は積弊打破の爲めには、遷都の大業を完成し、其の完成せられたる新都に盛るには、天台の教義を以てせられ、物心二方面に亘る偉業を貽されたのであるが、是れは帝の英邁なる資性にも依ることなるが、其の半面には、又帝の閱歴が自然に之を行はせらるゝだけの修養を積ませられたからであつた。

ロ、平安遷都以前の我學界

推古朝より奈良朝の末期に至る二百十二年間に吸收せられたる支那文化は、前述の如く破竹の勢を以て、我國の社會を風靡し、あらゆる方面を改造せしめたる中に於ても、今更の如く吾人をして驚異せしむるものは、則ち奈良時代に行はれたる寫經であつた。故に試みに之を内外の二典に分ちて、數字的に表示すれば、

外典の方面では、大日本古文書に據れば、禮樂、孝經、論語、小學、史傳、官職、儒家、雜家、兵家、天文、曆數、五行、醫術、集錄、雜の各部に亘り、七十二部、三百九十六卷の目錄が載せてある。しかし是は決して其の全部のものではなくして、養老年間より桓武即位の天應元年までに寫されたもののみであつて、是の中には大學令に依る教科書さへも其の書目から漏れて居るから、此の以外に尙多數の書籍が寫されたこと云ふことが判るが、兎に角吾人は右の如き七十餘種の書目が、列せられて居るのを見ると、此等の書籍は、當時風行せる寫經所と稱する、佛教専門の寫經機關に依りて寫されたものなるや否やを知るに由なきも、其の寫經所の起原は、大寶令に依る中務省管下の圖書寮内に於て、

寫本に關する事務を取扱はしめられたるを始めとし、後世に至りては、圖書寮のみにては、手が廻はり兼ねたる爲め、終に獨立せる幾多の寫經所が設けらるゝことゝなつたのであるから、佛典を書寫する爲めの機關たる寫經所の設立せらるゝ以前より、寫本が盛に行はれたのは事實なるも、内典の方面では外典に比すれば、最も多數の經典が書寫せられたのは、文化と信仰とが合流して、多數の寫經所が顯はれ、専門に佛書のみが寫されたからである。試みに大日本古文書に據りて、其の數字を摘記すれば

- 一、印度撰述大小乘經典、 一千〇十九部、 四千四百〇五卷。
- 二、同 大小乘律、 百八十部、 七百三十三卷。
- 三、同 大小乘論、 二百八十一部、 二千七百二十卷。
- 四、同 雜經、 七十七部、 百四十九卷。
- 五、同 秘密部、 二百部、 三百九十八卷。
- 六、支那撰述偽疑經、 五十二部、 九十一卷。
- 七、同 釋經、 四百十三部、 二千四百〇一卷。
- 八、同 釋律、 六十一部、 二百七十卷。
- 九、同 釋論、 三百十九部、 一千六百三十八卷。
- 十、同 雜部、 二百六十四部、 一千二百五十五卷。
- 十一、日本撰述、 三十三部、 五十二卷。

合計

二千八百九十九部、一萬四千百十二卷。

である。故に之を前記の漢籍七十二部、三百九十六卷と合算すれば、總計二千九百七十一部、一萬四千五百〇八卷とな

るのである。而して此の寫本の大部分が佛典なるを見れば、是が即刷術の未だ行はれざる時代にあつて、全部筆寫に依りて印度より支那に傳へ、之を又支那に於て梵文より漢文に翻譯せられたるものを、遣唐大使を初め多數の留學生が筆寫に依りて傳來し、之を原本として筆寫したものであるから、其の努力の如何に大なりしかは、到底今日に於て想像することは出来ないものである。然らば此等の寫經は如何なる時代より行はれたかと云ふに、天武元年（唐咸亨三年、西曆六七三年）勅して、川原寺に於て一切經を寫さしめられたのが、即ち我國の史上に現はれたる寫經の始まりであつて、其の後奈良朝の神龜五年（唐開元十六年、西曆七二八年）に至りて、頓に此の事業が旺盛となり、其の最高潮に達したのは天平時代であつたが、寶龜元年（唐太曆五年、西曆七七〇年）には、一時に多數の經典を必要としたる爲め、無垢清淨經を印刷せられて、我國に於ける印書の紀元となりしも、普通の場合には、其の後も矢張り寫經に依りたるを以て、右に掲げたる寫經の中にも、桓武天皇即位の應天元年及び延暦年間のもが、若干は含まれて居る。故に予は平安遷都以前の學界には、如何なる典籍が流布せられて居つたかと云ふことを知るには、大日本古文書に依りて、儒佛二教の書籍が一萬四千五百〇八卷に上つて居つたと云ふことを見れば、我國の學界は奈良朝の末期、即ち應天元年（唐建中二年、西曆七八一年）までには、一通り隋唐の文化的資料は吸収せられて居つたと云ふことが明かになるものである。

ハ、平安以前の文化に直接貢獻したる人物

予は此の機會に、推古朝より平安初期に至る二百餘年間の文化發達に、直接貢獻したる人物を列記して、前記の如き蔚然たる典籍を傳へたる人々の功蹟を追憶することゝした。

- 一、推古朝の留學生は十人なりしが、内僧旻、請安、惠隱、廣齊、惠光の六人は僧にして、福田、惠明、高向玄理、惠日の四人は俗人であつた。
- 二、舒明朝の留學生は僧靈雲一人であつた。

- 三、孝徳朝の留學生は十四人なりしが、内道嚴、定惠、道昭、道福、安達、道通、道光、義向、道觀、惠施、惠照、僧忍の十二人は僧にして、冰老人、巨勢藥の二人は俗人であつた。
- 四、齊明朝の留學生は六人なりしが、智通、智達、神睿、智鸞、智鳳の五人は僧にして、伊吉博徳一人が俗人であつた。
- 五、天智朝の留學生は、王師甥、白熊寶然、大伴部博麻の三人共に俗人であつた。
- 六、持統朝の留學生は僧智隆一人であつた。
- 七、文武朝の留學生は、僧道慈、辨正、義淵の三僧であつた。
- 八、元明朝の留學生は、七人なりしが内道顯、玄昉の二人は僧にして、多治比縣守、阿部仲麿、吉備眞備、大和長岡、播磨兄弟の六人は俗人であつた。

- 九、聖武朝の留學生は三人なりしが、内榮叡、普照は僧にして、羽栗吉麿は俗人であつた。
- 十、孝謙朝の留學生は、藤原刷雄一人のみであつた。
- 十一、淳仁朝の留學生は、高元度一人のみであつた。

以上は、何れも皆我國の史上に其の印象を留めたる留學生であつて、其の總數五十人の中で、僧侶が三十二人、俗人が十八名であつたのは、要するに國民教化の中心を佛敎に置き、儒敎は之を制度、律令の方面にのみ用ひられたる結果が、かく多數の僧侶の留學となつたのである。故に上記の如き多數の佛典が我國に移入せられたる所以であるが、此の外にも亦三韓及び唐より歸化した僧侶があつたことは、一層に其の量を増さしめた所以である。然れども此等の僧侶は單に佛敎を傳へたるのみに非ずして、隋唐の文化たる各種の文献を齎らしたることは、推古朝の留學僧請安は、歸朝の後孝徳、天智の二帝に周孔の道を説き、僧旻は國博士と爲つて大化の革新に參劃して居るのを見ても、其の他の留學僧が佛典のみに偏せずして、各種の典籍を傳へたることは之を想像するに難からざるも、的確なる文献がないから、予は茲に臆説を逞ふ

することを差控へて、今は只其の氏名を表記して、我國の文化を開拓したる偉勳を偲ぶこととした。

＝ 桓武天皇の平安遷都と其の規模

桓武天皇は、既に儒佛の二典は充分に隋唐より移入せられ、又美術、工藝、建築の方面から云ふても、奈良の建設は、當時に於ける世界文化の中心地たる、長安より移入せられたる後を承けられたると、此の時は既に古今に比類なき隆治を來したる盛唐の世は、武氏の變、安(祿山)史(思明)の亂を経て、又當時の面影なく、我國も亦聖武の御宇を分水嶺として、奈良の都に咲き誇りたる文化の花は、茲に凋落の運命に向ひ、あらゆる方面の行詰りは、必ずや何人かの局面打開に待つの外は無き時代であつたので、即位と共に吏治の整頓に鋭意せられたるも、奈何せん蝦夷の叛亂を討伐する爲めに、節刀を授けられて出征せる將軍は、滯陣稍久しきに亘れば捷報を捏造して、擅まゝに師を旋へすと云ふ状態なれば、積弊を一掃するには遷都の外に方法がなかりし爲め、即位後第四年の延暦三年には都を山背の長岡に遷され、之に要したる勞役夫は三十一萬四千人に達したるも、未だ完成の域に達せざる中に、長岡の地勢は萬年の都を奠するには狹隘なるを感じて、同十二年藤原小黒麻呂、紀古佐美に命じて、地を葛野郡宇太村に相せしめて、大に其の工程を急がしめ、十三年(唐貞元十年、西曆七九四年)十月、神祇に報告して此の新都に遷された。之が即ち『平安京』にして即ち今の京都である。爾來明治二年(清同治八年、西曆一八六九年)都を東京に奠せらるゝまでの一千〇七十五年間は、我國の帝都として文化の中心地となつたのである。然らば其の規模は如何なるものであつたかと云ふに、其の規模を唐の長安に取りて、區劃整然たるものであつた。試みに之を略言すれば、

唐の首都たる長安は朱雀街を中心として、其の東西に各五十四坊を設けたる大都府であつた。然るに桓武天皇の經營せられたる、平安京は如何なるものであつたかと云ふに、南北一千七百五十三丈、東西一千五百八丈と云ふ長方形の地面を廻らすに、築塼を以てし、之に犬行溝を穿ち、宮城は其の中央の正北に位し、宮城の南門より南端の羅城門に直通

する一大路を開いて、之を朱雀大街と名づけられ、其の路面の廣さは二十八丈と云ふ堂々たる大道であつて、其の東を左京とし、其の西を右京と爲し、兩京共に各九條を劃して、東の幾條、西の幾條と云ふこととし、一條毎に四坊を設け、一坊毎に四保を設け、一保毎に四町を設け、一町毎に四行を設け、一行毎に八門を設けられ、其の一門が一户であつて、其の長さは十丈にして、廣さは五丈であつた。

故に左右兩京を合すれば七十二坊、三百保、千二百十六町となるから、之に八行即ち八戸を乗すれば、長さ十丈、廣さ五丈と云ふ區劃の下に構へられたる戸數は無慮九千七百二十六戸となる大都市であるから、其の美觀は如何ばかりなりしやは、之を想像するに餘りあるのみならず、此の兩京市街の中央に當る北端に設けられたる宮城は、一條より二條の間に跨がる南北四百六十丈、東西三百八十四丈の地面を占め、之に廻らすに築塼を以てし、其の正門たる朱雀門を始め、美福、皇嘉、陽明、待賢、郁芳、殷富、藻璧、談天、偉鑿、達智、安嘉の十二門を設け、其の中に大極、豐樂、武德の三殿及び中和院及び宮省等而建てられ、内裏は更に築塼を廻らして、建禮、承明の二門より出入することとし、其の中には紫宸、仁壽、承香、清涼、後涼、綾綺、溫明、安福、校書、春興、宜陽、貞觀、常寧、弘徽、麗景、宣耀、登華の十七殿と、昭陽壺、梨景、桐飛香、凝華、襲芳、雷鳴の五舍等を設けられたので、宮城内の建築と、城外兩京の市街とは、兩々相對して之を唐の長安に比するも、其の規模に於て遜色なき都市美を發揮せられ、殊に其の正門は唐名を襲用して朱雀と名づけ、其の路は朱雀大路と名づけ、各種の宮殿及び宮門等は、悉く唐式の名稱を用ひられたる中に、獨り皇后を初め女御、更衣等の女性が居住せらるゝ五舍のみが、梨壺、桐壺等の國語に依る和名を用ひられたるは、其の間に國粹保存に對する意味があつたのか、或は優しき女性の居住には、四角四面の漢名は不調なる爲め、右の如きなごやかなる和名を付せられたのかは知るに由なきも、吾人は茲に五舍に對する代用和名が用ひられたることを喜ぶものである。

故に之を一言にして盡くせば、平安城の規模は徹頭徹尾、其の範を唐都に取りたるものであるから、完成後の都市は、恐らく震災後に復興せる東京が、著るしく日本離のしたる都市となつた所の比ではなくして、唐都のそれに類するものであつたことが想像せられる。況や此時始めて宮殿に碧瓦、丹塗を施されたる、唐式の建築美を發揮せられたのであるから、庶民も亦之を謳歌したのも當然のことであつた。而して此の平安京の建設は、其の端を延暦三年長岡の遷都に發して、同二十四年を以て完成せられたのであるから、前後二十年の歳月を費やし、其の間には莫大なる物資と勞力とを要したれば、天皇も亦屢免祖の恩典を施して、其の民困を蘇せしめられたのであるから、舉國一致、官民共調の結果が、右の如き大規模なる新都の現出となつたのである。

ホ、蝦夷の討伐

此の蝦夷と稱する奥羽方面は、當時未だ王化に沾はずして、其の地方の蠻民は、屢其の接續せる地帯に侵入して、害を良民に加ふるものなれば、歴代の聖主も之が討剿には鮮少なからざる心力を費やされたも、其の凶暴にて未だ王化に沾はざる蠻民に對して、既に王化に沾ひたる文明人を以てしては、之を討伐するの困難なることは、恰も今尙臺灣の生蕃を御するの困難なると同一であつた。故に此は元明（西曆七〇九年）以來の宿題として、未解決の問題であつたが、帝は新都の經營と共に、此が根本解決を企てられたるも、此の兩者は何れも物資と民力とを要する大事業であつたが、兎に角祖宗より付託せられたる、民の爲めに暴を除き、良を安んぜんとせられたのである。故に即位の始めには、先帝が派遣せられたる、征東大使藤原小黒麻呂が兵を擁して進まず、且つ屢戰機を失して何等の成效を見ざるに、早くも既に口實を設けて西歸せんとしたるを責めらるゝと同時に、大討伐を行ふの準備として、先づ坂東八國に命じて、散位及び郡司の子弟、並に浪人の類を集めて之に兵法を習はしめ、且つ使を東山道に遣はして軍士を簡閲せしめ、又陸奥及び東海、東山の諸國に命じて軍糧を運ばしめられ、延暦八年三月に至りて、步騎合せて五萬二千八百餘人を、多賀城に集中するを得たれば、參

議紀古佐美を征東大使に任じて、道を分つて賊地に入らしめんとせられたるに、古佐美も亦衣川に留まつて進まざるに依り、朝廷は盛に之を督促せられたれば、漸く賊と戰ふて賊の首級八十九を獲る爲めに、二千近くの兵を失ふと云ふ大失態を演じたるのみならず、子波、和我の地は陸奥に僻在して、糧運に困難なりとの口實の下に、擅まゝに軍を解散すると云ふ始末であつた。

之に於てか、帝は詔を發して其の浮詞を詰責し、班師の諸將を貶黜せられたる後、再び討伐の準備を命ぜられ、三年を期して革甲二千領を造ることとし、又使を東山、東海に遣はして戎具を檢せしめ、且つ鐵甲三千領を新たに改造せしめ、征箭三萬餘具を造らしめらるゝ外に、坂東諸國をして、軍備十二萬餘斛を辨備せしめられたる後、延暦十二年大伴弟麻呂を征夷使に、坂上田村麻呂を副使として征討に向はしめられた。所が此の度は斬首四百五十七級、捕虜百五十人、馬匹八十五を獲たる上に、賊巢七十五箇所の部落を燒拂ふと云ふ成績を以て凱旋した。しかし此の役に從軍せる兵士は、總數十萬人に上り、之に軍監十六人、軍曹五十八人を付せられたる大仕掛のものであつたから、其の結果から云へば、前記の如き成績にては決して大成効とは云はれないが、兎に角此度の痛剿に依りて、夷衆も一時は其の跡を潛めることゝなつた。茲に於てか帝は延暦二十年に至りて、三度征夷の舉を企て、根本的に其の掃蕩を行はしむる爲め、田村麻呂を征夷大將軍と爲し、之に兵士四萬、軍監五人、軍曹三十二人を付せられたるが、是は夷情に精通せる田村麻呂をして、徐々に之を鎮定せしめんとすの叡慮なりしが、田村麻呂も亦其の叡慮を體して、事功を急がず其の翌二十一年には、膽澤城を造り、其の翌二十二年には、志波城を築づき、兩城の間に一驛を設けて、其の連絡を鞏固にして、持久的に之を鎮壓したれば、賊首大墓阿氏利爲、盤具母禮等は來り降りて、茲に始めて歷年に亘る征夷の功を收められた。しかし帝は尙ほ此機を逸せずして、更に徹底的の清剿を期せんとして、武藏、上總等の諸國及び陸奥に命じて、備一萬餘斛、米九千餘斛を、小田郡、中山柵に運ばしめ、大將軍以下を任命せられたるは、其の翌年二十三年なりしも、二十五年三月天皇崩御の爲め、其の討伐

は實現せられざりしも、帝は田村麻呂が清討せる地内にある伊治城には、相模、武藏等の諸國より九千の民を移され、又駿河、甲斐等の浪人四千人を膽澤城に移されたる外に、諸國より婦女各二名宛を送つて、夷民に養蠶業を教習せしめられた。故に帝は前後二十四年に亘る繼續的努力を以て、茲に始めて蝦夷をして永く王化に沾はしむるの基礎を築かれたのであるから、是は遷都と共に、實に偉大なる事業であつた。

へ、桓武の文化及び宗教政策

然るに帝は上述の如き、綱紀の肅整、領土の統一のみを以て満足せらるゝものに非ずして、即位の始めより既に宗教改革の教旨があつたと云ふことは、畿内に道場及び寺院の私設を禁じ、國分寺の僧に闕員あるも新度を許さず、國師の數を減じて大國は二人、小國は一人とし、又梵唄の音を正されたるが如きは、即ち平安遷都の發表以前の延暦二年なりしを見ても明かである。故に五年正月には、滋賀に梵釋寺を建て、之に封戸を賜ひ、其の翌七年には、僧最澄に比叡山に根本中堂建設を勅許せられたるは、即ち新都の建設と共に、新たな宗教政策を行はんとせらるゝの前提であつた。試みに帝の世に行はれたる、宗教及び文化的の施設を列挙すれば

- 一、天應元年（唐建中二年、西曆七八一年）六月送唐使布施清直唐より歸る。是年碩學大納言石川宅嗣が薨去した。宅嗣は曾て宅を棄て、寺と爲し、寺内に芸亭と稱する一院を設け、儒書を藏して士林に開放した。是が我國に於ける圖書館の濫觴である。而して宅嗣は又方丈室を造りたるが、其の作三藏讀を唐に送りたるに、唐の内道の供奉僧飛錫は、之を閲して嘆じて曰く『毘羅耶に長者子あり、日本國に維摩詰あり』と云ふて之を賞讃したるが、宅嗣は淡海三船等共に、學德一世に高き名流であつた。
- 二、延暦二年（唐建中四年、西曆七八三年）勅して京畿に道場及び寺院の私設を禁ぜられた。是年僧行賀唐より歸る。
- 三、延暦三年（唐興元元年、西曆七八四年）十一月都を山背長岡ヤシロに遷された。是が後平安京建設の濫觴となつた。

四、延暦四年（唐貞元元年、西曆七八五年）勅を奉じて、開國以來の天皇の諡號を定め、又『懷風藻』の撰者たる淡海三船、及び萬葉集の撰者たる大伴家持等が相繼ひて卒去した。此年帝は故管原古人が曾て侍讀たりし勞を念ふて、其の四子に衣糧を給して學業を勧めしめられた。是は古人の德行は、一世に高かりしも、家に餘財なくして、諸兒が寒苦せる爲めであつた。之が後世に於ける學資公給の始めとなつた。

五、延暦五年正月滋賀に梵釋寺を建てられ、七月には太政官の新築を終りたれば、百官始めて朝座に就いた。是月渤海使節蝦夷に漂着し、翌年入貢し船を賜ふて歸國したるが、渤海の國書は前朝と異つて、大に恭敬の意を表することゝ爲つたので、爾後の貢使には毎回璽書を賜ふて、優遇せらるゝことゝなつた。

六、延暦七年正月始めて皇太子に加冠の禮を行はれた。是年僧最澄が、比叡山に根本中堂を建設することを許された。

七、延暦九年、元年に裁撤せられたる鑄錢司を復せられた。是は新都の經營と蝦夷討伐の爲めであつた。

八、延暦十一年、新律令八十三條を制し、又吳音を禁じて漢音を習はしめ、葬禮の奢靡を禁ぜられた。

九、延暦十二年正月、使を遣はして、地を葛野郡宇陀村に相し、宮殿を此に營ましめられた。是年功臣の子弟に對して、蔭子階を定められた。

十、延暦十三年十月、唐制に模したる壯麗なる大極殿の建築落成と共に、宗廟神祇に告げて、長岡より新京に遷られた。是が即ち平安京にして、即ち今の京都である。此時『山背』を改められて『山城』と稱せしめられた。此年大學寮の經費不足せる爲め、勸學川を増置せられ、又此時より諱を冒すことを禁ぜられ、御名は之を避くることゝなつたのは、歴代の天皇に諡號を上られたると併せて、著るしき漢文化の進展であつた。

十一、延暦十五年二月、南海道に新道を開かしめ、諸國に勅して、地圖を作らしめられた。

十二、延暦十六年二月、兼て菅野直道等が勅を奉じて撰集中なりし、續日本紀の撰成を終りて之を上つた。此年宇治、

大原、大枝、山崎、淀の五道を修めて、四民の入京に便し、且つ山崎、宇治、勢田の三橋の制を改めて三大橋とせられた。又京畿の男女、夜北斗を祭ると稱して、會飲するを禁ぜられたるが、是は道教の一部が流入せし結果と思はれる。

十三、延暦十八年、歷年來朝する渤海貢使の貢期を勅定せられた。七月天竺人三河に漂着し、綿種を齎らしたれば、明年より之を西南諸國に植へしめ、茲に始めて綿花を生産することゝなつた。是年三朝に歴事せる忠臣和氣清麻呂薨去したれば、之に田を賜ふて世襲せしめられた。清麻呂は誠忠にして庶務に練達し、故事に明なれば、曾て『民部省例』二十卷を撰したる外、新都の經營には最も貢獻する所があつた。

十四、延暦十九年六月、富士山が爆發したる以來三年に亘りて活動し、二十一年には足柄路を塞ぎたれば、始めて箱根路を開かれたるも、其後又足柄路の復活を見た。

十五、延暦二十一年、正月將軍坂上田村麻呂に依りて大に其の歩を進められ、城を膽澤に築き、茲に鎮守府を置かれたので、新都の經營と共に帝の偉業たる征夷の事業も、大體に一段落を告げたので、久しく絶へたる遣唐使派遣の議が起つた。而して此の田村麻呂は、應神朝に歸化したる漢人阿知の子孫であつた。

十六、延暦二十三年、一昨年よりの計劃に係る遣唐大使藤原葛野麻呂、副使石川道益及び留學生橋逸勢、留學僧最澄、空海の一行は、風遭ふて屢々其の出發を延期したるが、三月二十八日難波を發し、肥前を経て唐に着したるは、同年八月即ち唐の貞元二十年（西曆八〇四年）であつた。然るに此の一行四船中の第三、第四船は漂回し、第一、第二船のみが無事に到着した。

十七、延暦二十四年（唐永貞元年、西曆八〇五年）七月、遣唐大使葛野麻呂及び僧最澄等歸朝し、八月には僧最澄は殿上に召されて、大唐求法の將來目錄を獻じ、其の翌大同元年正月には、天台宗の創設を勅許せられた。

以上は、帝が新都の經營と、蝦夷の征討とを並行的に進めらるゝ間に於ける、文化及び宗教的の政策を行はせられたる概況である。然るに新都の經營と、蝦夷征討の爲めに、無慮二十餘年を費やされたれば、最後の宗教改革は意外に手間取りたるも、二十一年以來は、遣唐及び留學生派遣の議ありしも、造船及び天候の關係で、其の出發が延び延びになり、二十三年に使節の派遣せられたる時は、既に帝の聖壽は六十九歳の高齢であつた。故に僧最澄には特に往復一年の期間内に歸朝の命があつたのは、蓋し帝の御在世中に僧最澄に依りて、其の最後の宗教改革を實行せしめんとの叡慮からであつた。然るに最澄は幸にも、二十四年秋歸朝して、請來せる經論其の他を上り、且つ天台の一宗を創立すべきことを奏したれば、南都諸寺の僧侶が紛起して之に反對を試みたので、帝は其の反對の上奏は悉く之を最澄に示して、堂々と之と論戦せしめられ、其の群議の收熄したる後を待つて、其の翌二十五年正月には、天台法華宗の創立を勅許せられて、即位以來の宿願を果させられたるが、爾後二ヶ月を経ずして、三月十七日には、壽七十にして崩御せられたのである。

故に帝が物的建設を終られたる後の數年間に、精神的の建設に叡慮を注がれたる有様は、之を相察するに餘りあると同時に、延暦七年以來心々相照して、帝の叡慮に副ふべく、一心不亂に修養を積みたる最澄が『入唐還學生』と稱する視察旅行を終りて一年内に歸朝し、帝の物心二方面に亘る經營の大團圓に資し奉りたるは、實に不可思議の因縁であつたと云はねばならぬ。而して此の偉業を翼賛し奉りたる最澄も、亦應神朝の歸化せる阿知の後裔三津首百枝ツノオヒトの長男であつた。故に帝の偉業を翼賛したる田村呂麻も、最澄も共に歸化族であつた以外に、帝の母系は、即ち高野新笠贈大政大臣乙繼の女であるから、此も亦高麗の歸化族であつたのを見れば、我國の文化も此の時代に到りて、始めて外來の文學、技術其の他百般の事物が渾然として融和し、悉く邦化したるのみならず、歸化族も亦忠良なる日本臣民として、あらゆる方面に活躍したることを立證するものなれば、平安朝の文化的特質は、前代より輸入せられたる物と、人とを打つて一丸として、茲に所謂國民的の自覺の下に、日本文化を建設せんとするの機運に達したのであると云はねばならぬ。

第八期 平城より文徳に至る（五十二年間）文化及び交通

イ、平城天皇の醫學提唱

延暦二十五年三月桓武天皇崩御の後を受けて、即位し大同と改元せるは、桓武天皇の長子安殿親王であつた。親王は延暦四年立つて皇太子となられ、長するに及んで『精神聰敏、玄鑒宏達にして、博く經書を綜べ、文藻に工みであつた』とは、日本後紀の著者が特筆する所なるを見ると、先帝遷都の後を承けて、平安朝の文化を大成せらるゝには、洵に申分のなき聖主であつた。帝は即位と同時に六道の觀察使を任命して、民間の病苦を問はしめられたるを初め、國司の年限を六年と定め、又憲法十五條を頒ちて、先帝の御宇に新都の經營と、蝦夷討伐の爲めに、國用多端なりし後の民困を蘇せしむる爲めに、經費の節減を行はれたるのみならず、醫學の方面には特に心を注がれて、安倍朝臣眞直、侍醫兼典藥助出雲達廣貞等に命じて『大同類聚方』一百卷を撰せしめられたのが、即ち我國最古の醫書である。然るに今は散逸して之を見るに由なきも、此の大同聚方の編纂せられたと云ふことは、即ち我國の古醫方が、允恭（西暦四一四年）時代に韓の醫方に代り、推古十六年（西暦六〇八年）隋に派遣せられたる惠日、福因等が、醫學を學ぶこと十五年にして、歸國したる以來は専ら唐方に依りて病を療することとなりたるが、推古朝には早くも既に、四天王寺に、療病・施藥の二院を設けて、唐方による施療を開始せられ、文武帝の大寶元年（西暦七〇一年）には、醫疾令を發布して、中務省に『内藥司』を置き、宮内省には『典藥寮』を置かれたるを始め、大宰府其他の諸國にも醫師を置き、其の醫師の養成は典藥寮内に大學を設け、大國は十人、上國は八人、中國は六人、小國は四人の定員を定めて之に入學せしむることとし、之を醫生、針生、按摩生、咒禁生、女醫、藥園生の各科に分ち、之に體療（内科）、創腫（外科）、少力（兒科）、耳、目、口齒等の各科と爲し、體療は七年、創腫と少力は五年、耳、目、口、齒の各科は四年、針は七年、按摩は三年、咒禁は三年、女醫は三年の就學

年限とせられたるが、爾後奈良朝に至りて佛教の隆盛に伴ふて、僧尼の醫學を兼修するもの多く、殊に光明皇后が力を施療に注がれたると、唐僧鑑眞の渡來に依りて、我國の醫學は益發達したるも、未だ古今の醫方を大成して、專書となしたる著述はなかりしに、帝の世に至りて、諸官衙神社等に散在せる古醫方を集めて、此の書を大成せしめられたと云ふことは、我國の醫學上に於ける一大進展であつた。

ロ、古學の保存と族譜の整理

其の外帝は、我國の故事が日に損滅するを惜まれ、大學直講博士一員を減じて紀傳博士を置かれ、更に又齊部宿稱廣成に命じて『古語拾遺』一卷を撰せしめられた。此の『古語拾遺』は、極めて簡單ではあるが、太安麻呂の撰輯せる『古事記』と相表裏して、我國の古意を發明するに足るものである。故に予は茲に其の叙及び跋をたに抄譯することとしたのは、平安文化の特質たる、氣族的自覺の一端を知る資料であるからである。

蓋し聞く上古の世は、未だ文字あらざれば、貴賤、老少口、口に相傳へて、前言往行を存して忘れざりしも、書契以來、古を談ずることを好まずして、浮華競い興り、還つて舊老を嗤ひ、遂に人をして世を歴て彌新ならしめ、事は代を逐ふて變改し、顧つて故實を問ふも、根源を識らず、國史、家牒に其由を載すと雖も、この委曲は、猶遺す所あるを以て、愚臣言はざれば、恐らく絶へて傳ふること無からむ、幸に召問を蒙りたれば、畜憤を攄べんと欲して、故に舊説を錄して、敢て以て上聞すと云ふ爾。（其の序）

前件神代の事は、説盤古に似たれば、氷を疑ふ意ありて、信を取ることに寔に難きも、しかも我國家の神物靈蹤が、今皆見に存して、事に觸れて效あるものなれば、虚と謂ふ可からざるものがある。但だ中古は朴を尙び、禮樂未だ明かならざれば、事を制し法を垂るゝに、遺漏多かりしも、方今聖初めて啓け、堯暉は八洲を照らし、寶曆は惟れ新に、舜波は四海に蕩して、鄙俗を往代に易へ、糝政を當年に改め、時に隨ひ制を垂れて、萬葉の英風を流し、廢を興し絶を繼い

で、千載の闕典を補ひ給ふ。若し此の造式の年に當りて、彼の望秩の禮を制せずんば、竊に恐る、後の今を見るもの、猶今の古を見るが如くならむ。愚臣廣成、朽邁の齡既に八十を逾ふるも、犬馬の戀、且暮彌切なるに、忽然として遷化せば、恨を地下に含む。街巷の談猶ほ取るべきものあれば、庸夫の思も徒に棄て易からず、幸に求訪の休運に遇ひ、深く口實の墜ちざるを歡ぶ。庶くは斯文を高達して、天鑒の曲照を被むらんことを。大同三年二月十三日(其の跋)

と云へるを見れば、之に依りて或程度までの古意は傳へられたるが、帝は又民間の氏族を混渚して、由緒なきものが妄りに天孫の後裔と稱し、甚しきは歸化族までが、天孫の後胤と稱するに至りたるを慨し、之を整理せんとして、大同四年(唐元和四年、西曆八〇九年)正月十八日、左の如き詔を發せられた。

勅す。『倭漢總歷帝譜圖』には、天御中主尊アマノミナカヌシノミコトを標して始祖と爲し、魯王、吳王、高麗王、漢高祖等を以て、接して其の後裔と爲し、倭、漢を雜糅して、敢て天宗を垢がすも、愚民は迷執して、輒ち實録と謂へるを以て、宜しく諸司官人等の所藏は、皆進めしむべし。若し詐を挟みて隱匿し、旨に乖ユカふて進めざる者あれば、事覺るイラハる日には、必ず重科に處せむ』と宜せられたるを見れば、當時『倭漢總歷帝譜圖』なる記録が世に行はれて、各自ら其の氏族を高ふする爲め、競ふて皇族の分派と稱し、又は歸化族までが、其の祖を高くする爲め『天御中主尊』より出でたるものと稱したることを知るに足るものあると同時に、此の詔勅は偶然にも、我國に於ける最初の『禁書令』でもあつたと云ふ資料にもなるのである。而して此の氏族の整理は、數年の後嵯峨天皇に依りて完成せられて『新撰姓氏錄』と爲つたのである。

ハ、僧空海の眞言宗の創立

右の外大同二年八月には、僧空海唐より歸朝して、其の將來せる經論及び道具等を表進したるに依り、桓武天皇の叡旨に基づき新宗教政策も、茲に始めて完成せらるることとなり、最澄、空海の二大明星は互に手を取つて、平安朝初期の文化發達に貢獻することとなり『天台宗』の開創に繼いで、我國に於いては始めの傳來に係る『眞言宗』も提唱せらるること

となつたのであるから、思想的にも、文化的にも、此の二宗の傳來は、我國の佛教界に多大なる衝動を與へたるは勿論、此の二大明星の道譽と德望とは、優に一世を指導するに足るものがあつた。故に帝の在位が今少しく長かりしなれば、此の二大高僧は共に帝の御宇に活躍すべきものなりしも、帝は即位後の四年には、症の爲めに退志を萌ざして、位を皇太弟神野親王に譲られたるに依り、此等の二大德は帝の世よりも、寧ろ嵯峨天皇の御宇に於て活躍することとなつた。故に之を一言にして蔽へば、平城天皇の在位四年間は、桓武天皇の餘緒を整頓せんと欲して、其の手を下さんとせらるるに當り、突如として病の爲めに退位せられたれば、皇太弟たる神野親王が起つて其の前緒を繼いで、帝の未了の事業を完成せられたのである。故に新帝は極めて困難なる宮廷間に處しても、上皇に對しては情理二つながらを全ふして之に事へられたのは、帝室の爲めにも、國家の爲めにも幸であつた。

ニ、嵯峨天皇時代の文化的進展

嵯峨天皇は先帝の同母弟にして、諱は神野親王であつた。幼にして聰敏、好んで書を讀み、長ずるに及んで博く經史を覽、善くを屬し、草隸の妙を得、神氣岳立して、人君の量かあつた。故に桓武帝は最も之を鍾愛して親王と爲し、年十四にて元服を加へられ、十八の年には早くも中務卿、彈正尹等に任ぜられ、大同元年二十にして、皇太弟に策立せられ。大同四年四月禪を受けて即位し、其の翌年改元して、弘仁元年(唐元和五年、西曆八〇九年)と稱せられた。爾後帝は在位十四年を通じて、其の當時に於ける新文化たる天台、眞言の二宗を扶翼せられたれば、平安朝に於て擡頭せる天台、眞言の二宗は、帝の御宇に於て共に動かす可からざる基礎が置かれたのである。故に予は最澄、空海の二大德が唐より將來したる經疏の目錄と、二大德が撰述したる着述目錄の概數を摘出して、帝の世に發達したる我國の文化を説明するの資料とすることとした。而して傳敎大師の將來目錄は、臺州と越州の二種に分れて居るが、是は其の經疏を求得せられたる地方を明かにする爲めに分られたものであつて、別に何等の意味もないのである。故に先づ臺州目錄より順次に其の數字を

摘出すれば、

法華、止觀、禪門、維摩、涅槃の各經疏の外に、天台の經疏及び科義、雜文、梵漢悉曇、曼荼羅、佛經律等であつて、其の總數は百二十部、三百四十五卷にして、其の紙數は八千五百三十二枚に上つてゐるが、此の外に經文、例せば法華經とか、維摩經とかの本文は、其の紙數の中に計算がしてないから別であるが、是は特に大師が將來の爲めに寫されたものには非ずして、既に寫されて居つたものを將來せられたから、其の紙數を計算せられたかつたのである。

次に越州目錄には『五佛頂轉輪王經』を始め百二部、百十五卷を載せてあるから、之れを臺州にて抄取せられたる、百二十八部、三百四十五卷と合すれば、二百三十部、四百六十卷となつて居る。

故に我國の文化は、傳教大師の入唐求法に依りて、新らしき資料が加はりたる中にも、梵文學が多量に輸入せられたのは此時からである。而して其の將來目錄中から弘仁二年七月十七日『法玄玄義』以下二十七部、百四十卷の天台の教籍と、十七帙の書籍を比叡山の鎮國道場に納めらるゝに當り、目錄以外に唐より將來せられたる眞言の法具をも添へられた。是が我國に初めて渡來せる密教の法具であつた。試に其の品目を抄來すれば

五鈷金剛杵一、五鈷金剛鈴一、三鈷金剛杵一、金剛輪二、羯磨金二。水精念珠一貫、蓮子念珠一貫（此の二品は唐より來りたるや否や不明である）

であるが、此と同時に又比叡山の止觀院にも、左の如き典籍及び法具を納められたる中には、佛教以外の多數の拓本等も加へられて居るから之を抄出すれば

(一)書法目錄、大唐聖教序(唐拓)、趙模千字文(唐拓)、眞草千字文(唐拓)、天后聖教序(唐拓)、臺州龍興寺碑(唐拓)、潤州牛頭山第六祖碑(唐拓)、王羲之十八帖(唐拓)、開元神武皇帝書法(唐拓)、歐陽詢書法(唐拓)、王獻之書法(唐拓)、安西内出碑(唐拓)、褚遂良集(唐拓)、梁武帝評書(唐拓)、大臺佛窟和上書法(眞跡)、兩書本一卷(日本人の書)眞草文一

卷(同上)、古文千字文一卷(同上)

(二)大唐將來大乘經、大涅槃三十八卷(紺標、金字題、紫絹紐)荆溪和上所持法華經一部七卷(中紙紺書標注字、感漆泥竹筒)、大唐雜經一帙、大唐雜文一帙の外に『荆溪上の遺品として佛隴に藏せられたる付法の袈裟、衆納壹領』と、『天台智者大師所持の禪鎮師子像』、『同香爐縫師子像巾一枚』其の他帽子納一、青疊巾一張、白疊巾一張、及び白角如意壹柄、赤檀の木尺三枚、白栢の木尺二枚(此は香爐峰の神木にて造りたるものを、唐より持ち歸られた品である)等であつた。

以上は傳教大師の將來臺州、越州目錄並に『比叡山最澄和尚法門道具等目錄』に依りて分記したものであるが、最澄より二年の後に歸朝せる、空海の將來せるものは如何と云ふに、是は又傳教大師が天台(浙江)を中心として、天台の經疏を多量に將來せられたるに反し、其の主力を眞言に注がれたる以外に、弘法大師は往復を一年に限られたる傳教大師と異り、唐の首都長安に至りて居ること一年に及びたれば、資料蒐集の便宜が多かつた關係より、其の將來品は實に豊富であつた。今其の將來目錄に據れば、

一、新譯等の經都べて、四十二部、百四十七卷。

一、梵字眞言讚等都べて、三十二部、四十四卷。

一、論疏章等都べて、三十二部、百七十卷。

已上三種、總計二百十六部、四百六十一卷。

の外に、佛、菩薩、金剛天等の像、法曼陀羅、三昧耶曼陀羅、並に傳法阿闍黎等の影(畫像)共に十鋪。道具九種十八件、惠果阿闍黎の付囑に係る佛舍利、佛像、其の多數の法寶の中には、健陀穀子の袈裟、碧、白、紺等の瑠璃製の供養椀及箸等もあつて、其の中には金剛智三藏が印度より將來せられたるものも多く、且つ其の畫像及曼陀羅等は、何れも皆唐の供奉丹青(帝室御用係)李眞等の筆に成り、五寶の五鈷、金剛杵等の銅器は、悉く供奉鑄博士(帝室御用係)楊忠

信、趙吳等の作であつた。

故に弘法大師の歸朝は、未だ我國に傳來せざりし密教以外に、新譯の經典多數と、美術、工藝の粹を集めたる作品を齎らし、殊に西域系統の文化に屬する、各種の珍貴なる物を以てせられたのであるから、若し大師の歸朝まで、桓武天皇が御在世であつたとすれば、如何ばかりの叡感ありしやは、蓋し推測の外なりしも、大師の歸朝は、桓武崩御半年後の大同元年十月であつたのは、惜みても尙餘りある次第であるが、しかし大師は聖帝嵯峨の世に遭逢して、傳教大師と共に平安新都の精神界に絶大なる光輝を放たれたのであるから、桓武天皇の叡慮は徹底した譯である。

ホ、傳教、弘法二大師の著書

奈良朝に於ける我國の文化は、或る程度までの材料を充足し、且つ難解なる漢文字も、大體自由に之を使用し得ることとなりしも、若干の歴史及び詩歌集を除いては、未だ邦人の手になる著述は極めて僅少であつた。然るに平安朝に至りては、新都の落成と共に傳教、弘法二大師が、勅を奉じて入唐し、其の努力に依りて齎らされたる典籍は、上記の如く兩者を合すれば、約一千卷に垂んとする經疏及び新譯が増加せられたる上に、此の兩大師は、單に此等の新資料を輸入したるに止らずして、共に大なる筆陣を張つて既成の佛教と戦ひ、互に一の新宗派を創立せられたのであるから、兩者の著述は實に驚くべき多數に上りたるが、其の著述は何れも漢文であつたから、邦人が漢文を起草する力も此時代より大に増加した。故に予は順次に兩大師の著書の概數を擧ぐれば、傳教大師の著書は、

傳宗相承部、天臺圓教部、圓頓大戒部、眞言宗教部、記傳雜錄部に分かつことを得るものであつて、其の概數は、無慮百餘種、三百餘卷に達して居る。然るに大師の立宗開教の宣言とも云ふべき『天台法華宗年分學生式』を始め、『守護國界章』『顯戒論』の如きものは、弘仁九年より、十年に亘りて製作せられ、その他『照權實鏡』の著述も、殆んど弘仁年間之作に係り、又大師畢生の事業たる圓頓戒壇の設立を勅許せられたるは、即ち大師の入滅一年後なるも、要するに

弘仁十四年六月であつたから、大師の著述及び遺業は弘仁年間であると云はねばならぬ。

因に大師に對する帝の叡信は、決して尋常のものでなかりしことは、大師の塔廟を修むるに當り、『哭澄上人』と云ふ、左の御製。

呼嗟雙樹下、接化契如々、惠遠各猶駐、支生業已虛、草深新廟塔、松掩舊禪居、燈燭殘空座、香煙繞像爐、蒼生稍集少、緇侶律儀疎、法燈何久住、塵心傷有餘。

を下賜せられたのでも明かである。故に大師の春秋は五十有六に過ぎがしも、桓武、平城、嵯峨三帝の優遇を忝して、天台教學の輸入を全ふしすることが出来たのである。

次に弘法大師は、傳教大師に後ること八年、即ち寶龜五年に生れたるが、幼より佛を禮し學を好み、十二歳にして早くも小堂を營み、土を捏して佛像を造つて之を頂禮したるか、十五歳にして大學に入りて毛詩、尙書、左傳を學び、又勤操に就いて虚空藏菩薩の『能滿虚空藏法』を受けて之を念持し、十八歳にして出家の志を決し、二十歳にして沙彌戒を受け、二十二歳にして東大寺の戒壇に登りて具足戒を受けた。爾後遣唐使藤原葛野麻呂と共に入唐したるは、即ち三十一歳であつた。而して大師は橘逸勢と共に、大使の第一船に搭じ、七月六日肥前松浦郡田浦を發して、二十四日を経たる八月十日福州長溪縣に到着したるも、刺史柳冕は病を以て其の任を去りたる後なれば、新刺史閻濟美の赴任する十月三日までは、如何ともすること能はずして、空しく長溪に留まりつゝありし大使は、大師に書を造らしめて之を新刺史に送りて、漸く其の來意を諒解せしめたので、十一月二十二日に至りて始めて入京の勅許を得、資糧及び丁奴を給せられて、一路官給の客館に宿しつつ長安に達したるは、即ち唐の貞元二十年十二月二十三日であつた。

故に大使は其の翌永貞元年元旦の朝賀、其の他の儀禮を終り、二月十一日長安を發して歸朝し、大師及び橘逸勢は帝の勅許を得て唐都に留まり、西明寺に住して明師を歴訪せらるゝ中に、偶青龍寺の東塔院に慧果阿闍黎と云ふ大徳があつて、

法を印度の大廣智三藏に受け、三朝（肅宗、德宗、順宗）の國師として道譽一世に高き大德に謁することを得て、六月より八月に至る三ヶ月間に諸壇に入りて、眞言の秘法及び儀軌を受けたるのみならず、前掲の如き新譯の經論、章疏、曼陀羅、法貝等を得て、之を我國に請來せられたるが、其の學德頗る高かりしを以て、唐人吳殷纂は

今、日本國の沙門あり、來つて聖教を求む、皆所學をして瀉瓶の如くならしめた。瀉瓶とは一瓶の水を一瓶に注ぐか如く、其の全部を傳へたるを云ふ。此の沙門は、是れ凡徒に非ずして、三地の菩薩が内に大乘心を具し、外に小國沙門の相を示すものである。

と云ひ、御史大夫泉州別駕馬聰は、大師が惟上上人に贈る詩を見で驚いて、左の如き一詩を奇せて
何乃萬里來、可非銜其才、增學助玄機、士人如子稀。

と云ふて居るのを見ると、大師の文才と學德には、唐人すら之を驚いた一端が窺はれるが、大師得法の本師たる慧果阿闍黎は、一器の水を一器に瀉すが如く其の法全部を大師に傳へ、且つ印度の不空三藏より、傳來せる法寶までも其の數を盡くして、之を大師に付囑せられたる後、永貞元年十二月十五日を以て示寂せられたので、大師は其の翌元和元年（日本大同元年）に囑せらるたる、慧果阿闍黎の墓碑銘を撰び、且つ揮毫せられたるを見れば其の聲望の尋常でなかつたことが明かである。然るに傳教大師の歸朝に臨みても、明州刺史鄭審則は、

最澄阿闍黎は、生知の才を稟け、禮儀の國より來り、萬里法を求むるに、險を視ること夷の如くにして、艱勞を憚らず、神力の保護に依りて、南は天台の嶺に登り、西は鏡湖の水に泛び、智者の法門を窺め、灌頂の神秘を探りたるは、法門の龍象が、青蓮池に出でたと謂ふべきである。

と云ひ、又臺州の刺史陸淳は、

最澄阿闍黎は、形異域なりと雖も、性は實に同源にして、特に生知を稟け、類に觸れて懸解し、遠く天台の妙旨を求

め、又龍象遼公（得法の本師道邃和上を指す）に遇ふて、萬行を一心に總べ、殊途を三觀に了した。

と稱して、其の得法の因縁を讚嘆したる以外に、其の得法の本師たる道邃和上は、其の付法文中に於て

古德相傳て曰く、昔智者大師、隋の開皇十七年仲冬二十四日早旦、諸弟子に告げて曰く、『吾滅度の後二百餘歲にして、東國に生れて佛法を興隆すべし、若し感應あれば、先瑞靈を呈すべし』とて、則ち一の法鑰を空に投ぜられたるに、擧衆暴瞻すと雖も、終に届る所を知らざりしに、今にして聖語は其徴あつた、最澄三藏は、是れ如來の使にあらずんば、豈に艱辛に堪へんや。然らば則ち宗を聞き奥を示し、法を以て心に傳へたれば、化は滄海を隔て、相見ることとは杳然たるも、共に佛慧を持って同じく龍華に會せむ』と云はれたるは、唐貞元二十一年歲次乙酉、二月朔癸丑十五日丁卯（延曆二十四年二月）であつたのを見れば、此の二大師は等しく異域に於て、尊重せらるること尋常一様の人ではなかつたことが明かであるが故に弘法大師の著書も、亦『秘密曼荼羅十住心論』を始め『秘藏寶鑰』『般若心經秘鍵』『大日經』、『金剛頂經』等の註釋に至る眞言に關する教義闡明の外に、詩文、書道、悉曇等に關するものを合すれば總計九十八種、百九十九卷に達して居るから、嵯峨天皇の弘仁年間の我國の文化は、頓みに此の二大師に依りて大なる生色を増したるのみならず、弘法大師は東寺に眞言道場を設けられる外に、『綜藝種智院』と稱する教育機關を設け、貴族のみが國學に入りて、教育を受くることを得る時代に於て、庶民の子弟も亦習學し得るの便を興へ、其の學科は、

道俗の二種と爲し、道には佛經を學ばしめ、俗には外書を學ばしむることとし、其の中にも亦道を顯、密の二者に分ち、兼ねて外書をも學ばしめ、俗士も亦内典を學ばんとするものには、任意に之を學習するの機會を得せしめられたるが、其の眼目とする所は、貴賤を選ぶことなく、一律に教育を受けることを得せしむることとし、而して其の教授には俗博士を置いて、九經、九流、三玄、三史、七略、若しくは文、若しくは書、若しくは音、若しくは訓、若しくは句讀等を授け、又一部の義に通ぜしむると云ふが如き方法にて、何人にも來りて所要の學科を學び得るの機會を興へられ

た。随つて其の學資に就いても、僧侶は勿論、俗士にありても、眞實の求學者に對しては、其の資を給して就學せしむることとし、其の費用は力あるものより義捐せしめられたのである。

故に此の線藝種智院の創立は、從來の學問が一部の貴族、又は歸化族のみの專業たりし風習を一變して、茲に始めて一般的の民衆に開放せらるゝの事となりたるは、弘仁の世を終りたる天長五年十二月十五日（唐大和二年、西曆八二七年）であつた。故に之を約言すれば、大同元年より弘仁十四年に至る十八年間は、傳教、弘法の二大師が、英明なる嵯峨天皇の下に充分に活躍して、平安の新都に盛るに大乘佛敎の精神を以てしたる有様は、恰も唐の太宗の世に玄奘三藏が、印度十八年の留學を終りて歸朝し、唐初の佛敎に新たなる生命を與へたと同一の觀を呈したのである。

へ、大同及び弘仁年間に更生せる文化

桓武天皇以後の文化的發展は、既に其の概要を説明したるが、此の十有八年間の文化的進展は、恰も推古朝の三十餘年に、我國の文化を更生せしめたと等しく、我國の文化を一新せられたる時代なれば、重ねて茲に之を表記することゝした。

一、延曆二十五年（唐元和元年、西曆八〇六年）正月、僧最澄は天台宗を開創すると同時に、毎年華嚴、天台、律業者を各二人、三輪、法相業者各三人得度せしめんことを請ひ、之を許されたは、即ち桓武天皇最後の佛敎に對する御遺業であつた。然るに帝は同年三月崩御せられたれば、之に繼いで即位せられたる平城天皇は、五月十八日以て大同と改元せられた。其の年十月僧空海は、橘逸勢等と共に唐より歸朝して、將來の經綸及び諸道具を進表し、眞言密敎の基礎は此の時に於て築かれた。

二、大同三年二月、齊部廣成は『古語拾遺』を上り、五月侍醫出雲廣貞等は『大同類聚方』を上つた。

三、弘仁元年（唐元和五年、西曆八一〇年）天皇位を皇太弟に譲り、弘仁と改元せられた。此の年皇太弟高岳親王は僧

と爲り眞如と稱せられた。渤海の高多佛（賀登極使の從官）は留つて歸らずして渤海語の師と爲り、僧空海は東大寺の別當に補せられ、又勅に依りて宮城南門の額を書し、唐の德宗の眞蹟及び雜書等十數卷を獻した。

四、弘仁三年四月、空海書を最澄に贈つて悉曇の疑義を問ふた、是が我國に於ける悉曇講究の紀元である。又今年十一月、十二の兩月に亘りて、空海は金剛、胎藏兩界の灌頂を高雄山に始修した。

五、弘仁五年五月、皇男、皇女に『源』の姓を賜ひ、六月萬多親王は『新撰姓氏錄』を上られた。是は大同年間に、人民が濫りに天孫及び名門と後裔と冒稱することを禁じ、且其の姓氏の根源を調査せしめられたる事業が、此の時に至りて完結したるものであつて、我國の氏族を知るには唯一の資料である。此の年空海は梵文及び雜方を獻じた。

六、弘仁六年三月、帝は先帝新寫の天台法門を七大寺に安置せられた。四月帝は近江の梵釋寺に幸して茶を喫し、其の味を賞して之を諸國に植へしめられたるも、當時は未だ其の普及を見なかつた。

七、弘仁七年六月、空海は高野山の地を得て、之に道場を建立せんことを講ふて許されたれば、其の翌八年に、伽藍を建立するに當り、其木材に新製の『いろは』を書して、木工の記憶に便するの符合としたとの説あるも、其の眞偽は之を知るに由なきも、要するに草書の筆格を省略したる、符號的の文字を作つて、涅槃經の『諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂』の四句の偈を詠じたる『色は匂へど散りぬるを、我世誰か常ならむ、有爲の奥山今日越へて、淺き夢みじ酔ひもせず』と云ふ和歌を書し始めたは、即ち今の『いろは』と稱する平假字の紀元である。故に我學の現在に行はるゝ和文なるものは、空海に依りて普及せられたのである。

八、弘仁九年、帝は禳疫の爲めに般若心經を書寫せられた。是年多數の新羅人が歸化したる中には、二十六人と云ふ多數の僧侶もあつた。此の年三月詔して禮儀、制度は悉く唐に准じ、新錢を鑄造せられ、新羅樂師の定員を定められた。

九、弘仁十年二月、東大寺の眞言院に二十一僧を置くこととなつた。三月最澄は圓頓戒壇を叡山に建てんことを請ひた

れば、其の勅許の可否を僧綱に問はれたるに、五月南都の僧綱護命等七人は、上書して其建立を拒みれば、其の翌年二月最澄は『顯戒論及び緣起』を著して之を駁したるが、要するに最澄は此の前後兩三年間が、最も其の著作に努めて、天台一宗の要諦を闡明したる時代であつた。此の年藤原冬嗣等は『日本後記』を纂修した。

十、弘仁十一年、藤原冬嗣等に詔して『弘仁格式』及び『内裏式』を勅撰せしめられた。菅原清公は『文章院』を設けて、同族の子弟を教育した。是が我國私學の濫觴にして、後には大江氏が之を管することとなつた。しかし是は『種智綜藝院』の如く庶民を對照とするものではなかつた。

十一、弘仁十二年（唐長慶元年、西曆八二一年）正月藤原冬嗣は『刑法斷令十條』を定め、又『勸學院』を建てた。是が我國私學の第二步にも、要するに同族の爲めの教育機關であつた。五月空海は其卿國讚岐に至りて萬農の工を督し、又七月には金胎兩界曼荼羅等二十二鋪圖した。

十二、弘仁十三年二月最澄に傳燈大法師位を授けられた。同月太上天皇は空海より三昧耶戒を受けられた。是が我國に於ける皇帝修密の始りであつた。是の年六月最澄は示寂した。

十三、弘仁十四年正月、東寺を改めて『教王護國寺』と稱し、空海を長者と爲し、二月には叡山根本中堂を改めて『延曆寺』と稱せしめられ、又故最澄の請に係る一乘圓頓戒壇の創立を勅許せられたるを以て、桓武帝の遺業も、傳教大師の宿願も、此の時に至りて一段落を告げたるが、帝は同午四月位を皇太子に譲られた。此の年渤海、契丹は共に入貢したるが、契丹よりは犬を献上した。

以上は平安の新都に建設せられたる、文化進展の跡であるが、一言以て之を蔽へば、此の時代に於て、天台、眞言の二宗が勃興したると同時に、平假名と稱する簡便なる文字が生れて、我國の文化に一新生面を開かれたのである。

ト、天長年間に顯はれたる著書

嵯峨天皇在位の弘仁年間は、傳教、弘法の二大師が超邁なる識見と、卓抜なる法力を以て一世を風靡し、我國の文化は茲に其の面目を一新すると同時に、弘法大師の平假名の創作は、和文學の勃興を誘致することゝなつた、然るに帝に繼いで即位せられたる淳和天皇は、其の翌年正月改元して天長元年（唐長慶四年、西曆八二四年）と稱せられたるが、新帝亦元年六月には、僧眞を以て天台座主に任ぜられたので、空海が去年東寺長者に任ぜられたのと合せて、眞言、天台の二宗は完全に獨立して南都の僧綱の手より離ることゝなつた。是が即ち眞言の長者、天台座主の始まりである。而して此の眞言は嘗て最澄に従つて入唐した人であつた。

帝の在位は十一年に過ぎざりしも、立太弟の以前に於て、既に兵部、治部、中務の諸卿に歴任せられ、即位の時は既に寶算三十八であつたから、在位中は精勵治を圖り、即位の元年に、參議從三位多治比眞人今麻呂より

綱に古典を尋ね、前王を歴覽するに、賢を求めて勞すれば、國を経するに逸なることを得るものなれば、伏して望む、諸氏の子孫を咸く大學に下して、經史を習讀せしめ、學業の用ゆるに足るものあれば、才を量つて職を授けらるべき者であるから、宜しく王位已上の子孫にして、年二十以下の者は、咸く大學寮に下さるべし。

との奏に據りて、今月（八月）八日の詔書に依つて之を行へとの勅を下されたるを始め、帝の世には『經國集』新撰格式『秘府略』令義解等の著述が世に出でた。而して『經國集』は、本朝最古の詩集たる『懷風藻』の後を承けて弘仁年間に編輯せられたる『凌雲集』及び『文華秀麗集』の二種に繼いで、滋野貞主等が勅を奉じて編したる詩集であり、又令義解は、大寶令の註釋であるが、此の二書は幸に現存して居るが、『秘府略』は秘府の藏書中より、各部門に分類抄録したる一千卷の大著であつて、恰も支那に於ける『太平御覽』、又は『冊府元龜』に類する百科全書的の叢書なりしも、惜いかな散逸して傳はらず、只若干の殘編に依りて、其の内容の一端を知ることを得るのみである。要するに嵯峨、淳和の二帝は共に、文學に對する造詣頗る深くして、極力傳教、弘法の新宗派創立を擁護せられたるのみならず、普通一班の文學を

も奨励せられたる結果が、前述の如き著述が世に出たのである。

チ、仁明天皇の英明と文運

淳和天皇は元來多病にして、在位中も屢、不豫の爲めに元旦の朝賀さへも廢せらるゝと云ふ有様なる上に、資性恬淡にして靜寂を好まれたることは、御製の詩中に『久厭輪廻多苦事、遙思聽法鷲峰中』と云ふ句がある位であるから、天長十年二月位を皇太子に譲られた。是が仁明天皇であつた。帝は其の翌年改元して承和（唐大和八年、西曆八三四年）元年と稱せられた。帝は即位の始より、前緒を繼いで文教を撰振せられたる中にも、皇太子の教育に叡慮を注がれて、小野篁、春澄善繩等を東宮學士と爲し、大納言藤原三守を傅に任ぜられた。然るに太子も亦英明にして三月十八日立太子後の朝觀に當り、御衣を賜ひたれば拜舞して退かれたるに、『禮容老成の如くなりしが、此の時齡僅に九歳なりしを以て、史家は『太子容貌端嚴、威儀閑雅、帝以て非常の器と爲す』と云ふて居るのを見ると、帝が其の教育に特に意を用ひさせられたるは、決して偶然ではなかつたのである。故に同月二十三日始めて太子をして孝經を讀ましめ、參議已上に宴を東宮に賜ひたるに、此の時太子は奏して

『大學に釋奠するは、是れ舊儀なるに、此の禮は何を以て久しく廢せられたるや』と問はせられたので、帝は之に對して、『昔天平の末、吉備大臣、高野天皇（稱徳）に勸めて、大學に幸して、此の禮を行はれたるに、其の後廢して行はれざるもの八十餘年なるも、今太子の志復古にあるは、甚だ嘉すべきなり』

とて、勅して百官を率ひて禮を行はれたので、太子は詩一篇を賦して上られたれば、菅原清公、滋野貞主等の一時の詞宗も、其の玉々に感服したと云ふことである。然るに其の令製が傳はつて居らぬのは、誠に惜いことであるが、兎に角此の孝經始讀の日に宴を賜ひ、又釋奠に詩を賦されたことと云ふことが動機となつて、爾來太子講學の始と終りには、必ず賜宴があつて群臣は釋奠の時の如く、詩を賦して奉ると云ふ風尙が起つて來たのである。右の如き文運隆盛の氣運であ

つたので、帝は承和元年正月十六日には、是より先き太宰府は、慶雲見ゆと上言し、公卿は之を表賀したるを以て、百姓寧輯して、風雨の調和するは、即ち是れ瑞である。安危は人事に在めて、吉凶は政術に繋るものなれば賀瑞の言は、復た奏すること勿れ。

と云ふ勅を下して、之を誡められた。蓋し當時に於ける風習が、喜んで吉凶、瑞祥を唱へて迷信に近き弊あるを以て、之を矯正せられたるが如き事跡を見れば、帝は國家治政の大綱を提げ、群臣を率ひられたことが判るのである。故に遣唐大使は藤原常嗣を、副使には彈正少弼東宮學士小野篁を任命せられたのは、其の新政の第一歩であつたが、常嗣は前大使葛野麻呂の子にして、文を善くし書に巧なれば、特に之を撰ばれたので、時人は之を榮としたるが、篁も亦小野妹子の五世の孫にして、文學に富みたるを以て、時人は材能の士を選ばれたるを稱讚した。然るに其の出發は、準備及び風候の關係で、延び延びになり、承和五年に至りて漸く出發することを得た。

リ、遣使の優遇と使事の功臣に對する贈位

右の如く材能の士を撰んで使節に任命せられたる帝は、三年正月遣唐使の爲めに、陸奥の黄金を多量に採取せしめられたるのみならず、天地神祇に航海の無事を祈られ、三月には大使以下を紫宸殿に召して送別の宴及び御衣及び送別の歌を賜ふた外に、大使には沙金二百兩、副使には沙一百兩を賜ふと云ふ前例のなき優遇に感泣した。故に此時群臣も亦詩を賦して其の行を盛にした。此の時帝は更に使事に關係して或は航海中に漂没し、或は唐にありて病死したる者に對して、贈位の恩典に浴せしめられた。其の時の詔詞は、

故入唐使贈正二位藤原朝臣清河には、從一品を贈るべし、昔帝簡に膺り、遠く皇華を効したるに、歸帆利あらず、還つて漂梗に苦しみ、終つて異域にあり、俄に川勝の奏を聞するに『彼云に亡ぶ』と、良に深く嗟悼す。宜しく異代の寵を加へ、以て追遠の恩を加ふべし。

故留學問贈從二品安倍朝臣仲滿、大唐光祿大夫、散騎常侍、兼御史中丞、北海郡公、贈瀛洲大都督銜には、正二品を贈るべし。身は鯨波を涉り、業を鱗角に成し、詞峰聳峻にして、學海に漪を揚げ、顯位は斯くの如く昇り、英聲は已に播きたるも、如何せん慰ますして、遂に言に歸ること莫く、唯挾天の章あつて、長く擲地の響を傳へた。幽壤を追責し、既に前令に隆なりしも、重ねて崇班を叙し、命詔を洽ねからしむ。

故入唐使贈從四品下石川朝臣道益には、從四品上を贈るべし、軀を忘れ節に殉ず、使を先朝に奉じ、義を履み忠を資すけ、唐國に修聘して、路に艱苦を嘗め、洵に沉痾に違ひ、未だ中京に達せずして、下窆に奄淪した。興言此に及べば、追ふて以て悼傷す、傳へ道ふ。靈芝賁裏に産すとは、益が幽感に由りて、克く之を致したる歟。宜しく寵章を錫ふて、式つて泉壤に旌すべし。

故入唐判官贈從五品下紀朝臣馬主には、從五品上を贈るべし。

故入唐判官五品下勳十二等田口朝臣養年富には、從五品上を贈るべし。

故入唐判官贈從五品下甘南備真人言影には、從五品上を贈るべし。

故入唐判官從五品下紀朝臣三寅には、從五品上を贈るべし。

故入唐判官從七品下掃守宿稱明には、從五品上を贈るべし。馬主以下明に至る五人の位記は、共に同詞を用ひよ、其詞は、

往に高選に參り、出で、大邦に使し、俄に泉臺に淹して、本土に歸らず、仁は則ち舊を念ふて、彝典を愆ること无く、義は勞を忘れずして、朝章斯にあり、宜しく寵渥を申べて、用つて亡魂を慰すべし。

とあつて、歴世の使事に殉じたる、以上の八人は悉く優渥なる聖恩に浴して客魂も亦瞑するを得たであらふ。然るにかかる盛儀の下に出發したる使節の船は漂蕩して、第一、第四の二船は中途より引返へし、次いで第二、第四船も亦對馬

及び肥前に漂回し、百餘人は行衛不明となつたので、大使等は一先歸京して節刀を返へし、更に使船の修理せらるゝを待ちたるが、五年五月に至りて、使船の修理が完我したので、大使は第一船に乘じ、副使は第二船に乘じることとなりたるに、第一船が亦毀壞したるに依り、大使は第二船を用ひて、副使を第一船に乘せしめんとしたれば、副使は『受命の日分に定りたるに、今は翻へつて枉損せる船を以て我に與ふるは、之を人情より論するも逆施なれば、何の面目ありて下を率ひんや』とて肯んぜず、且つ家には老ひたる母あれば、病と稱して上船せず『西道謠』を作つて、遣唐使事の情弊を刺りたれば、篁は廢して庶人と爲して隱岐に流されたるが、右の如き關係より曆術、天文を學ぶ學生も、篁と行動を共にするものあつたので、悉く隱岐に流された。

ヌ、大使の歸朝と法寶の流入

然るに大使は其の翌六年九月十六日唐より歸りたれば、其の翌日紫宸殿に召して宴を賜ひ、且つ御衣等の賜物があつた。此時僧常曉も亦大使と共に歸朝した。此の常曉は大使と共に入唐し、八月淮南に至りたるも、廣綾館に安置せられて、大使と共に入京することを許されざりしに依り、淮南地方の栖霞寺文璟和尚、華林寺元照座主に就いて顯密の二教を學びたるが、幸に文璟和尚は不空三藏の弟子にして灌頂阿闍黎であり、元照座主は三教講論の大徳であつたので、『金剛海瑜伽』『大元帥秘法』等の密軌及び諸尊の曼荼羅等を請來し、又三論の章疏及び律部其の他の經疏三十一部、六十三卷、佛及び菩薩、天部の像三十八軀、護摩壇様式十五種等の法寶の外に文璟阿闍黎より附屬せられたる、五銚金剛杵を始め、各種の法具を得て歸つたが、此外に僧圓行も亦長安に入りて、慧果阿闍梨と同門の義操の弟子義眞に就いて兩部の密教及び諸尊の秘法を傳へて、左の如き教籍及び法具等を將來して歸朝した。

一、眞言の證籍二十六部、三十三卷。

一、梵字四部、六卷。

一、顯教論疏章等四十部、八十八卷。

總計七十部、百二十七卷。

一、佛舍利三千餘粒（附屬物三種、此内には、左唐日僧靈仙三藏の附屬の者多數を占む）

一、佛像、曼荼羅圖様十二種。

一、法具十六個（此内には天竺難陀三藏より靈仙三藏に附屬せる梵夾及び菩提樹葉もあつた）

而して此の圓行が入壇灌頂を受けたるは、唐の開成四年正月十五日（日本承和六年）にして、保壽寺の内供奉大徳沙門常辨以下六人の大徳が署名したる申聞録に據ると、此の教籍及び法具は、上記の六人の大徳が文宗に上奏して、許可を得たる後に之を授けたものであると云ふことが明かである。

次に僧圓仁も亦此の時入唐して楊州に留まり、多數の經論を寫して歸らんとしたるに、海州に漂着したるを以て、再び船を發したるに、又登州に漂着したれば、終に意を決して上陸し、唐に留まり居ること九年にして、承和十四年に歸朝して居るが、圓仁は其の間に求得したる經籍は、悉く之を後送て居るから、承和六年の我國は、實に文化史上空前の盛觀を呈した年であつた。

ル、承和以後に行はれたる私的交通

承和六年に歸朝したる遣唐大使は、事實上に於ける日唐間の公式交通の最後であつた。其の理由は一は公式の交通に依らざるも、歷年の交通に依りて利に敏なる唐商は、續々我國に渡來することとなりたれば、所用の物品は之を得るの便が出来たのと、今一の理由は、唐朝の政治が舊の如くならずして、縱令我より使節を派遣しても、從來の如く多數者を入京せしめて、之を館に遇するか如き優禮を示す能はざれば、前記の如く多數の僧侶も、圓行を除きては、孰れも皆地方に留まりて師を尋ね、典籍を手に入れると云ふ有様なれば、公式に交通するよりも、寧ろ私的に唐商の船に便乗して、簡便に

入唐する方が便利であつたから、自然に遣唐使の派遣は沙汰止みとなつた。しかし之を或る一面より云へば、從來の日唐の交通は主として文化吸収の爲めの交通であつたが、承和以後の交通は、物品を交換することを目的とする、所謂貿易關係に立つこととなつたのである。故に一言にして之を蔽へば、承和以後の交通は大體に於て、商業的關係の交通となつたと云ふことは、或る意味に於て、我國の文化が發達するに伴ふて、國民の生活が向上したる結果であるとも見られるのである。

何となれば大使常嗣が歸京したるは、承和六年九月十六日であつて、其翌十七日には紫宸殿に御して謁を賜ひたる後、大使より唐帝の國書を捧呈したれば、帝は置酒して之を慰勞し、且つ御衣を賜ひ、從三位に授けらるゝ等の優渥なる典を行はせられたるが、越へて一ヶ月後の十月二十五日には、唐より携へ歸りたる貨物を、建禮門外に設けたる三箇の幄舎に陳列せしめ、内藏寮の官人及び内侍をして之を交易せしめられ、名づけて『宮市』と曰ふたと云ふ記事が、續日本後紀にあるのを見ると、交通の内面が一變した云ふことは明白である。従つて私的交通が盛に行はるゝに伴ふて、航海術も自然に進歩したと云ふよりは、寧ろ風候を豫測するの妙を得たる結果、山科安祥寺の開祖惠運僧都（弘法大師の法孫）の如きは、承和九年（唐會昌二年、西曆八四二年）八月二十四日午後、肥前國松浦郡遠賀嶋那留浦より出帆して、六晝夜の後に、早くも既に温州樂城縣王留鎮（今の浙江省樂清縣）に到着して居るが、是れは唐商李處人が那留浦に於て、楠木を以つて新造したる船に便乗した。しかるに、此の船は正東風に乗したる爲め、右の如き快速なる航海を爲し得られたのである。所が此の時代の唐は、所謂三武一宗の變と稱する武宗の廢佛令が降だされた時であつたので、相當に骨の折れたことなるべきも、兎に角潜在長安の青龍寺に到りて、弘法大師の得法の本師惠果阿闍黎の法孫、義真和尚に就いて受學し、兩部の大法を稟受したる後、五臺、天台等の名山に聖迹を巡拜し、承和十四年（唐大中元年、西曆八四七年）六月二十二日、唐商張友信及び元度等の船に便乗したるに、此の度は又西南風を利用したので、明州望海鎮（今の浙江省寧波）より、

僅に三晝夜にして那留浦に歸着するを得たと云ふ記録を貽して居るが、是は往復共に恒信風を利用した爲であつた。

而して此の惠運僧都の將來せる眞言の經疏、儀軌等は百八拾卷であつた外に、青龍寺義眞阿闍黎より傳授せられたる、三鈷金剛杵以下八種の法具もあつたが、是は前記の經疏目錄と共に、同年六月三十日附を以て上奏して居る。此の外にも本年は僧圓仁(慈覺大師)、仁好、慧萼、義定等の入唐僧が多數に歸朝したるが、是は悉く唐人の船に便乗したのであるから、留學僧としては何等の不自由なく自由に交通し得たるのみならず、承和十一年七月には、昨年唐より歸朝したる僧仁好が再び入唐するに當り、朝廷よりは唐に在學中の圓載、圓仁等に、各黄金二百兩を賜ふたと云ふ續日本後紀の記事を見れば、此の時代の交通は何等の苦もなく一私人が自由に交通したことが明である。従つて帝の御宇には、文學及び殖産の奨励等見るべき治蹟が擧げられ、承和五年には『群書治要』を宮中に講ぜしめらるゝとか、或は六七の兩年には蕎麥を栽培せしめ、又勸農の勅を降されたるを始め、八年には『史記』『漢書』『後漢書』を寫さしめられ、又『日本後紀』が撰修せらるゝ等の外に、琵琶の曲は藤原貞敏に依りて傳へられ、悉曇(梵文)聲音樂は、圓仁に依りて傳へられたるが、此の圓仁の乗じたる船にて唐人三十二人も來朝し、其の前年には唐人張友信等三十七人が來朝すると云ふ有様であつたが、嘉祥元年(唐大中二年、西曆八四八年)には渤海使が來朝し、其の翌二年には唐商五十三人が、太宰府に來着したのを見て、日唐の貿易は帝の御宇に至りて、特に進展したことが判る。故に之を約言すれば、仁明帝の在位承和(十四年間)、嘉祥(二年間)の十六年間は、文學交通の外に、日唐貿易と云ふ一の記録が造られたる時代であつた。

第九期 文徳より醍醐天皇の延喜五年に至る(五十六年間)の日唐交通

イ、文徳、陽成二朝の文化概況

文徳天皇は嘉祥三年三月二十一日、仁明天皇の大漸に當りて、遺詔して梓宮の前に於て即位せしめられたる道康親王で

ある。其の翌年仁壽元年(唐大中五年、西曆八五二年)と改元せられた。帝の即位の嘉祥三年に藤原氏は學館院を立て、子弟を教育することとし、仁壽二年には、足利學校を創立したる前遣唐副使小野篁が薨去し、三年には使を唐に遣はして、寶器、音樂を贈られたと云ふ記事が、宋代の名著『玉海』に顯はれて居るが、新舊唐書及び我國の歴史には、其の記事がないから、是は正式の使者に非ずして、若し贈品があつたとすれば、商人に托して何物かを贈られたか、或は唐商が日本よりの贈品として何物かを差出したるかは不明である。其の翌仁壽四年には改元して『齊衡』元年と稱し、齊衡四年には又改元して『天安』元年と稱せられた。是は此の時代には陰陽寮なるものが、屢上書して天變地異を説き、或は祥瑞を説くを以て、其の度毎に祈禱を行ふとか、或は改元して其の災を攘ふと云ふ風習があつたので、帝の在位八年間に三度改元せるらるゝと云ふ奇現象が行はれたるが、帝の世には諸臣の服色を定むるとか、國史の編纂を命ぜらるゝとか、大衍曆を改めて五紀曆を用ひらるゝとか、刻漏を置いて時間を正さるゝ等の事跡があつたのみであつて、特筆すべき進展を見なかつた。

帝に次いで即位せられたる清和天皇は、文徳の第四子にして、母は太政大臣藤原良房の女明子皇太后の出である。其の聖誕は嘉祥三年三月であつたが、同年十一月立つて皇太子と爲り、天安二年八月文徳帝の崩御と共に即位せられたのであるから、實に僅に九歳に過ぎざる幼主であつた。是が藤原氏が專權の始まりであつて、人臣たる良房が攝政と爲つたのは、帝の即位の翌年改元して『貞觀』元年(唐大中十三年、西曆八五九年)と稱せられたる年よりのことである。然れども藤原氏の攝政の世と爲りても春日雄繼が伴ひ歸りたる賂漢中を『漢中は唐國の處士にて、博く衆藝を綜ぶるものなれば、願くは優恤を加へられたし』と奏したれば、詔りして衣糧を給せられた外には、帝の在位八年を通じて日唐の正式交通こそははなかつたが、其の間にも菅原是善は『群籍要覽四十卷』弘帝範三卷『貞觀格式』を撰し、藤原經基は『文徳實錄』を撰すると云ふが如き有様で、文化的の事業は從來の通りなるのみならず、特學、淳和の二學院が設けられて、貴族の教育

は日に隆盛に赴いた。此の外には留學の僧中灌より唐商に托して『弘仁二年に廢せられたる、皇太弟高岳親王は、貞觀三年出家して『眞如』と號し、從僧宗叡を携へて唐に赴られたるが、入唐の後印度に赴いて法を求めんとして、從僧と別れて單身南海より印度に赴かんとせられたるに、羅越國に至りて薨去せられた』と云ふ報告が到着したので、帝は詔を下して痛惜せられたのは、元慶五年であつた。而して是が我皇族の海外留學の嚆矢であつた。

ロ、光孝、宇多二朝の文化及び交通

光孝天皇は仁明天皇の第二皇子時康親王が、元慶八年二月、陽成天皇の禪を受けて即位せられ、在位四年に滿たざるを以て、帝の世には是と云ふ文化の進展を見ざりしも、即位の翌年改元して仁和元年、(唐光啓元年、西曆八八五年)と稱せられた。帝も亦歴代文化尊重の時風を受けて、學を好み、恭謙寛仁の明主であつた。故に即位の後にも儒臣に命じて『文選』を學べると云ふ有様であつたから、大學寮の學生の爲に新錢二十三貫を左右京職に貸出して、其の利息を以て學生の菜料に充てられるを始めとして、仁和元年には大學頭藤原佐世の請を容れて、大學生には車駕の巡幸及び節會、宴享等の儀式を參觀し、又巡狩、遊獵にも陪從せしめられたる、承和の舊制に復せられた。然るに同年十月唐商が太宰府に來りたるを以て、乃ち府司に勅して王臣の家人及び管内の吏民が、恣まゝに貴値を以て物品を私買することを禁ぜられたるが、是が延喜年間に人を派して其の貿易を監視せしめらるゝ濫觴となつたのである。故に一言以て帝の世に於ける文化を概言すれば、紀種繼、安雄、御船主、菅原道眞等の文學者が輩出して、經書を講ずるとか、釋奠の禮を行ふとか、或は文學の方面では漢詩、漢文を屬するものを出して、渤海の使節と詩文の應酬を爲すと共に、音樂の方面にも『仁和樂』と稱する和琴の新曲が造らるゝ等の事が行はれた。

宇多天皇諱は定省、光孝天皇の第七子にして、元慶年間には侍從に任ぜられ、一度は臣籍に降りて姓を『源』と賜ひたるも、仁和三年八月光孝天皇不豫の爲め、帝に對して親王を宣下し、次いで皇太子に冊立せられたるが、帝の崩御と共に

踐祚せられたるも、寛平元年と改元せられたるは、仁和五年(唐龍紀元年、西曆八八九年)であつた。帝も亦文學に心を遣はせられ、即位の翌年には巨勢金岡に勅して、中華聖賢の肖像を御所南廂の障子に畫かしめられた。是が今も尙紫宸殿にある聖賢の障子の濫觴であるが、帝は又寛平元年には善淵愛成に命じて、易經を講ぜしめて之を學べると云ふが如き態度を示されたれば、文學は自然に隆盛に赴きたるのみならず、寛平二年の正月元旦には、天地四方を拜し給ひたれば、爾來元旦には歴代の陛下が四方拜を行はるゝこととなり、又正月七日の『七種粥』及び『子の日の遊』も始められ、四年には菅原道眞に勅して『類聚國史』を編せしめられたる外、和歌及び和文も此の時より著るしく發達し、又京都御室仁和寺も帝の創立に係り、讓位の後は此寺に幽栖し賜ひたれば、是が皇族の出家し居住せらるる寺を『門跡』と稱する濫觴となつたのである。

此の外帝は菅原道眞の如き儒臣を重用して、寛平六年八月には菅原道眞を遣唐大使に、紀長雄を副使に任命せられたるも、同年唐商入朝の幸便に托して、留唐僧中灌より唐の凋弊を上奏したるに依り、此の遣使は中止せらるゝと同時に、寛平九年には位を皇太子敦親王に讓られた。是は此の當時の風習として天變地妖なれば、元を改め神佛に祈禱して災を禳らふも、其の効果なきに於ては讓位せらるゝを常とせられたるに、偶八年十月太宰府より慶雲薩摩に見ゆとの上奏を爲したれば、公卿表賀して『政和し徳至るの應』と爲したるに答へて、

朕は即位九載なるに、水旱、癘疫、兵興、盜起して政和至徳の聲は、以て齒牙に偷置すべきものでない。君臣は一體なり、朕の耻は卿等も亦耻づべきであらば、虚賀を爲すこと勿れ。との詔を降されたるのみならず、又勅して

服御常膳は舊の四分の一に省減したるは、庶ねがはくは塵露の積を擧げて、以て禮節の和と爲せんとしたるに、豈に圖らんや、水旱相仍りて諸國調を闕いて、百官俸に乏しきは、天を怨みず、人を責めず、朕自ら之を取る。今や重ねて三分の一を減じて、年料雜物の半を省き、其餘の用度は、中分して以て推す。既に富國の謀なくんば、唯まさに貧民

を體すべきのみ、中外に告知して朕が意を知らしめよ。

と云ふ明詔を降されたるを見れば、帝の叡慮は常に人民の上にありたる事が判る。故に帝は時弊一新の爲に讓位せられ、新主を輔翼せられるには從來の型を破つて藤原時平の外に、門地の低き儒臣菅原道眞を抽んで、時平と共に、關白内覽の要地を與へられたのである。故に藤原氏の嫉視さへなくば、道眞は寛平上皇の寄托に負かすして、新帝醍醐を輔弼するは勿論、再び清明の治を見るべきものなりしに、藤原一門は道眞を嫉視して之を赴斥したる爲め、豫期の成果を收むること能はざりしも、上皇は叡慮は空からずして、後世より之を見れば、醍醐天皇の御宇は、文物、制度共に燦として見るべきものありしに反して、唐は醍醐天皇の延喜六年を以て亡びたのである。

ハ、醍醐天皇の御宇と唐の滅亡

醍醐天皇の即位は前述の如く寛平九年なりしが、其の翌年昌泰元年（唐光化元年、西曆八九八年）と改元せられ、十一月冬至に群臣を拜賀せしめ、二年藤原時平を左大臣に、菅原道眞を右大臣に任じ、二人をして政を攝し機務を内覽せしめられた。故に上皇は意を安んじて、落飾して僧と爲られた。故に之を法皇と稱した、是が我國法皇の始めであつた。

右の如き有様なれば、儒臣三善清行の如きは新帝維新の實を擧げんと欲して『辛酉革命』の封事を上りたるは、延喜元年（唐天復元年、西曆九〇一年）であつたが、時平及び藤原氏の一門は、道眞の殊遇を嫉み、帝に讒して之を斥け太宰の權帥に貶謫したれば、法皇は之を聞いて大いに驚き、之を救はんと欲して宮に進まんとせられたるも、藤原菅根は豫め此事あるを慮ばかり門者を戒めて、法皇の入内を誑ましめ、其の間に於て道眞は配所に出發せしめられた。其後延喜三年には配所に於て薨去したれば、天下悉く之を怨とした。しかし此は藤原氏が他年攝政の要位を占め、他族は之に關與すべからざるものであると云ふ、一種の優越感よりかゝる排他的手段を弄したる政争であつて、文運其の物には何等の影響する所なく、延喜元年には三代（清和、陽成、光孝）實録が撰せられ、五年には紀友則、紀貫之等が勅を奉じて『古今和歌集』

を撰したるのみならず、九年には『延喜格』が撰せられ、又深根輔仁は『掌中要方』『養生方』『倭名本草』等の醫學に關する著書を出だし、我國の文化は此時に至りて全く獨立し、漢字に假名を交へたる和文と稱する國文を産出すると同時に、前述の如く本草に關する漢名も、之を譯して和名を稱すまでになつたのである。故に此の延喜五年に紀貫之が、古今集の勅撰を終り、其の序を製し、紀長谷雄が之を漢譯し、又紀貫之は土佐日記を造りて、和文に依りて自由に意思の發表を爲すの範を造りたるは、平安朝に創始せられたる文化の結晶であるばかりでなく、實に應神十六年（晋太康六年、西曆二八五年）に接取したる漢字が、醍醐天皇の延喜五年（唐天祐二年、西曆九〇五年）に至りて、茲に始めて渾然として消化せられたのであるが、其の間に費やしたる年月は六百二十年の久しきに亘つて居る。而して此の記念すべき延喜五年の古今集の序文の作製せられたる翌年は、我國の文化に最も關係深き唐の社稷は滅亡して、後梁の太祖が起つて開平元年と改元したるは、即ち延喜七年であつた。

ニ、全篇の歸結

予は既に上編に於て、崇神十一年（前漢後元二年、西曆紀元前八七年）より、崇峻五年（隋開皇十二年、西曆五九二年）に至る六百七十九年間の三韓を主としたる海外との文化交流を説き、中編に於ては推古元年（隋開皇十二年、西曆五九三年）より光仁天皇の寶龜十一年（唐建中元年、西曆七八〇年）に至る百八十八年間の支那大陸を主としたる文化交流を説きたるが、下編に於ては桓武即位の天應元年（唐建中二年、西曆七八一年）より延喜六年（唐天祐三年、西曆九〇六年）に至る、百二十五年間に亘る日唐交通を説きて、我國の上代に於ける文化の發達せる狀況を概觀したのである。故に此の區々たる小冊を以て、上下九百九十二年に亘る、文化、交通、産業を主とし、時には其の文化及び産業が政治に及ぼしたる關係にも及び、又政治が文化並に産業に及ぼしたる影響にも言及せんとしたから、其の論緒が雜駁に流れたるは、筆者の頗る遺憾とする所なるも、元來が昨年十一月二十二日と、本年二月二十一日の二回に亘る六時間の講演筆記を訂正した

るものなれば、其の取捨煩簡の要を得ざる點と、重要部分の脱漏もあるが、若し之を詳述せんと欲せば、一の文學史又は産業史ともなり、或は外交史又は政治史ともなるものなれば、到底短篇の能く盡くす所ではない。

故に遺憾ではあるが、茲に一先づ本篇を擲筆し、我國上代に於ける一千年間に亘る、日華との文化及び交通を概観するに止むることゝしたるも、平安朝に於て産出したる、我國文學に關する説明が、餘りに簡單に失したるを以て、本篇の附録として古今集の和文の序と、紀長谷雄の漢文の序とを付することとしたるは、即ち和文を以て顯はされたる紀貫之の思想は、何の凝滞もなく自由に言ひ廻はされて居る上に、其の直譯とも云ふべき長谷雄の漢文も、實に少しも滯晦する所なくして、其の原序の意を盡くされて居る點を見れば、平安の文化も此の時を以て完成期に達したと云ふとは明かであるが、此の文學と平安の山川とは、終に我國民を驅つて、著るしく花鳥風月を友として自然を樂しむの性情を養はしめ、其の餘弊は終に文弱に流れて、幾許もなく平氏又は源氏の武將政治を産出したるが、夫は文學其の物の罪には非らずして、平安京の環境が餘りに優美にして、思想が餘りに柔和に過ぎた結果なれば、文學の罪ではなかつたのみならず、我國の文化はかくして發達したるものなれば、漢文化を取り入れたる先人の勞を多すると共に、水を飲んで源を思へば、我國が今日の文化を有するには、少くとも上代に於ける一千年に亘る努力の賜があつたと云はねばならぬ。故に一言を誌して本篇の結語とする。

附録古今和歌集序

一、和 文

倭歌は、人の心を種として、よろづの言の葉とぞなれりける。世の中にある人、ことわざ繁きものなれば、心に思ふ事を、見るもの聞くものにつけていひ出だせるなり。花に鳴く鶯、水に住むかはづの聲を聞けば、いきとしいけるもの、いづれか歌を詠まざりける。力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中をもや

紀 貫 之

はらげ、猛きものふの心をも慰むるは歌なり。この歌、天地の開け始まりける時よりいできにけり。しかあれども、世に傳はることは、久方の天にしては、下照姫にはじまり、あら金の土にしては、素盞鳴尊よりぞおこりける。

ちはやぶる神代には、歌のもしも定まらず、すなほにして、ことの心わき難かりけらし。人の世となりて、素盞鳴命よりぞ、みそもじ餘り一文字はよみける。

かくてぞ、花をめて、鳥を羨み、霞を憐び、露を悲ぶ心ことば多く、さまざまになりける。遠き處も、出立つ足もとよりははじまりて、年月をわたり、高き山も、麓の塵ひちよりなりて、天雲たなびくまで生ひのほれるが如くに、この歌も、かくの如くなるべし。難波津の歌は、みかどのおほんはじめなり。淺香山の言の葉は、采女の戯より詠みて、このふた歌は、歌の父母のやうにてぞ、手習ふ人のはじめにもしける。

そもそも、歌のさまざまつなり。唐の歌にもかくぞあるべき。そのむくさの一つにはそへ歌、二つにはかぞへ歌、三つにはなすらへ歌、四つにはたとへ歌、五つにはただごと歌、六つにはいはひ歌なり。

今の世の中色につき、人の心花になりけるより、あだなる歌、はかなき言のみ出でくれば、色ごのみの家に埋木の人しれぬ事となりて、まめなる所には、花薄、ほに出だすべき事にもあらずなりけり。そのはじめを思へば、かゝるべくなむあらぬ。古への代々のみかど、春の花のあした、秋の月の夜毎に、さぶらふ人々を召して、事につけつゝ、歌を献らしめ給ふ。あるは、花を翫ぶとて、たよりなき所にまどひ、あるは、月をおもふとて、しるべなき闇にたどれる心々を見給ひて、さかし愚なりとしろしめしけむ。しかあるのみならず、さざれ石に喩へ、筑波山にかけて君をねがひ、よろこび身にすぎ、たのしみ心に餘り、富士の烟によそへて人を戀ひ、松蟲の音に友をしのみ、高砂、住の江の松も、あひおひのやうに覚え、男山の昔を思ひいで、女郎花の一時をくねるにも、歌をいひてぞ慰めける。また、春のあしたに花の散るを見、秋の夕暮に木の葉の落つるを聞き、あるは、年毎に鏡の影に見ゆる雪と波とを歎き、草の露、水の泡

を見て、わが身を驚き、あるは、きのふは榮えおごりて、けふは、時をうしない世にわび、親しかりしも疎くなり、あるは、松山の波をかけ、野中の水を波み、秋萩の下葉をながめ、曉の鳴の羽搔を數へ、あるは、吳竹の憂きふしを人にいひ、吉野川をひきて世の中を恨み來つるに、今は、富士の山の烟も立たずなり、長柄の橋もつくるなりと聞く人は、歌にのみぞ心を慰めける。

古へより、かく傳はるうちにも ならの御時よりぞ弘まりにける。かの御時に、柿本人麻呂なむ、歌のひじりなりける。又山部赤人と云ふ人あり、歌にあやしく妙なりけり。人麻呂は、赤人が上に立たむ事かたく、赤人は、人麻呂が下に立たむ事難くなむありける。この人々をおきて、又優れたる人も、吳竹の代々に聞え、片絲のよりより絶えずぞありける。これよりさきの歌を集めてなむ、萬葉集となづけられたりける。

かの御時より年は百とせに餘り、世は十つぎになむなりける、ここに、いにしへの事をも、歌の心をも知れる人、よむ人多からず、わづかに、一人二人なりき。しかあれど、これかれ、得たる所、得ぬ所、互になむある。いまこの事をいふに、つかさ位たかき人をば、たやすきやうなれば入れず。そのほかに、近き世にその名聞えたる人は、即ち、僧正遍昭は、歌のさまは得たれども、まことすくなし。たとへば、繪に書ける女を見て、いたづらに、心を動かすが如し。在原業平は、その心あまりて、言葉たらず。いはばしほめる花の色なくて、匂残れるが如し。文屋康秀は、詞はたくみにて、そのさま身におはず。いはば、あき人のよき衣著たらむが如し。宇治山の僧喜撰は、詞幽にして、はじめをはりたしかならず、いはば、秋の月を見るに、曉の雲にあへるが如し。よめる歌多く聞えねば、これ彼れを通はしてよくしらす。小野小町は、あはれなるやうにて、強からず。いはば、よき女の、惱めるところあるに似たり。つよからぬは、をうなの歌なればなるべし。大友黒主は、心はをかしくて、そのさまいやし。いはば、たき木負へる山人の花の蔭にやすめるが如し。このほかの人々、その名きこゆる、野邊に生ふるかづらの這ひひろり、林にしげき木の葉のごとく多

かれど、歌とのみ思ひて、そのさま知らぬなるべし。

かかるに、今、すべらぎの天の下しるしめすこと、四つの時、九のかへりになむなりぬる。治きおほんうつくしみの波、八洲の外まで流れ、廣きおほんめぐみの蔭、筑波山の麓よりもしげくおはしまして、よろづの政を聞き召すいとま、もろもろの事をすて給はぬあまりに、古への事をも忘れじ、舊りにし事をもおこし給ふとて、今もみそなはし、後の世にも傳はれとて、延喜五年四月十八日に、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐のさう官凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、萬葉集に入らぬふるき歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ。それが中に、梅をかざすよりはじめて、時鳥を聞き、紅葉を折り、雪を見るにいたるまで、又鶴龜につけて君を思ひ、人をも祝ひ、秋萩夏草を見て、妻を戀ひ、逢坂山にいたりて手向を祈り、あるは、春夏秋冬にも入らぬくさぐさの歌をなむ選ばせひける。すべてちうたはた卷。名づけて、古今和歌集といふ。

かく、この度あつめ選ばれて、山した水のたえず、濱の眞砂かず多くつもりぬれば、今は、飛鳥川の、瀬になる恨も聞えず、さざれ石の巖となるよろこびのみぞあるべき。それまくら、詞は、春の花匂すくなくして、空しき名のみ、秋の夜の長きをかてれば、かつは、人の耳におそり、かつは、歌の心にはち思へど、たなびく雲の立ちる、啼く鹿のおきふしは、貫之らが、この世に生まれて、この事の時にあへるをなむ喜びぬる。人麻呂なくなりたれど、歌のこととどまれるかな。たとひ、時移り事去り、たのしび悲びゆきかふとも、この歌の文字あるをや。青やきの絲絶えず、松の葉の敢り失せずして、まさ木のかづら長く傳はり、鳥の跡久しくとどまれらば、この歌のさまを知り、事の心をも得たらむ人は、大空の月を見るが如くに、古くを仰ぎて、今を戀ひざらめかも。

二、漢文

夫和歌者、託其根於心地、發其花於詞林者也、人之在世、不能無爲、思慮易遷、哀樂相變、感生於志、詠形於言、

紀淑望

是以逸者其聲樂、怨者其吟悲、可述懷、可發憤、動天地、感鬼神、化人倫、和夫婦、莫宜於和歌、和歌有二六義、一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌、若夫春鶯之囀、花中、秋蟬之吟、樹上、雖無曲折、各發歌語、物皆有之、自然之理也、然而、神世七代、時質人淳情欲無分、和歌未作、逮于素盞鳴尊、到出雲國、始有三十一字之詠、今反歌之作也、其後、雖天神之孫、海童之女、莫不以和歌通情者、爰及二人代、此風大興、長歌、短歌、旋頭、混本之類、雜體非一、源流漸繁、譬猶拂雲樹生、自寸苗之煙、浮天浪起、於一滴之露、至如下難波津之什獻、天皇、富緒川之篇報、太子、或事關神異、或興入幽玄、但見上古之歌、多存古質之語、未為耳目之翫、徒為教戒之端、古天子、每良辰美景、詔待臣預宴庭者、獻和歌、君臣之情、由斯可見、賢愚之性、於是相分、所以下隨民之欲、擇士之才也、自大津皇子之初作詩賦、詞人才子、慕風繼塵、移彼漢家之字、化我日域之俗、民業一改、和歌漸衰、然猶有先師梯本大夫者、高振神妙之思、獨步古今之間、有山邊赤人者、並和歌仙也、其餘業和歌者、綿綿不絕、及彼時變澆漓、人貴奢淫、浮詞雲興、艷流泉涌、其實皆落、其花孤榮、至有下好色之家、以之為花鳥之使、乞食之客、以之為活計之媒、故半為婦人之右、難進大夫之前、近代存古風者、纔三三人、然長短不同、論以可辨花山僧正、尤得歌體、然其詞華而少實、如圖畫好女、徒動人情、在中原將之歌、其情有餘、其詞不足、如下萎花雖少、彩色而有薰香、文琳巧詠物、然其體近俗、如賈人之著鮮衣、宇治山僧喜撰、其詞花麗、首尾停滯、如下望秋月一遇

曉雲、小野小町之歌、古衣通姬之流也、然艷而無氣力、如病婦之著花粉、大友黑主之歌、古猿丸大夫之次也、頗有逸興、而體甚鄙、如田夫之息、花前也、此外、氏姓流聞者、不可勝計、其大底皆以艷為基、不知歌之趣者也、俗人爭事榮和、不用詠和歌、悲哉、雖下貴兼相將、富餘金錢、而骨未腐、土中、名先滅於世上、適為後世、被知者、唯和歌之人而已、何者、語近人耳、義憤神明也、昔平城天子詔侍臣、令撰萬葉集、自爾以來、時歷二十代、數過二百年、其後和歌棄不被採、雖風流如野宰相、輕情如在納言、而皆以他才聞、不下以斯道顯、伏惟陛下御宇、于今九載、仁流秋津洲之外、惠茂筑波山之陰、淵變為瀨之聲、寂々閉口、砂長為巖之頌、洋々滿耳、思繼既絕之風、欲興久廢之道、爰詔大內記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河內躬恒、右衛門府生壬生忠峯等、各獻家集、竝古來舊歌、曰續萬葉集、於是重有詔、部類所奉之歌、勒而為二十卷、名曰古今和歌集、臣等詞少、春花之艷、名竊秋夜之長、況乎進、恐時俗之嘲、退慙才藝之拙、適遇和歌之中興、以樂吾道之再昌、嗟呼、人麿既沒、和歌不在、斯哉、于時延喜五年歲次乙丑四月十八日、臣貫之等謹序。

(昭和六年二月二十一日外務省文化事業部に於ける講演)

(終)

62-023

（一）

（Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns.)

